

岐阜県公共施設等総合管理基本方針

【平成 27 年度～令和 6 年度】

平成 27 年 8 月 策定

(令和 6 年 3 月)

岐 阜 県

はじめに

本県においては、平成 22（2010）～24（2012）年度に実施した行財政改革アクションプランの取組みにより、平成 25（2013）年度決算で起債許可団体から脱却するなど、持続可能な財政運営への道筋が見えてきたところであるが、引き続き厳しい財政状況の中で、人口減少や少子高齢化への対応、自然災害に備えた国土強靭化をはじめ、「清流の国ぎふ」づくりに向けたさまざまな政策等を展開していくことが必要となっている。

こうした中、本県の公共施設等（庁舎や学校等の建物及び道路等のインフラ施設）については、その多くが高度経済成長期に整備されたものであり、これから大量に更新時期を迎えるため、大規模な改修や建替えの経費が増大することが見込まれる。また、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも予想される。

そこで、公共施設等の計画的・効率的な修繕や更新等を実施し、施設の長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図るとともに、人口減少等を踏まえた公共施設等の最適な配置を実現する必要がある。これまでも、個別の公共施設等毎のこうした取組みは進めてきたものの、全庁的な情報共有が十分になされていなかったところであります。今般、建物及びインフラ施設の双方を対象とした一つの方針を策定し、公共施設等を巡るこれらの課題に、全庁的に取組む体制を構築することとするものである。そのため、本方針は、本県が所有するすべての公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を策定するものであり、個別の公共施設等に係る具体的な対応方針は、本方針を踏まえ、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）として策定することとしている。

なお、本方針は、「インフラ長寿命化基本計画（平成 25（2013）年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び平成 26（2014）年 4 月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」と位置づけるものとする。

- 本方針は、特に記載のある部分を除き、平成 26（2014）年度末の本県の公共施設等の状況に基づいて策定したものである。
 - 本方針は、本県が所有するすべての公共施設等（※）を対象とした方針であるが、既存の財産台帳、道路台帳等及び個別施設毎の長寿命化等に関する基本方針等を基礎資料として策定したものであるため、具体的に記述する公共施設等の種類について現在取組みを進めている固定資産台帳の整備状況に合わせて精緻化するなど、必要な修正を行うことがある。
- ※ 県有施設に加え、地方独立行政法人が所有する施設など、本県が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を本方針の対象に含むこととする。

目 次

| | |
|--|----|
| 第一章 公共施設等の現況及び将来の見通し | 1 |
| (1) 老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況 | 1 |
| ① 建物 | 1 |
| ② 道路施設 | 10 |
| ③ 河川(河川構造物) | 13 |
| ④ 砂防施設 | 16 |
| ⑤ 治山施設 | 19 |
| ⑥ 水道・工業用水道施設 | 23 |
| ⑦ 下水道施設 | 25 |
| ⑧ 交通安全施設 | 27 |
| (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し | 28 |
| (3) 公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る中長期的な経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み等 | 30 |
| ① 中長期的な経費の見込み | 30 |
| 1. 建物 | 30 |
| [1] 庁舎、学校、その他の建物 | 30 |
| [2] 都市公園 | 34 |
| [3] 県営住宅 | 35 |
| [4] 職員宿舎 | 37 |
| 2. 道路施設 | 40 |
| 3. 河川(河川構造物) | 41 |
| 4. 砂防施設 | 43 |
| 5. 治山施設 | 44 |
| 6. 水道・工業用水道施設 | 45 |
| 7. 下水道施設 | 46 |
| 8. 交通安全施設 | 47 |
| 9. 公共施設等(総合) | 50 |
| ② 充当可能な財源の見込み | 51 |
| 第二章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | 52 |
| (1) 対象期間 | 52 |
| (2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 | 52 |
| (3) 現状や課題に関する基本認識 | 52 |

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 | 53 |
| ① 点検・診断等の実施方針 | 53 |
| ② 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針 | 53 |
| ③ 安全確保の実施方針 | 53 |
| ④ 耐震化の実施方針 | 54 |
| ⑤ 長寿命化の実施方針 | 54 |
| ⑥ 統合や廃止の推進方針 | 54 |
| ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | 54 |
| (5) P D C Aサイクルの推進方針 | 55 |
| (6) 目標指標 | 55 |
| (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針 | 55 |
| (8) 脱炭素化の推進方針 | 55 |
| (9) 木造化・木質化の推進方針 | 55 |
| 第三章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | 56 |
| (1) 建物 | 56 |
| ① 庁舎・事務所及び試験研究機関 | 56 |
| ② 都市公園 | 58 |
| ③ 県営住宅 | 59 |
| ④ 高等学校・特別支援学校 | 61 |
| ⑤ 警察施設 | 63 |
| ⑥ 職員宿舎 | 64 |
| ⑦ その他の建物 | 66 |
| (2) インフラ施設 | 67 |
| ① 道路施設 | 67 |
| ② 河川(河川構造物) | 69 |
| ③ 砂防施設 | 71 |
| ④ 治山施設 | 73 |
| ⑤ 水道・工業用水道施設 | 75 |
| ⑥ 下水道施設 | 77 |
| ⑦ 交通安全施設 | 79 |
| ⑧ その他のインフラ施設 | 81 |
| 用語集 | 82 |
| 補足資料(有形固定資産減価償却率の推移) | 87 |

岐阜県公共施設等総合管理基本方針

第一章 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 老朽化の状況をはじめとした公共施設等の状況

① 建物

1. 県有財産（土地・建物）の現状

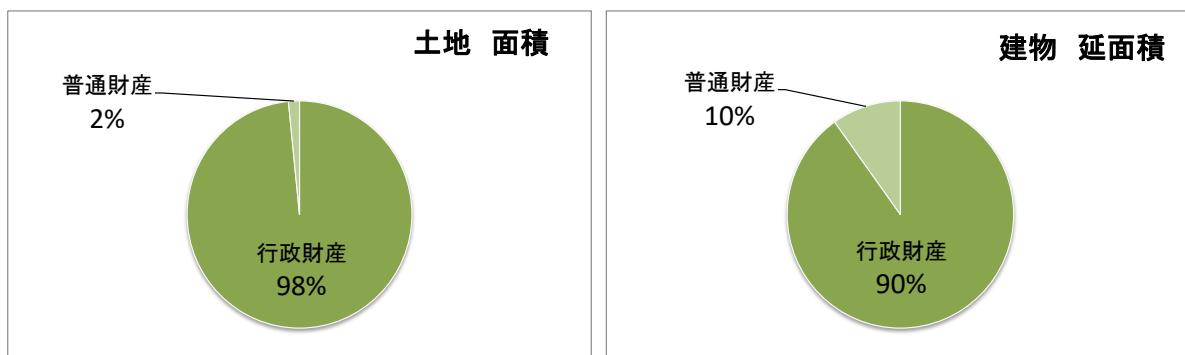
本県が保有する県有財産（土地・建物）は、平成 26（2014）年度末現在で、土地の面積が約 18,892 万 m²、建物の延面積が約 244 万 m²と膨大な量となっている。

行政財産と普通財産の内訳で見ると、土地については行政財産が約 98%、普通財産が約 2 %となっており、建物については行政財産が約 90%、普通財産が約 10%となっている（図表 1-1）。

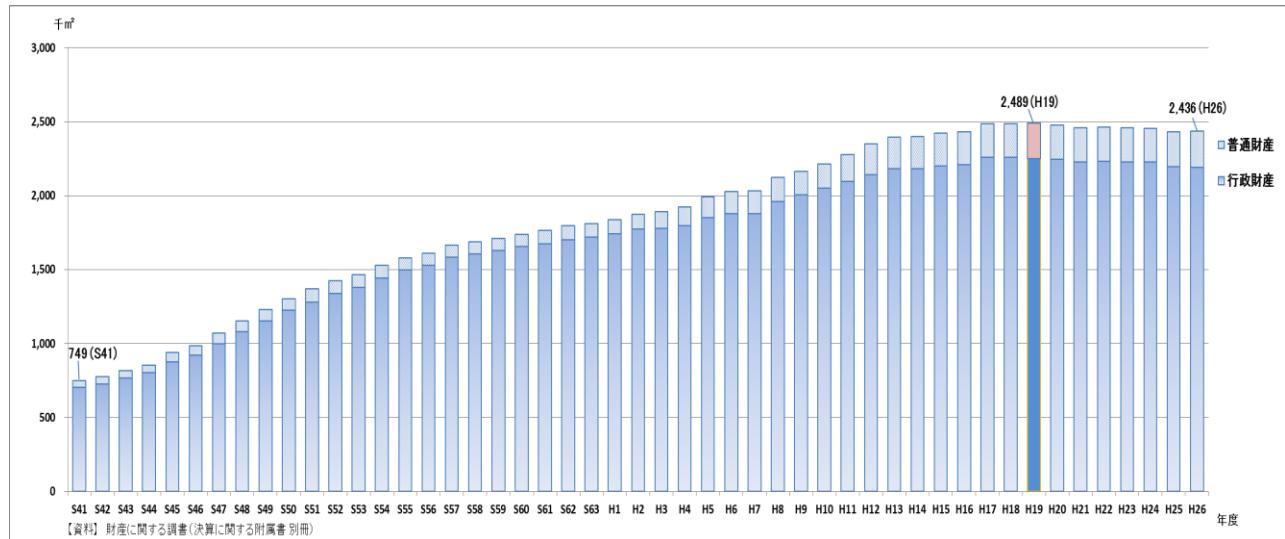
建物の保有量（延面積）の過去からの推移を見ると、高度経済成長期を中心多く の施設が整備され右肩上がりに増加してきたが、平成 19（2007）年度（約 249 万 m²）をピークに縮小に転じている（図表 1-2）。

【図表 1-1】財産台帳 土地面積・建物面積（平成 26（2014）年度末）

| 区分 | 土地 | | 建物 | | |
|------|---------------------|----------------|----------------------|--------------|--------|
| | 面積(m ²) | 構成比 | 延面積(m ²) | 構成比 | |
| 行政財産 | 公用財産 | 1,923,090.85 | 1.0% | 353,407.66 | 14.5% |
| | 公共用財産 | 15,781,812.26 | 8.4% | 1,812,721.91 | 74.4% |
| | その他 | 168,140,132.40 | 89.0% | 26,361.87 | 1.1% |
| | 小計 | 185,845,035.51 | 98.4% | 2,192,491.44 | 90.0% |
| 普通財産 | 職員宿舎 | 229,173.24 | 0.1% | 165,668.91 | 6.8% |
| | 賃付財産 | 534,950.11 | 0.3% | 57,565.92 | 2.4% |
| | その他 | 2,313,447.19 | 1.2% | 20,239.30 | 0.8% |
| | 小計 | 3,077,570.54 | 1.6% | 243,474.13 | 10.0% |
| 総計 | | 188,922,606.05 | 100.0% | 2,435,965.57 | 100.0% |



【図表 1-2】建物保有量（延面積）の過去からの推移



2. 建物の老朽化の状況と今後の見通し

建物は、平成 26 (2014) 年度末現在で 5,691 棟（倉庫、車庫などを含む。）、延面積で約 244 万 m²、平均築年数は 30.3 年となっている。

用途別棟数の割合を見ると、高等学校・特別支援学校が約 4 割を占め、次いで職員宿舎、警察施設の順となっており、これらの用途で全体の約 7 割を占めている。

用途別延面積の割合についても、高等学校・特別支援学校が約 4 割を占め、次いで教育・文化・体育施設、県営住宅の順となっており、これらの用途で全体の約 7 割を占めている（図表 1-3）。

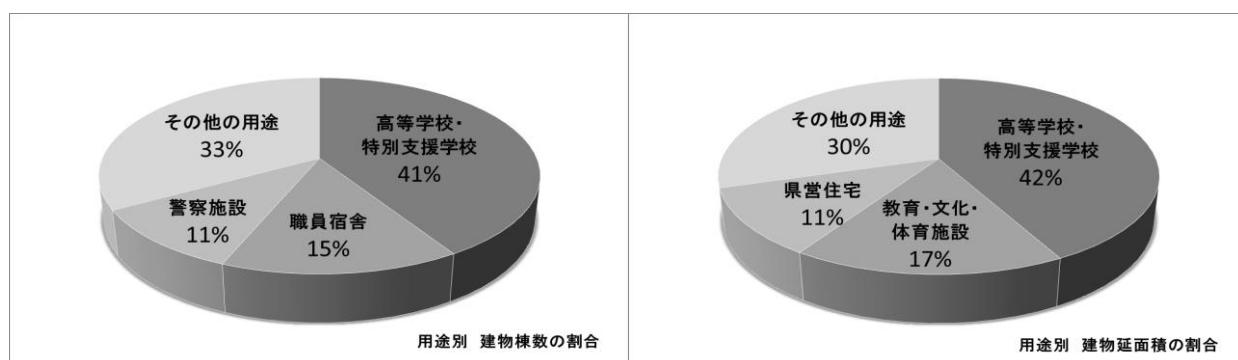
構造別で見ると、棟数では鉄骨造が約 4 割を占め、次いで鉄筋コンクリート造等の順となっており、これらで全体の約 7 割を占めている。延面積では鉄筋コンクリート造等の割合が高く、8 割を超えている。

なお、構造別の平均築年数は、鉄筋コンクリート造等が 31.0 年、鉄骨造が 28.7 年となっている（図表 1-4）。

用途別建築年数を見ると、庁舎・事務所については、建築後 30 年以上経過したものが棟数で 8 割、延面積で 9 割を超えており、他の用途と比べて老朽化した建物の割合が高くなっている（図表 1-5、1-6）。

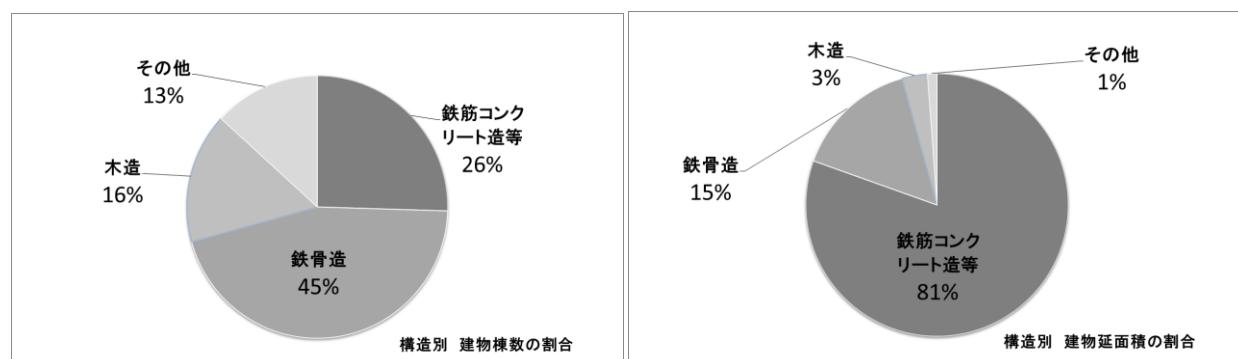
【図表 1-3】用途別建物棟数・延面積、平均築年数（平成 26（2014）年度末）

| 区分 | 用 途 | 棟 数 | | | 平均築年数 (年) |
|------|-----------------|-------|--------|----------------------|--------------|
| | | | 構成比 | 延面積(m ²) | |
| 行政財産 | 庁舎・事務所 | 246 | 4.3% | 148,261.28 | 6.1% 35.6 |
| | 試験研究機関 | 287 | 5.0% | 76,922.67 | 3.2% 35.9 |
| | 警察施設 | 600 | 10.5% | 128,223.71 | 5.3% 27.6 |
| | 高等学校・特別支援学校 | 2,353 | 41.4% | 1,027,814.19 | 42.2% 29.2 |
| | 教育・文化・体育施設 | 356 | 6.3% | 410,111.09 | 16.8% 30.5 |
| | 福祉施設 | 167 | 2.9% | 66,783.90 | 2.7% 31.3 |
| | 公園 | 294 | 5.2% | 37,347.43 | 1.5% 21.1 |
| | 県営住宅 | 353 | 6.2% | 270,665.30 | 11.1% 31.5 |
| | その他の行政財産 | 66 | 1.2% | 26,361.87 | 1.1% 22.7 |
| 普通財産 | 職員宿舎 | 842 | 14.8% | 165,668.91 | 6.8% 34.6 |
| 財産 | その他の普通財産(貸付財産等) | 127 | 2.2% | 77,805.22 | 3.2% 33.5 |
| | 総 計 | 5,691 | 100.0% | 2,435,965.57 | 100.0% 30.3 |

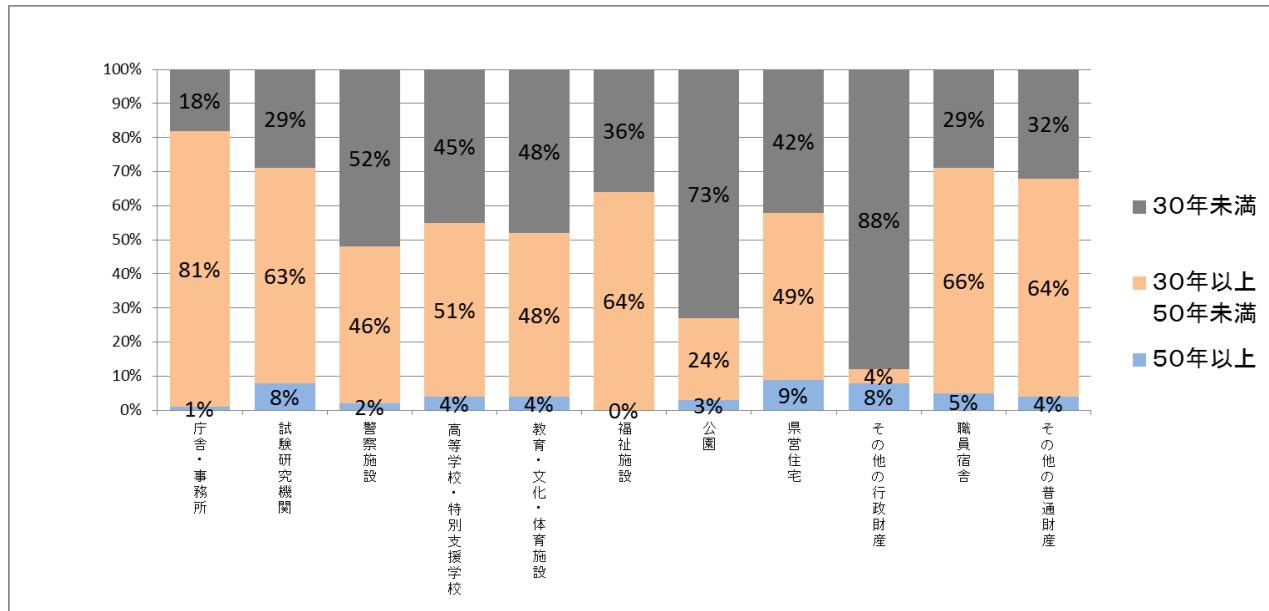


【図表 1-4】構造別建物棟数・延面積（平成 26（2014）年度末）

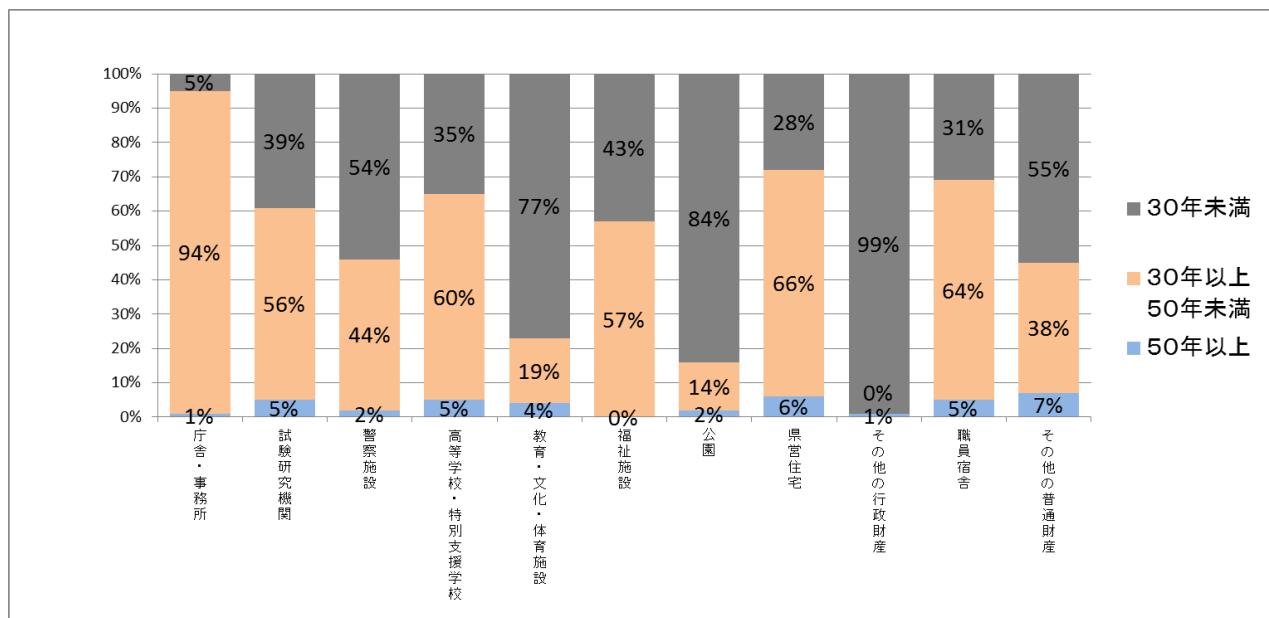
| 構 造 | 棟 数 | | | 平均築年数 (年) |
|-------------------|-------|--------|----------------------|--------------|
| | | 構成比 | 延面積(m ²) | |
| 鉄筋コンクリート造等 | 1,450 | 25.5% | 1,960,251.72 | 80.5% 31.0 |
| 鉄骨造 | 2,575 | 45.3% | 372,059.02 | 15.3% 28.7 |
| 木造 | 913 | 16.0% | 75,571.74 | 3.1% 29.7 |
| その他(コンクリートブロック造等) | 753 | 13.2% | 28,083.09 | 1.1% 35.4 |
| 総 計 | 5,691 | 100.0% | 2,435,965.57 | 100.0% |



【図表 1-5】用途別建築年数の比較【棟数割合の場合】(平成 26 (2014) 年度末)



【図表 1-6】用途別建築年数の比較【延面積割合の場合】(平成 26 (2014) 年度末)

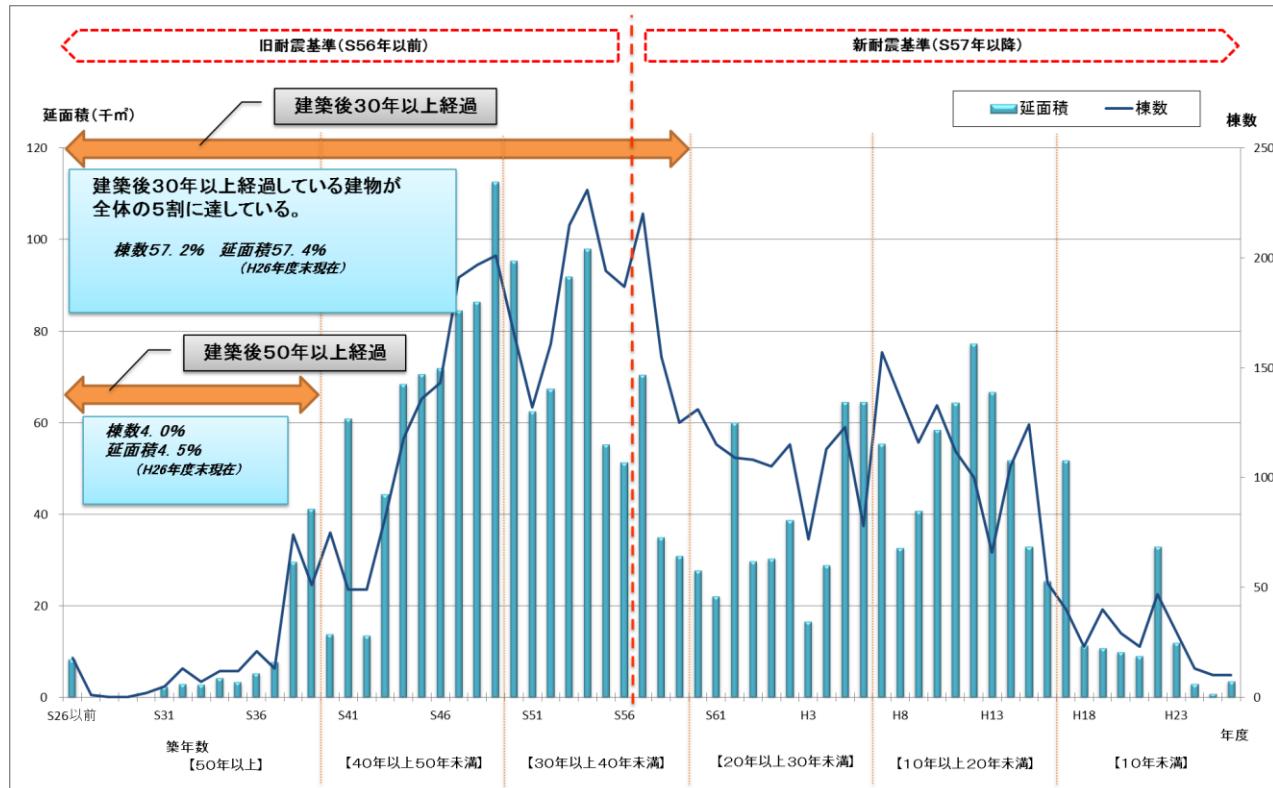


建物は、建築後の年月の経過とともに、建築部材の劣化や設備機器の故障等が発生し、各種設備点検等の業務委託及び日常的な修繕等（以下「維持管理」という。）、施設の安全性確保や機能維持のための工事（以下「維持保全」という。）に係る経費が増大するとともに、時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、機能向上を伴う大規模な改修工事や建替え（以下「再整備」という。）の検討が必要になる。

平成 26 (2014) 年度末現在における建築年度別の分布状況を見ると、建築後 30 年以上経過した建物は棟数で 57.2%、延面積で 57.4% といずれも全体の 5 割に達してお

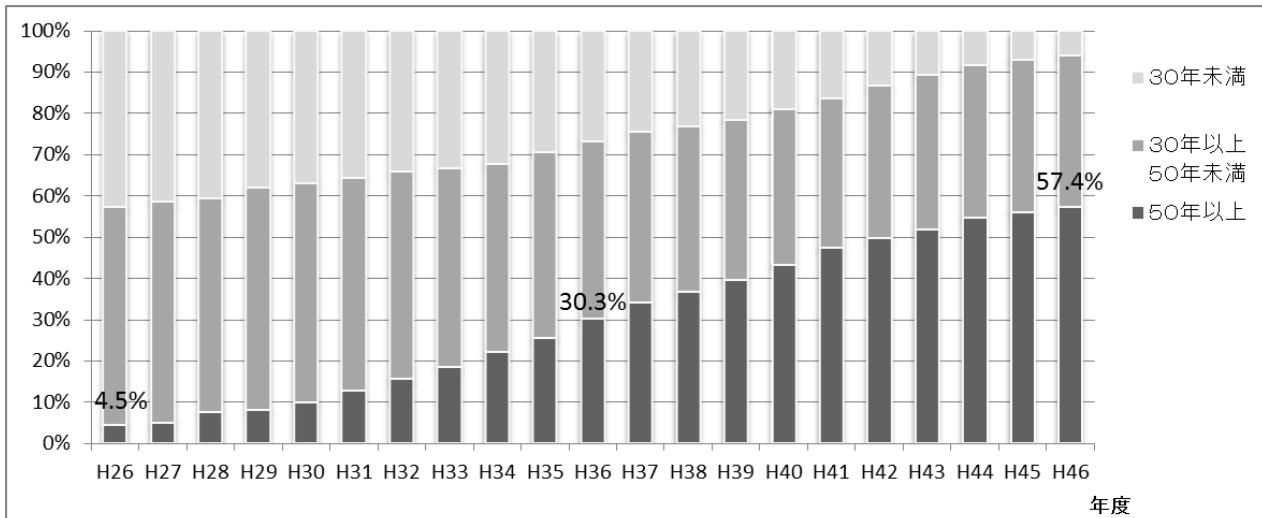
り、老朽化が進んでいる。このうち、建築後50年以上経過した建物は、延面積で4.5%と現時点ではそれほど高くないが、今後、新築や除却がないものと仮定して推計した場合、10年後（平成36（2024）年度）には30.3%、20年後（平成46（2034）年度）には57.4%に達することとなり、老朽化がさらに進行する（図表1-7、1-8）。

【図表1-7】建築年度別分布状況〔棟数、延面積〕（平成26（2014）年度末）



| 築年数 | 30年以上 | | | 30年未満 | | | 計 | |
|------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| | 50年以上 (~S39) | 40年以上 50年未満 (S40~49) | 30年以上 40年未満 (S50~59) | (~S59) | 20年以上 30年未満 (S60~H6) | 10年以上 20年未満 (H7~16) | 10年未満 (H17~26) (S60~H26) | |
| 棟 数 (比率) | 229 (4.0%) | 1,241 (21.8%) | 1,786 (31.4%) | 3,256 (57.2%) | 1,069 (18.8%) | 1,101 (19.3%) | 265 (4.7%) | 5,691 (100.0%) |
| 延面積[m ²] (比率) | 109,608.78 (4.5%) | 628,470.39 (25.8%) | 659,340.75 (27.1%) | 1,397,419.92 (57.4%) | 384,834.56 (15.8%) | 507,099.69 (20.8%) | 146,611.40 (6.0%) | 2,435,945.65 (42.6%) |

【図表 1-8】建築後 50 年以上経過する建物の延面積割合の推計



3. 建物に係る取組み

(1) 長寿命化等の取組み

2. で述べた状況から、今後、建物の維持管理、維持保全及び再整備の経費が大幅に増大するほか、再整備の時期が集中することが見込まれる。特定の時期に再整備が集中することは、大きな財政負担となるうえ、将来にわたり影響を及ぼすことになる。

そのため、「平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度の行財政改革の具体的な取組み」の一つとして、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全及び再整備を実施し、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図ることとした。

このうち、建物については、個々の施設の老朽度や、各年度に見込まれる維持保全に要する経費などの調査・分析を実施しており、後記（3）①1. [1] (2) のとおり維持保全に要する中長期的な経費の見通しとして、本方針に反映している。

(2) 耐震化の取組み

建物の耐震基準は昭和 56（1981）年に改正されたが、本県の建物の約半数は旧耐震基準で建築された建物である。

建物の耐震化については、「岐阜県耐震改修促進計画」に耐震性能の確保推進が掲げられており、計画的に取組んでいる。

旧耐震基準で建築された耐震診断対象の建物 823 棟の耐震化状況は、図表 1-9 のとおりである。耐震性が不十分な建物のうち、対応済み（補強工事済み、使用中止など）が 403 棟あり、未対応 49 棟のうち、再整備予定等を除く 41 棟については順次補強工事を実施する予定で、特に防災拠点となる庁舎については、平成 27（2015）

年度、警察署については、平成 28（2016）年度までに耐震化完了を目指している。

【図表 1-9】建物における耐震化の状況（平成 26（2014）年 5 月末）

| 区分 | 用 途 | 全棟数 (26年度末) | うち、 S56以前 棟数 (X+Y) | うち、耐震診断の対象建物（注） | | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------------|-----------------------------|----------------------|------------------|---------------------------------|--------------|------|--------------|-------------|------|------------------------------|
| | | | | S56以前 棟数 (X+Y) | 耐震性 有り (X) | 耐震性 なし (Y) (= Y1 + Y2) | 対応済み (Y1) | 補強済み | 解体・使用 中止等 | 未対応 (Y2) | 補強予定 | 改築予定・ 解体予定・ 使用中止 予定 |
| | | | | | | | | | | | | |
| 行政 財産 | 庁舎・事務所 | 246 | 178 | 30 | 6 | 24 | 15 | 11 | 4 | 9 | 9 | 0 |
| | 試験研究機関 | 287 | 186 | 29 | 11 | 18 | 4 | 1 | 3 | 14 | 14 | 0 |
| | 警察施設 | 600 | 194 | 31 | 12 | 19 | 7 | 5 | 2 | 12 | 8 | 4 |
| | 高等学校・特別支援学校 | 2,353 | 973 | 381 | 90 | 291 | 291 | 239 | 52 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育・文化・体育施設 | 356 | 141 | 38 | 13 | 25 | 20 | 10 | 10 | 5 | 5 | 0 |
| | 福祉施設 | 167 | 89 | 38 | 23 | 15 | 12 | 10 | 2 | 3 | 2 | 1 |
| | 公園 | 294 | 64 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| | 県営住宅 | 353 | 188 | 126 | 93 | 33 | 33 | 13 | 20 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の行政財産 | 66 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 普通 財産 | 職員宿舎 | 842 | 477 | 135 | 114 | 21 | 18 | 0 | 18 | 3 | 0 | 3 |
| | その他の普通財産(貸付財産等) | 127 | 77 | 10 | 5 | 5 | 3 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 |
| | 総 計 | 5,691 | 2,574 | 823 | 371 | 452 | 403 | 289 | 114 | 49 | 41 | 8 |

（注）耐震診断の対象は、昭和56年5月31日以前に、旧耐震基準で建築された県有建物のうち、木造・コンクリートブロック造以外の構造で、延床面積200m以上かつ、居室を有する建物としている。

（3）歳入確保の取組み

厳しい財政状況の下、歳入確保対策として、県有財産の売却、自動販売機設置の競争入札制度の導入、庁舎内の民間広告掲出、駐車場の民間貸付、ネーミングライツ、太陽光発電事業者への県有財産の貸付等について積極的に取組んでいる。

1 県有財産の売却

平成 22（2010）年 4 月以降、県有未利用地等 46 物件を売却した。

歳入額：32.3 億円（平成 26（2014）年度までの計。以下同じ。）

2 自動販売機設置の競争入札制度の導入

平成 21（2009）年度以降、延べ 303 施設、731 台の自動販売機設置に競争入札制度を導入している。

歳入額：6.2 億円

3 庁舎内の民間広告掲出

県庁舎は平成 21（2009）年 6 月から、各総合庁舎は平成 22（2010）年 6 月から、エレベーターホールに広告を掲出している。

歳入額：7.6 百万円

4 駐車場の民間貸付

平成 22（2010）年 4 月以降、駐車場（県庁前公園北駐車場、旧岐阜県庁舎・立

体駐車場) の民間貸付を実施している。

歳入額：26 百万円

5 ネーミングライツ

平成 23 (2011) 年 4 月以降、ネーミングライツ (ふれあい福寿会館 (岐阜県県民ふれあい会館)、ヒマラヤアリーナ (岐阜アリーナ)) を導入している。

歳入額：52 百万円

6 太陽光発電事業者への県有財産の貸付

県内のエネルギー関連企業の育成、雇用創出等による地域活性化及び県有財産の有効活用を目的として、土地を貸し付けて発電事業者が発電を行ういわゆるメガソーラー (美濃加茂エナジーファーム) と、建物の屋根を貸す屋根貸し (高等学校 6 校) により、太陽光発電事業を実施する事業者を募集し、平成 25 (2013) 年度から発電を開始している。

歳入額：16 百万円

(4) 施設の休廃止、機能見直し、県以外の事業主体への移管等の取組み

1 生徒いきいきプラン

平成 15 (2003) ~19 (2007) 年度には県立高等学校を再編成する「生徒いきいきプラン」を実施し、県立高等学校数は、平成 14 (2002) 年度の 74 校から平成 19 (2007) 年度には 63 校となった。

2 行財政改革アクションプラン

平成 22 (2010) ~24 (2012) 年度には「行財政改革アクションプラン」により、施設の休廃止等の取組みを実施した (図表 1-10)。

【図表 1-10】「行財政改革アクションプラン」による施設の休廃止等の取組み

| 区分 | 施設名 |
|------------------------|--|
| 休廃止 (7 施設) | 岐阜県伊自良青少年の家、岐阜県閑ヶ原青少年自然の家、岐阜県土岐少年自然の家、岐阜県御嶽少年自然の家、岐阜マリンスポーツセンター、岐阜県県民文化ホール未来会館、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー |
| 機能見直し (8 施設) | 飛騨・世界生活文化センター、岐阜県ミュージアムひだ、南飛騨健康増進センター、岐阜県科学技術振興センター、VRテクノセンター、アネックス・テクノ 2、ワークショップ ²⁴ 、岐阜県長良川スポーツプラザ |
| 県以外の事業主体への移管 (7 施設) | 岐阜県立清流園、長良公園、島公園、岐阜県飛騨木曽川国定公園下呂温泉乗政野営場野営施設、岐阜県白山国立公園大白川野営場野営施設、岐阜県恵那山高原国民休養地、岐阜産業会館 |

3 既存施設の集約化・複合化及び転用

平成 27（2015）年 4 月、「岐阜県障がい者総合相談センター」の供用を開始し、身体、知的及び精神障がい（発達障がいを含む）に対する県の相談機関を同一建物内に集約し一元的な相談支援を実施している。

平成 27（2015）年 9 月には、文化施設と運転教育施設の二つの機能を持つ複合施設として、「岐阜県県民文化ホール未来会館」（「ぎふ清流文化プラザ」に名称変更）の再開を予定している。

また、平成 26（2014）年 3 月に策定した「岐阜県成長・雇用戦略」に基づき、賃貸オフィス等として利用していたアネックス・テクノ 2 を、航空宇宙や医療福祉機器・医薬品などの成長産業を担う人材育成拠点「成長産業人材育成センター（仮称）」として活用する。

県以外の機関の施設との集約化・複合化にも取組んでいる。

平成 26（2014）年度から、郡上市建設部が県郡上総合庁舎へ移転して執務しており、県と市の関連部署が同じ庁舎で執務することにより、住民サービスの向上や効率的・効果的な行政運営が図られている。

今後、他の機関との間でも同様の取組みを検討していく。

（5）指定管理者制度の導入

本県では、平成 16（2004）年度から公の施設の指定管理者制度を導入し、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図っている（図表 1-11）。

【図表 1-11】公の施設の指定管理者制度導入施設数

| H16 (2004) | H17 (2005) | H18 (2006) | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 3 | 9 | 46 | 47 | 47 | 45 | 44 | 41 | 41 | 42 | 42 |

② 道路施設

1. 道路施設の現状

本県が管理する道路施設は、道路管理延長 4,140km（全国順位 11 位）、2m以上の橋梁 4,330 橋（全国 3 位）、トンネル 174 箇所（全国 6 位）などとなっており、全国でもトップクラスの道路施設を管理している（図表 2-1）。

また、道路照明灯、道路標識などの道路付属物や、横断歩道橋、地下横断施設などの構造物についても数多くの施設を管理している。

【図表 2-1】本県が管理する主な道路施設（平成 25（2013）年 4 月 1 日）

| | 道路管理延長 | | 橋梁数(15m以上) | | 橋梁数(2m以上) | |
|----|--------|--------|------------|--------|-----------|--------|
| | 都道府県別 | 延長(km) | 都道府県別 | 橋梁数(橋) | 都道府県別 | 橋梁数(橋) |
| 1位 | 北海道 | 11,495 | 北海道 | 3,156 | 北海道 | 5,195 |
| 2位 | 福島県 | 5,594 | 岐阜県 | 1,634 | 兵庫県 | 4,831 |
| 3位 | 新潟県 | 5,376 | 兵庫県 | 1,627 | 岐阜県 | 4,330 |

| | | | |
|-----|----------------|------------|------------|
| 岐阜県 | 11位（4,139.7km） | 2位（1,634橋） | 3位（4,330橋） |
|-----|----------------|------------|------------|

| | トンネル延長 | | トンネル箇所数 | | 地下横断歩道 | |
|----|--------|---------|---------|-----|--------|-----|
| | 都道府県別 | 延長(m) | 都道府県別 | 箇所数 | 都道府県別 | 箇所数 |
| 1位 | 岐阜県 | 104,252 | 大分県 | 254 | 長野県 | 159 |
| 2位 | 新潟県 | 100,643 | 新潟県 | 206 | 岐阜県 | 155 |
| 3位 | 長野県 | 88,510 | 長野県 | 198 | 愛知県 | 107 |

| | | | |
|-----|--------------|-----------|-----------|
| 岐阜県 | 1位（104,252m） | 6位（174箇所） | 2位（155箇所） |
|-----|--------------|-----------|-----------|

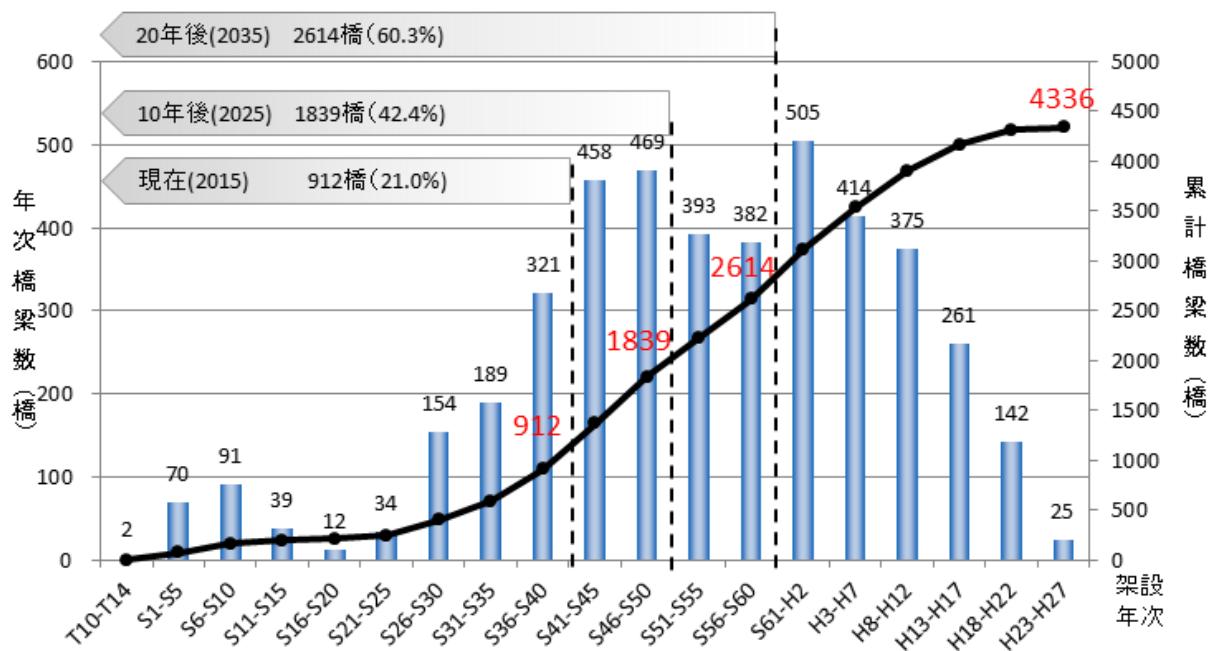
※上記順位は、全国比較ができる道路統計年報2014（平成25年4月1日時点）を使用

2. 道路施設の老朽化の状況と今後の見通し

本県の道路施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、すでに多くが老朽化（竣工後 50 年以上経過）しており、今後、それが急速に進行していく。

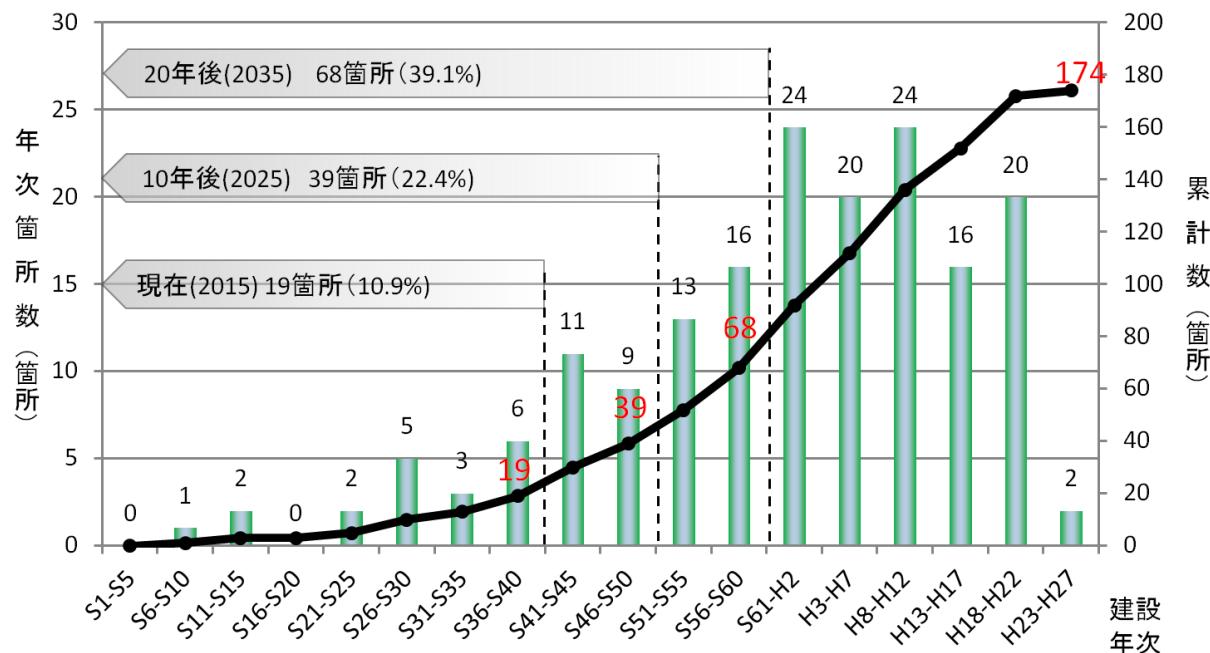
2m以上の橋梁で見てみると、県管理橋梁 4,336 橋（平成 27（2015）年 4 月 1 日時点）のうち建設後 50 年以上経過した橋梁は、912 橋（21.0%）となっているが、10 年後には 1,839 橋（42.4%）、20 年後には 2,614 橋（60.3%）となるなど、今後飛躍的に増加していく（図表 2-2）。

【図表 2-2】建設年次別橋梁（2m以上）の状況（平成 27（2015）年 4月 1日）



県管理トンネル 174 箇所（平成 27（2015）年 4月 1 日時点）のうち建設後 50 年以上経過したトンネルは、19 箇所(10.9%) となっているが、10 年後には 39 箇所(22.4%) に、20 年後には 68 箇所 (39.1%) となるなど、今後急速に老朽化が進行していく（図表 2-3）。

【図表 2-3】建設年次別トンネルの状況（平成 27（2015）年 4月 1日）



3. 道路施設に係る取組み

今後、老朽化する道路施設の維持修繕に要する経費は、急速に増大することが予想される。

本県では、個々の道路施設に適した維持修繕の手法を明確にし、施設の長寿命化や経費の縮減により、効率的かつ計画的な維持修繕の実現を図るために、平成 19 (2007) 年度に「岐阜県道路施設維持管理指針」を策定し、平成 26 (2014) 年度には、同指針の全面改訂を実施している。

個別の維持修繕の計画については、平成 17 (2005) 年度に「岐阜県舗装修繕最適化計画」、平成 21 (2009) 年度に「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」を作成するなど、計画的に実施している。

また、平成25 (2013) 年度に道路法等が改正され、道路橋や道路トンネルなど主要構造物の点検、診断、措置、記録が義務化されたため、平成26 (2014) 年4月には、国、中日本高速道路株式会社（NEXCO）、県、市町村の各道路管理者からなる「岐阜県道路メンテナンス会議」を設置し、適正な道路管理に向け連携して推進している。

③ 河川（河川構造物）

1. 河川の現状

県管理河川の延長は、2,990.9km（全国順位8位）となっており、全国でもトップクラスの河川延長を管理している（図表3-1）。

【図表3-1】本県が管理する河川延長

平成25年4月30日現在

| 順位 | 都道府県 | 管理河川延長(km) | 順位 | 都道府県 | 管理河川延長(km) |
|----|------|------------|----|------|------------|
| 1位 | 北海道 | 12,312.1 | 5位 | 兵庫 | 3,316.5 |
| 2位 | 新潟 | 4,894.3 | 6位 | 愛媛 | 3,072.4 |
| 3位 | 長野 | 4,764.5 | 7位 | 高知 | 3,040.9 |
| 4位 | 福島 | 4,605.7 | 8位 | 岐阜 | 2,990.9 |

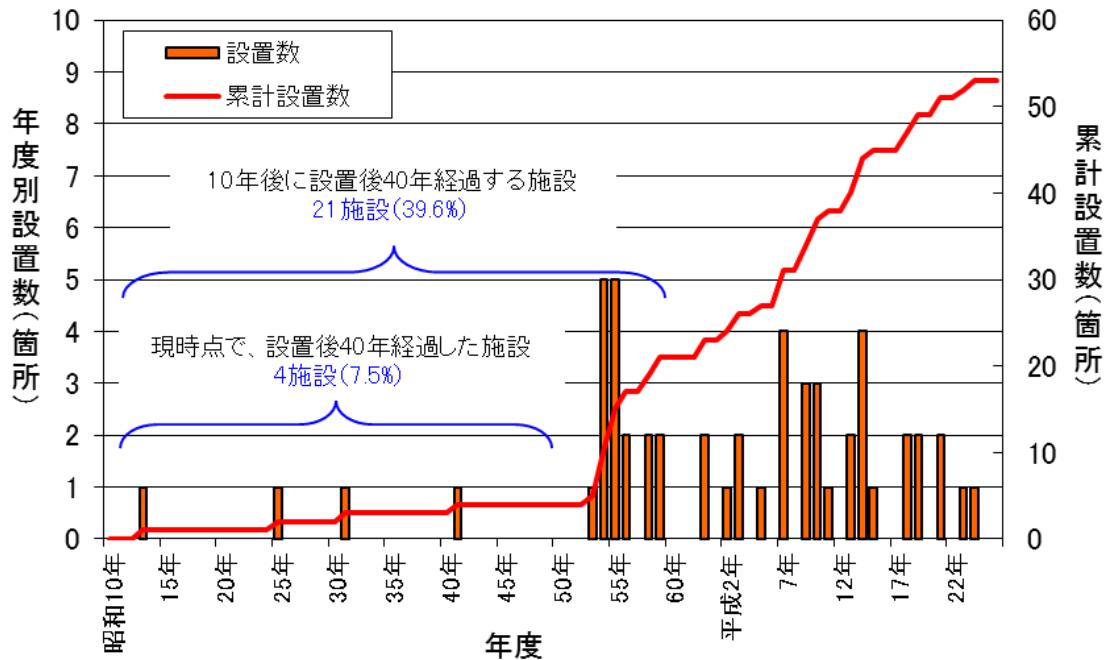
2. 河川構造物の老朽化の状況と今後の見通し

河川には、水門や樋門、堰、排水機場などの河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念される。

本県が管理する河川構造物のうち、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組みを実施する必要性が認められる施設は、全646施設ある。

そのうちの建設年次が明確な大規模施設53施設について、平成27（2015）年3月時点で、施設老朽化の目安とされる建設後40年が経過した施設は、4施設（7.5%）であるが、10年後には21施設（39.6%）になるなど、今後飛躍的に増加していく（図表3-2）。

【図表 3-2】本県の河川構造物の設置後の経過年数の推移（建設年次が明確な大規模施設 53 施設）



3. 河川構造物に係る取組み

今後老朽化する河川構造物の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

近年、短期的・局地的豪雨が頻発しており、浸水被害等を回避または最小限に抑えるためには、これらの河川構造物が出水時に確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。

本県では、平成 25 (2013) 年度に「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」を策定し、重要な治水・利水施設である河川構造物の維持保全について、これまでの対症療法型の手法から脱却し、施設の信頼性を確保しつつ、効率的かつ効果的に安全を確保するために、予防保全の考え方を取り入れて実施することとし、各施設の長寿命化に向け取組んでいる（図表 3-3）。

【図表 3-3】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」及び耐震化（河川構造物）の対象施設一覧

(単位：箇所)

| 河川構造物 | 堰 | 水門 | 樋門・樋管 | | 陸閘 | 排水機場 | 河川浄化施設 | ダム | 合計 | |
|---------|---|----|-----------------------|--------|-----|------|--------|----|----|-----|
| | | | 断面積5m ² 以上 | 操作不要※1 | | | | | | |
| 長寿命化 | 2 | 1 | 38 | 41 | 540 | 12 | 5 | 2 | 5 | 646 |
| うち大規模施設 | 2 | 1 | 26 | 0 | 0 | 12 | 5 | 2 | 5 | 53 |
| 耐震照査 | — | 1 | 26 | — | — | — | 5 | — | 5 | 37 |
| 対策不要 | — | 1 | 1 | — | — | — | 0 | — | 5 | 7 |
| 要対策 | — | 0 | 25 | — | — | — | 5 | — | 0 | 30 |
| 内実施済 | — | 0 | 5 | — | — | — | 0 | — | 0 | 5 |

※1 構成する装置・機器が簡易な構造であることから、河川パトロールに加え5年に1回を目途に定期点検を行い、健全度を評価し整備・更新を行う（点検頻度は今後見直す場合あり）。

※2 國土交通省通知では、当面策定する施設から除外されていることから、個別長寿命化計画を策定せず、河川パトロール時に状態を確認し、機能不全を確認した場合、整備・更新を行う。

④ 砂防施設

1. 砂防施設の現状

本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、平成26（2014）年度末現在で、
砂防設備（砂防えん堤・床固工）^{とこがためこう}が3,322基、急傾斜地崩壊防止施設が846箇所、地
すべり防止施設が29箇所などとなっている（図表4-1）。

【図表4-1】県内の砂防施設

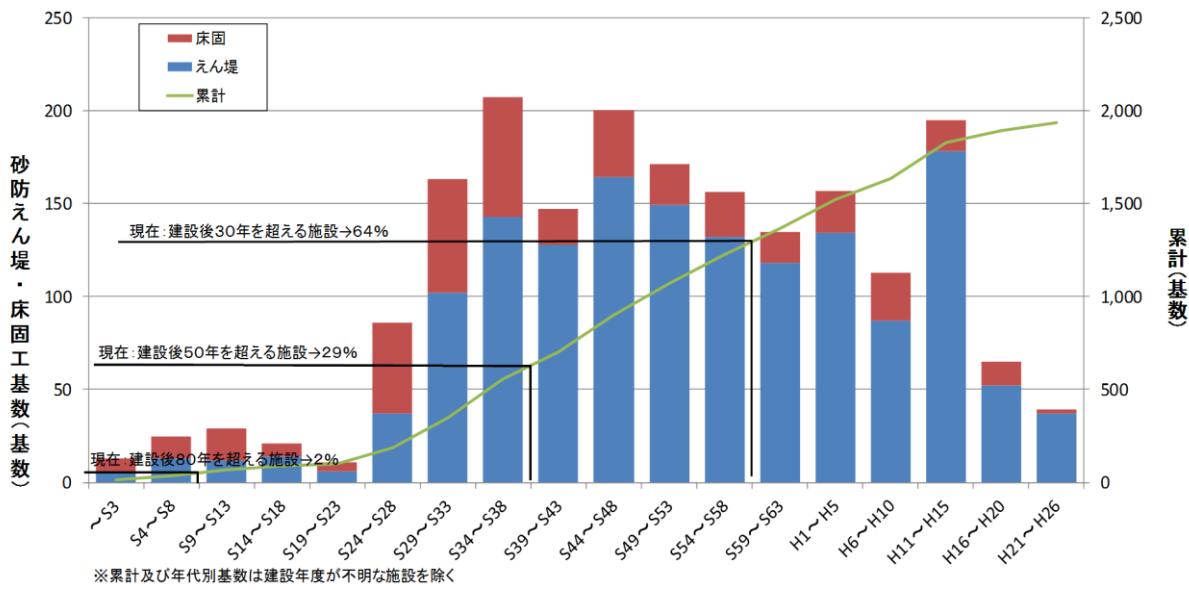
| 砂防設備 (砂防えん堤・床固工) (箇所) | 急傾斜地崩壊防止施設 (箇所) | 地すべり防止施設 (箇所) |
|-----------------------------|--------------------|------------------|
| 3,322 | 846 | 29 |

2. 砂防施設の老朽化の状況と今後の見通し

（1）砂防設備（砂防えん堤、床固工）

砂防設備は事業の歴史が古く、建設後30年以上経過した施設の割合が64%、建
設後50年以上経過した施設は29%を占めている（図表4-2）。

【図表4-2】砂防設備（砂防えん堤・床固工）の年代別整備状況（平成26（2014）年度末）

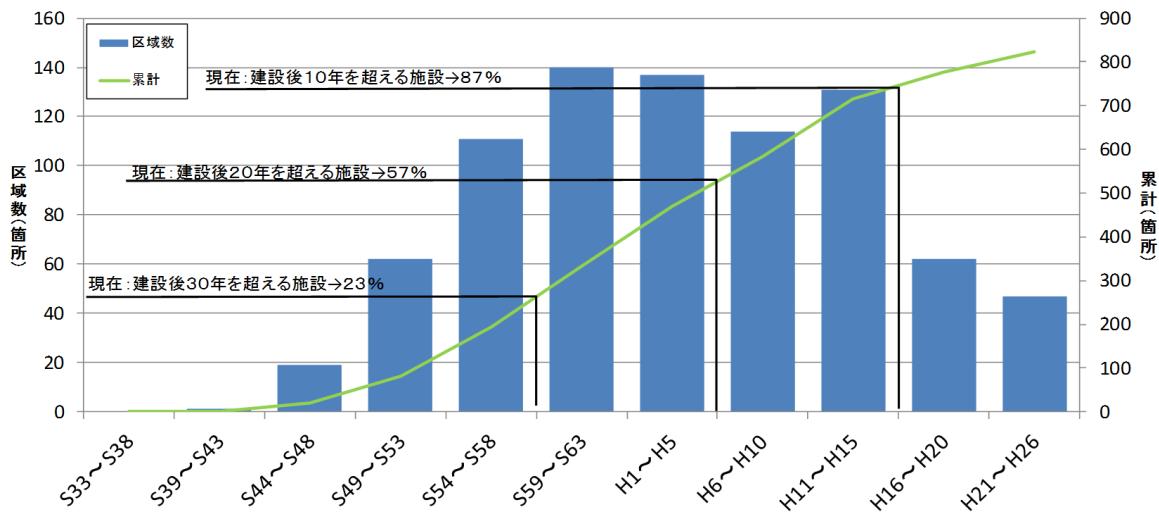


（2）急傾斜地崩壊防止施設（がけ崩れの発生、被害を防止する施設）

急傾斜地崩壊防止施設は、事業が昭和43（1968）年から始まり、建設後10年以
上経過した施設の割合が87%、建設後20年以上経過した施設は57%、建設後30

年以上経過した施設は23%を占める（図表4-3）。

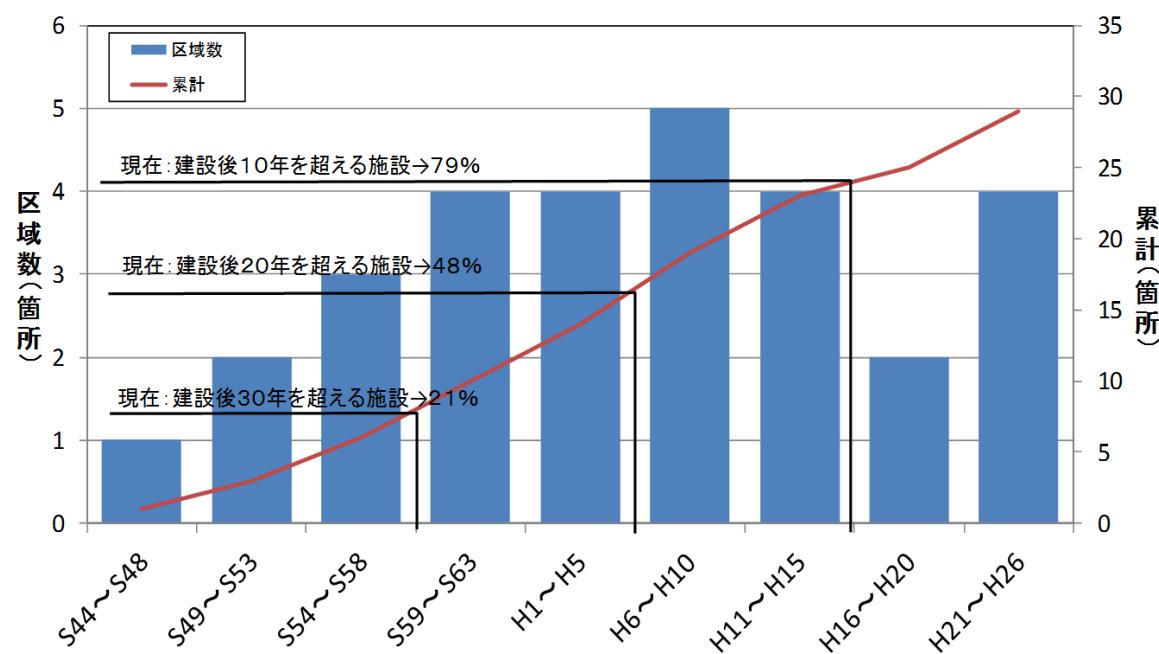
【図表4-3】急傾斜地崩壊防止施設の年代別整備状況（平成26（2014）年度末）



(3) 地すべり防止施設

地すべり防止施設は、事業が昭和33（1958）年から始まり、建設後10年以上経過した施設の割合が79%、建設後20年以上経過した施設は48%、建設後30年以上経過した施設は21%を占める（図表4-4）。

【図表4-4】地すべり防止施設の年代別整備状況（平成26（2014）年度末）



県内の砂防施設の約8割を占めている砂防設備（砂防えん堤、床固工）については、建設後50年以上経過した施設の割合が現在の29%から、20年後は64%となり、劣化する施設が増加する。

3. 砂防施設に係る取組み

砂防施設は、土砂災害から人命を守る重要な施設であり、災害時に確実に機能を発揮することが求められる。一方、今後老朽化する砂防施設の維持保全に要する経費は、急速に増大することが予想される。

平成25（2013）年度に県内の砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設について緊急点検を行い、点検結果を基に平成26（2014）年3月に「岐阜県砂防施設長寿命化計画」を策定した。平成26（2014）年度以降、この計画に基づき予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行っている。

⑤ 治山施設

1. 治山施設の現状

(1) 保安施設

本県がこれまで整備してきた保安施設は、平成 26（2014）年度末現在で 89,812 施設、このうちコンクリートやブロック、金属等が主たる材料である恒久施設が 46,380 施設と膨大な量となっている（図表 5-1）。

保安施設事業が制度化された明治 44（1911）年から本県でも整備が開始されているが、明確に地番までの所在地や種別等の記録が確認できる施設は昭和 23（1948）年以降に整備された施設であり、現在はそれらの保安施設を主に管理している。

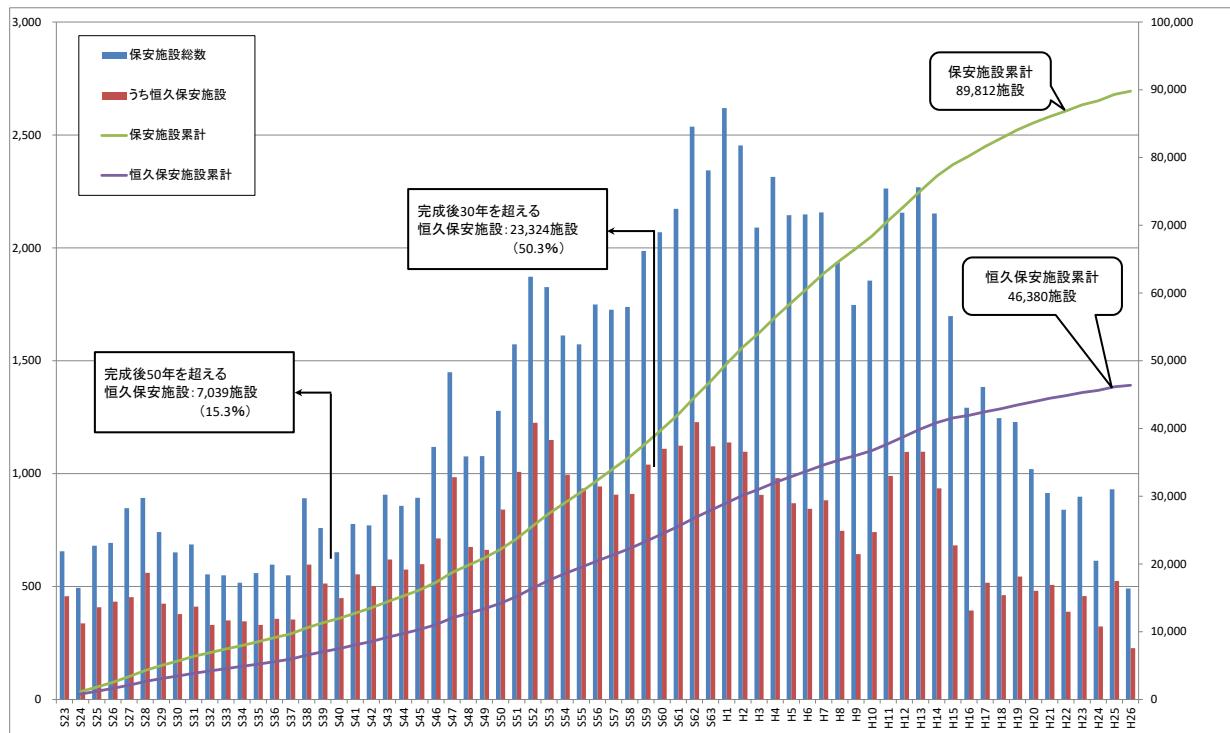
施設数の推移を見ると、本県で未曾有の災害をもたらした当年度または翌年度、あるいは国の施策や予算規模といった、時代背景を反映しながら整備を実施しているが、ここ 10 年は、整備量は減少後に横ばいへ転じている。

(2) 地すべり防止施設

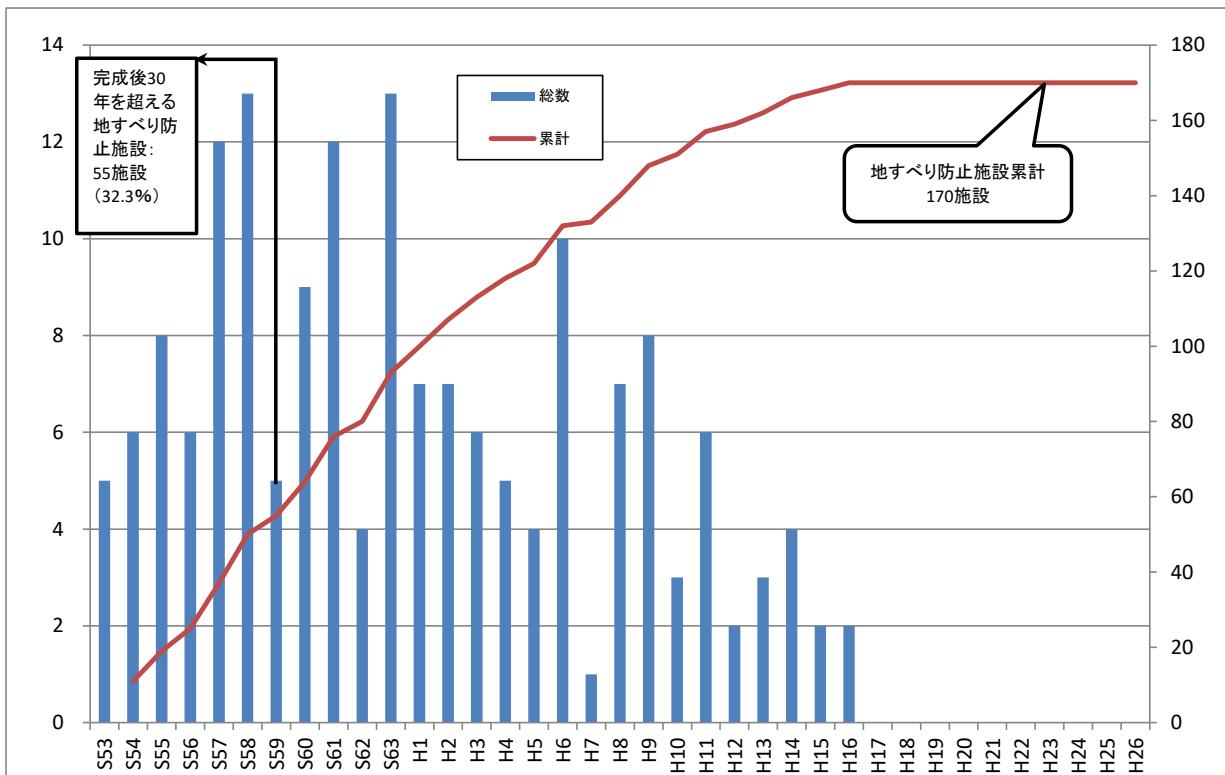
本県がこれまで整備してきた地すべり防止施設は、昭和 53（1978）年の土岐市を初めとして、以後 9 地区で計 170 施設（全て恒久施設）を整備してきたが、一定の防止効果が継続している近年では新たな地すべり箇所が発生していないこともあり、整備は実施されていない（図表 5-2）。

【図表 5-1】保安施設の年度別整備状況（平成 26（2014）年度末）

（単位：施設）



【図表 5-2】地すべり防止施設の年度別整備状況（平成 26（2014）年度末）（単位：施設）



2. 治山施設の老朽化の状況と今後の見通し

保安施設事業の歴史は古く、昭和 23（1948）年以降で完成後 30 年以上を経過した施設は 23,324 施設（50.3%）、完成後 50 年以上経過した施設は 7,039 施設（15.3%）となっている（図表 5-1）。

また、地すべり防止施設は、完成後 30 年以上を経過した施設は 55 施設（32.3%）となっている（図表 5-2）。

今後も年平均で 500 程度の治山施設が整備されていくことが見込まれる一方で、治山施設はその多くが山間奥地に存するため、厳しい地形や気象条件に晒され、老朽化が進む見込みである。

3. 治山施設に係る取組み

（1）治山施設点検の実施

治山施設の点検は、平成 21（2009）年から、外部委託により本格的な点検をし、更に平成 24（2012）年には「治山施設点検実施要領」を定め、これまでの 6 年間で 23,000 強の点検を実施し進捗率は 50.1% となっている（図表 5-3）。

また、治山施設の状態は、「緊急に修繕が必要（S ランク）」「計画的な修繕が必要（A ランク）」「程度が軽易な経過観察（B ランク）」「異常なし（C ランク）」の 4 区分で評価し、S や A にランク付けされた施設は、詳細な点検・調査・効果検証・設計を実施し、効果的な維持修繕に役立っている。

【図表 5-3】治山施設点検の実施状況（平成 26（2014）年度末）

(単位：施設)

| 治山施設 (H27.3末) | 予備点検 | | | | | | | | | | | | 詳細点検 | | | 点検 進捗率 | 事業化 率 | | | |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|-------|-------|----|-----------|----------|----|-------|------|
| | 点検数 計 | | Sランク | | Aランク | | Bランク | | Cランク | | 点検 不可 | 点検 数 | 計 | | | | | | | |
| | 管理 施設 | 新規 確認 | | | | | | | | | | |
| 46,380 | 23,251 | 16,605 | 2,208 | 148 | 134 | 14 | 552 | 497 | 55 | 11,420 | 9,359 | 2,061 | 6,783 | 6,705 | 78 | 4,348 | 589 | 19 | 50.1% | 3.2% |
| 合計 | 23,251 | 16,605 | 2,208 | 148 | 134 | 14 | 552 | 497 | 55 | 11,420 | 9,359 | 2,061 | 6,783 | 6,705 | 78 | 4,348 | 589 | 19 | 50.1% | 3.2% |
| H21 | 5,386 | 3,006 | 1,583 | 27 | 17 | 10 | 160 | 113 | 47 | 4,402 | 2,876 | 1,526 | | | | 797 | 17 | 2 | | |
| H22 | 5,225 | 3,419 | 323 | 10 | 10 | | 63 | 61 | 2 | 3,669 | 3,348 | 321 | | | | 1,483 | 8 | 2 | | |
| H23 | 3,052 | 1,991 | 212 | 1 | 1 | | 25 | 23 | 2 | 2,177 | 1,967 | 210 | | | | 849 | | | | |
| H24 | 3,737 | 3,121 | | 37 | 37 | | 108 | 108 | | 279 | 279 | | 2,697 | 2,697 | | 616 | 210 | 7 | | |
| H25 | 2,465 | 2,057 | 33 | 19 | 17 | 2 | 68 | 68 | | 403 | 403 | | 1,600 | 1,569 | 31 | 375 | 146 | 6 | | |
| H26 | 3,386 | 3,101 | 57 | 54 | 52 | 2 | 128 | 124 | 4 | 490 | 486 | 4 | 2,486 | 2,439 | 47 | 228 | 208 | 2 | | |

（2）今後の見通し

平成 26（2014）年 8 月に、林野庁が「林野庁インフラ長寿命化計画」を策定し、同年 12 月に個別施設計画のガイドライン（暫定版）を示した。

平成 27（2015）年度中には、林野庁から治山施設運用マニュアルが提供される予定で、これらを踏まえ本県では、予防保全の考え方を取り入れた「岐阜県治山施設

長寿命化計画」を、平成 28（2016）年度末までに策定する。この計画の中で、点検対象施設の絞り込み、点検評価手順や点検サイクル、維持修繕に要する経費の予測等を位置付ける。

⑥ 水道・工業用水道施設

1. 水道・工業用水道施設の現状

可茂、東濃地域に水道用水を供給する水道施設は、中津川浄水場系、山之上浄水場系、川合浄水場系の3系統に区分される。各系統別に取水・導水・浄水・送水施設が設置され、管路延長は約180km、水道施設に設置された機器数は約3,800に上っている。給水人口は、平成19（2007）年度の510,028人をピークに減少ってきており、平成39（2027）年度には451,468人まで減少する見込みである。

また、可茂地域に工業用水を供給する工業用水道施設は、水道事業の山之上浄水場の浄水施設の一部を共用して運用し、管路延長は約16kmである。受水企業は10社11事業所と全国的に見て最少規模であり、供用開始は平成10（1998）年度と最後発となっている。

2. 水道・工業用水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

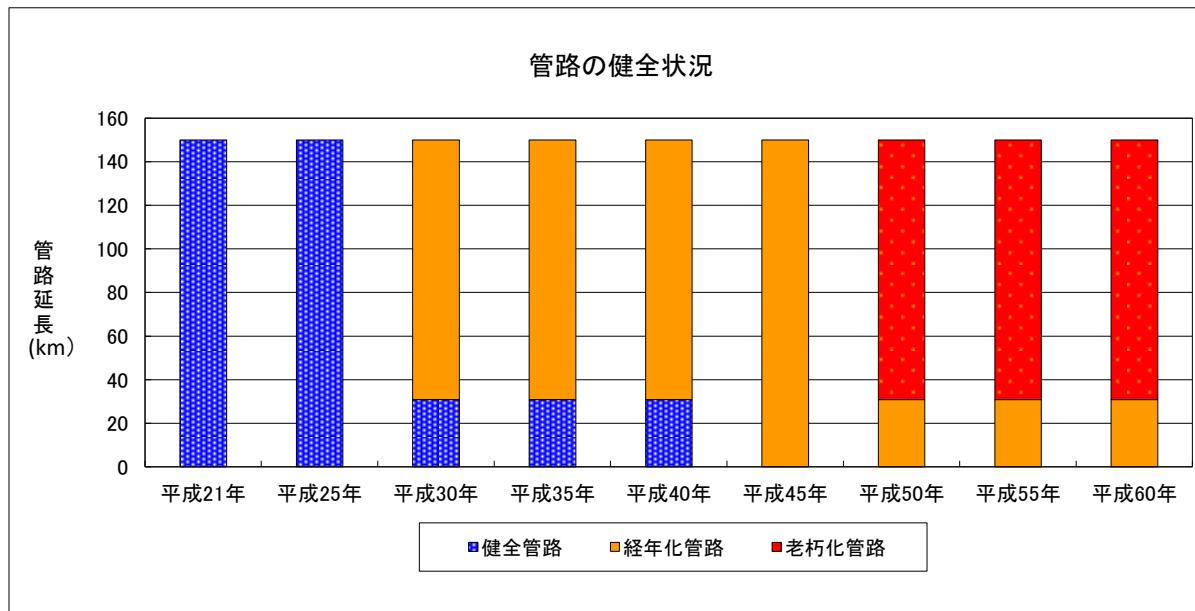
水道施設の各施設は、地方公営企業法により構築物、機械及び装置に種別され、その多くは昭和51（1976）年の供給開始に合わせて建設され、35年以上が経過している。

構築物は主に土木構造物と管路に細分されるが、土木構造物の法定耐用年数は60年であることから、耐震補強や予防保全の考え方を取り入れた維持保全により施設の長寿命化を実施している。一方で、管路の法定耐用年数は40年であり、部分的な漏水補修は実施してきたが、その至近で再び漏水が発生するなど、対症療法的な対応では限界がある状況となっている（図表6-1）。また、管路は単線であるため、水道水の供給を継続しながら、計画的に再整備するには、複線化を行う必要がある。

機械及び装置の法定耐用年数は、8～22年で比較的短いことから、計画的に再整備を行っている。

なお、工業用水道施設は、設置後17年が経過しているが、多額の経費を要する維持保全や再整備を検討するような老朽化には至っていない。

【図表 6-1】水道管路の健全度状況（平成 26（2014）年度末）

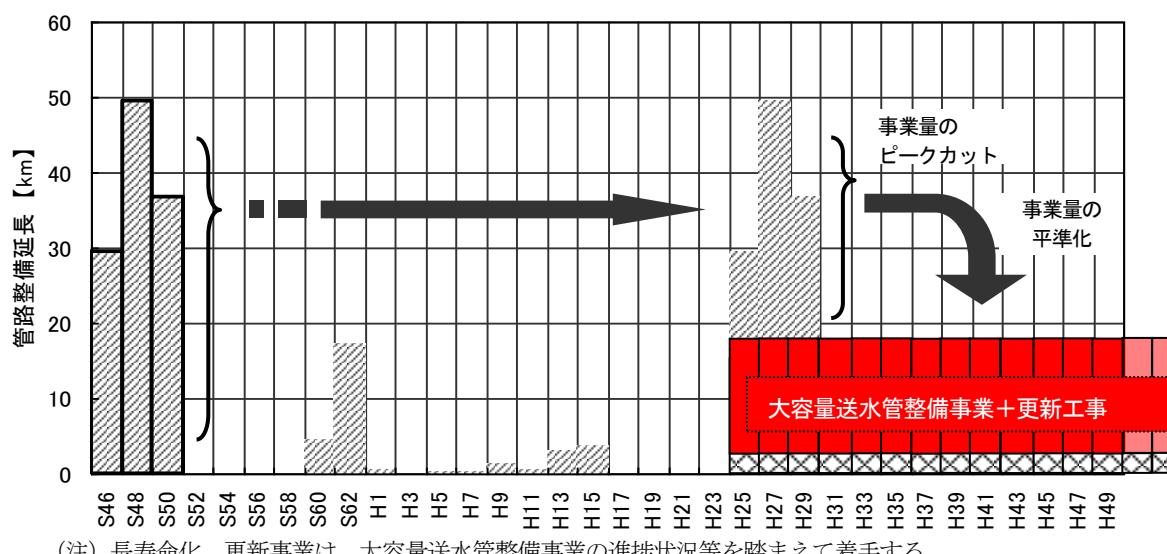


※ 健全管路：経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
経年化管路：経過年数が法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の管路延長
老朽化管路：経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた管路延長

3. 水道・工業用水道施設に係る取組み

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。水道管路の老朽化と耐震対策としては、平成 23（2011）年度から、大容量送水管整備事業（老朽化した既設管路の複線化事業に貯留機能と応急給水拠点機能を付加することでライフライン機能を強化する事業）に着手しており、計画的に既設管路の複線化を実施する予定である（図表 6-2）。

【図表 6-2】財政収支を考慮した計画的な事業量（イメージ）



⑦ 下水道施設

1. 下水道施設の現状

木曽川及び長良川流域の4市6町の汚水を処理する流域下水道施設の主要施設及び幹線管路は、平成3（1991）年の供用開始に向けて整備した。その後、関連市町の公共下水道の整備により汚水処理人口が増加し、その汚水流入量に対応できるように水処理施設を増設している（図表7-1）。

<処理面積> 計画：17,540ha 実績：11,300ha（64%）

<処理人口> 計画：456,720人 実績：419,600人（92%）

<日最大汚水処理量> 計画：249,500m³/日 現処理能力：208,000m³（83%）

<施設> 処理場：1箇所 幹線管路：77.6km ポンプ場：4箇所

<供用開始> 平成3（1991）年

※実績は平成25（2013）年度末

【図表7-1】 下水道施設の主要施設（処理施設）（平成26（2014）年度末）

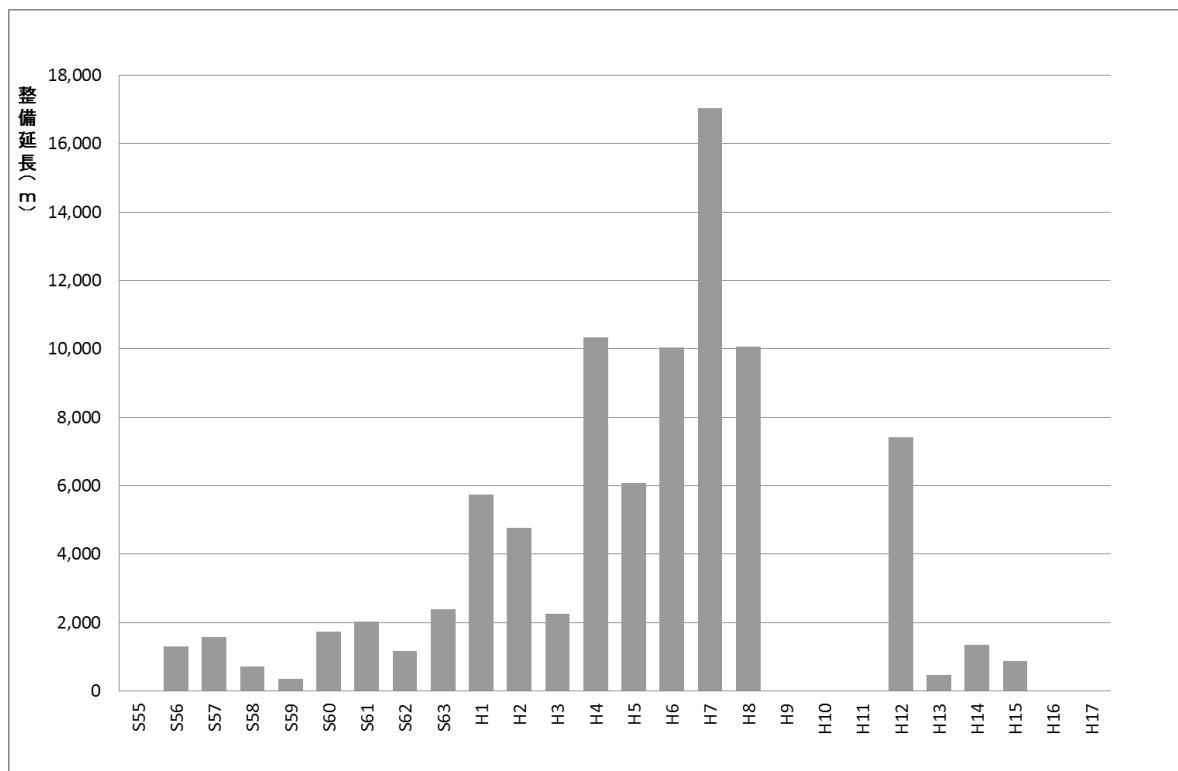
| 施設名称 | 施設数 | 建設年度 |
|-------------------|-----|------|
| 各務原浄化センター | | |
| 管理本館 | 1棟 | H1 |
| 流入ポンプ棟 | 1棟 | S63 |
| 送風機棟 | 1棟 | S62 |
| 水処理施設 | 23池 | |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 4池 | S61 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 4池 | H6 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 4池 | H9 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 4池 | H14 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 3池 | H16 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 3池 | H20 |
| 最初沈殿池+生物反応槽+最終沈殿池 | 1池 | H22 |
| 急速ろ過池 | 22池 | |
| 急速ろ過池1-1 | 6池 | H2 |
| 急速ろ過池1-2 | 8池 | H9 |
| 急速ろ過池2-1 | 4池 | H18 |
| 急速ろ過池2-1 | 4池 | H21 |
| 放流ポンプ棟 | 1棟 | H10 |
| 雨水放流ポンプ棟 | 1棟 | H3 |
| 機械濃縮棟 | 1棟 | H10 |
| 汚泥棟 | 1棟 | H3 |
| 特別高圧受電棟 | 1棟 | H12 |
| 受配電棟 | 1棟 | H3 |
| 長森ポンプ場 | 1棟 | H2 |
| 岐南ポンプ場 | 1棟 | H5 |
| 川島ポンプ場 | 1棟 | H4 |
| 兼山ポンプ場 | 1棟 | H7 |

幹線管路の整備は、関連市町の公共下水道の供用開始に伴い、平成9（1997）年度までに、放流管路の整備は、平成16（2004）年度までに完成している（図表7-2、7-3）。

【図表7-2】 下水道施設の管路（平成26（2014）年度末）

| 幹線名称 | 管路延長 | マンホール数 | 管径(m) |
|-------|----------|--------|-----------|
| 幹線管路 | 77,640 m | 398 | 2.60～0.25 |
| 木曽川幹線 | 30,450 m | 163 | 2.20～0.60 |
| 長良川幹線 | 19,800 m | 79 | 2.60～0.35 |
| 芥見幹線 | 4,750 m | 19 | 1.50～1.00 |
| 岐阜幹線 | 1,250 m | 5 | 1.35 |
| 飛騨川幹線 | 9,860 m | 39 | 1.35～0.45 |
| 八百津幹線 | 8,230 m | 85 | 0.60～0.45 |
| 川島幹線 | 3,300 m | 8 | 1.20～0.25 |
| 放流管路 | 9,050 m | | 1.50～0.40 |

【図表7-3】 下水道施設の管路年度別の整備延長



2. 下水道施設の老朽化の状況と今後の見通し

下水道施設は、平成3（1991）年の供用開始から現在まで23年経過している施設から、建設直後の施設まで存在する。建設後50年以上経過した施設はないが、建設時期が集中しており、今後は同時期に老朽化することが想定される。

一般に、処理施設は躯体で50年、機械電気設備で15年、管路で50年の法定耐用年

数となっているが、建物部材の劣化や設備機器の老朽化等により故障の発生や維持管理及び維持保全に要する経費の増大が危惧される。今後、施設の安全性確保や機能維持のための維持保全及び再整備の増大が予想されるとともに、その時期が集中することが見込まれ、財政負担が大きくなる可能性がある。

3. 下水道施設に係る取組み

厳しい財政状況を勘案して、施設の長寿命化、財政負担の最小化・平準化を図るために、平成 24（2012）年度に処理施設、平成 25（2013）年度に管路について「木曽川右岸流域下水道長寿命化計画」を策定し、計画的で効率的な修繕や改築等に取り組んでいる。

また、下水道処理場の 41 施設のうち、耐震性能が不足しているのは 12 施設で、平成 24（2012）年度に策定した「岐阜県下水道総合地震対策計画」により順次、補強工事を実施する予定である。

⑧ 交通安全施設

信号制御機については、平成 26（2014）年度末で 3,240 基あり、そのうち 51 基が更新基準の 19 年を超過している。

また、信号柱については約 16,000 本あり、そのうち約 550 本が更新基準の 42 年を超える状況にある。

今後、更新基準を超過した施設を削減するため、計画的に再整備を行う必要がある。

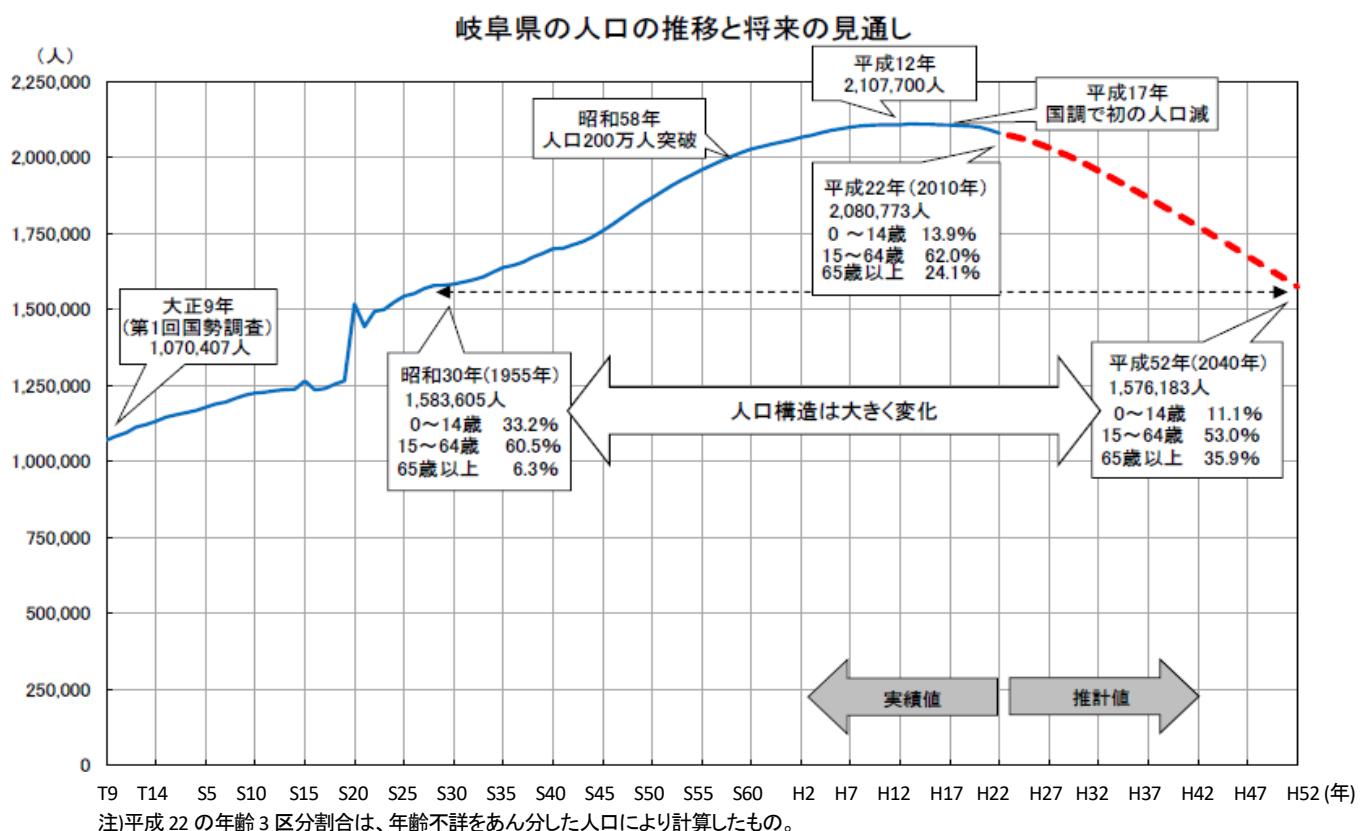
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

本県人口は平成 17 (2005) 年頃から減少を続けており、平成 52 (2040) 年には 157.6 万人となる（平成 22 (2010) 年の 208.0 万人から約 50 万人の大幅減）見込みである。総人口の規模としては昭和 30 (1955) 年頃と同じになるものと思われるが、人口構造は大きく変化し、当時約 3 割を占めていた子どもの数が約 1 割となる一方で、わずか 6.3% にすぎなかつた高齢者の数が約 36% に及ぶ超少子高齢社会となると考えられる（図表 8-1）。

これらを実数で見ると、平成 22 (2010) 年から平成 52 (2040) 年にかけて、0～14 歳人口は 28.9 万人から 4 割減の 17.4 万人に、生産年齢人口である 15～64 歳の人口は 128.9 万人から 3 割減の 83.5 万人に減少すると見込まれる。一方、同期間において 65 歳以上の高齢者は増加し、50.1 万人から 1 割増加して 56.6 万人になると見込まれている（図表 8-2）。

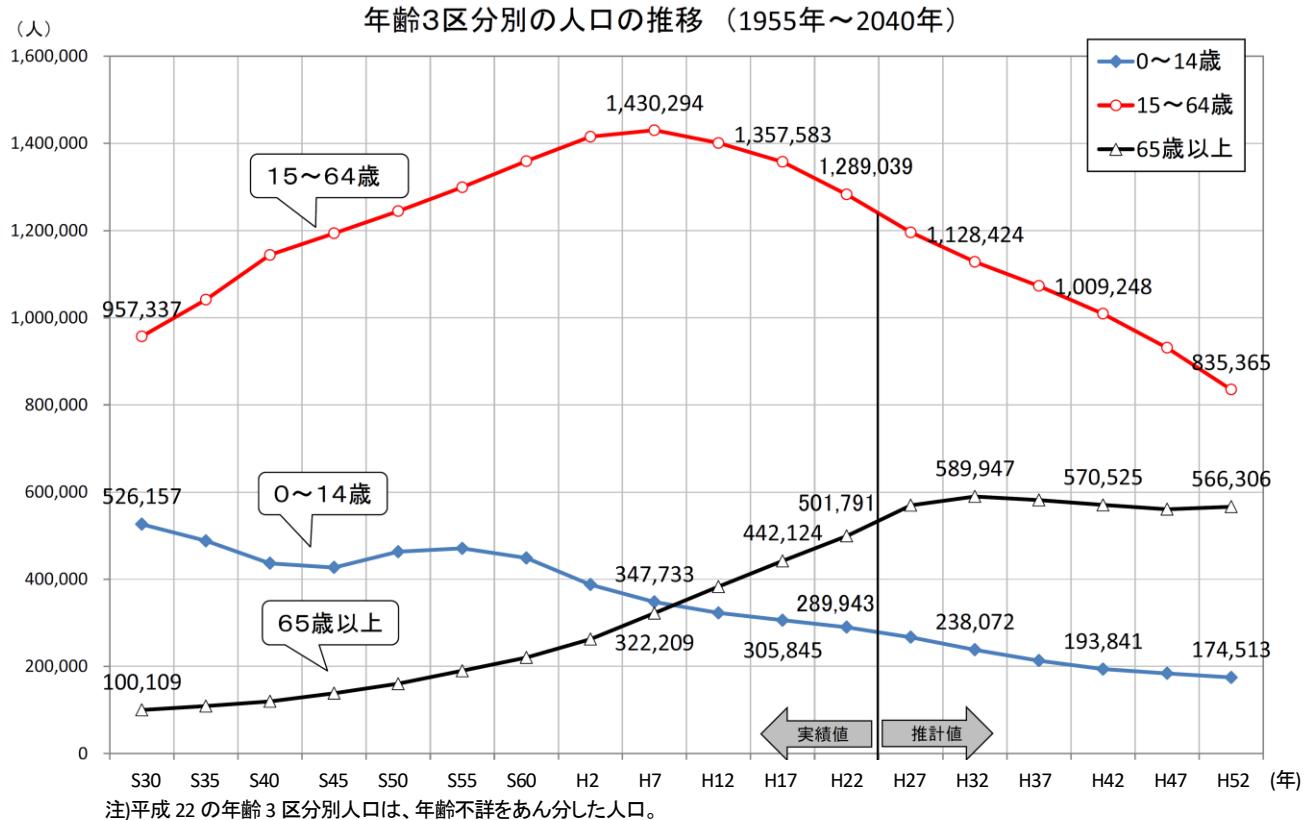
とりわけ、生産年齢人口の本格的減少は、本県にとってはじめての経験であり、厚い若年層、現役世代層に支えられてきた経済・社会のシステムに大きな変革を迫るものになると考えられる。

【図表 8-1】



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

【図表 8-2】



【出典：総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部会作成】

人口減少は、公共施設等の利用需要に大きな影響を及ぼす要因となる。公共施設等は、高度経済成長や団塊ジュニア世代の誕生による人口の急増等を背景に利用需要が高まり、急速に建設が進められたが、今後、総人口の減少や高齢者の増加に伴い、利用需要が変化していくことが予想される。それを踏まえて、必要な公共施設等の規模や種類等を把握・確保していくことが求められる。

県内各地に多数設けられ、県民一人一人が利用するような種類の公共施設等は、総人口の減少に伴って必要な規模も小さくなる可能性が高く、全県で一箇所あるいは圏域内で一箇所といった公共施設等は、人口減少との関連性は比較的低いと考えられるが、利用者数が減少することを考えると、延面積削減等、再整備の際には規模を縮小する方向での検討が必要となる可能性もある。また、総合庁舎や単独現地機関については、圏域の区割りや県組織の見直しなど、人口減少以外の要因にも左右されると考えられる。

人口減少により必要性が低下した公共施設等については、縮小、転用、統合、廃止等の検討を行うこととなるが、その一方で、県民の生活に必要な新たな公共施設等の需要にも配慮し、人口減少時代における公共施設等の最適な配置を実現することが必要である。

(3) 公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る中長期的な経費の見込みやこれらとの経費に充当可能な財源の見込み等

① 中長期的な経費の見込み

1. 建物

[1] 庁舎、学校、その他の建物

建物に係る経費は、維持管理に要する経費、維持保全に要する経費、再整備に要する経費の3つに分けて推計する（図表9-1）。いずれも、延面積500m²以上の建物（再整備が進行中の建物、休廃止・解体を計画している建物、倉庫、車庫及びこれに類する簡易な構造の建物は除く）を対象とする（図表9-2）ほか、経費ごとに以下の条件を設定して推計する。

なお、都市公園（岐阜メモリアルセンター以外）、県営住宅及び職員宿舎は、会計や財源等の特殊性に鑑み、別項にて推計する。

【図表9-1】建物に係る経費の分類

| | |
|----------------|---|
| (1) 維持管理に要する経費 | ○光熱水費（電気、ガス、上下水道等の料金） ○委託料（庁舎管理、清掃、各種設備点検等の業務委託料及び指定管理者制度導入施設における指定管理料） ○維持補修費（日常的な修繕等） 等 |
| (2) 維持保全に要する経費 | ○安全性確保や機能維持のための工事（建物完成時の機能、性能の維持をしようとするもの） ◇事後保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じた後に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの ◇予防保全 建物や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕あるいは交換し、機能、性能を維持するもの |
| (3) 再整備に要する経費 | ○機能向上を伴う大規模な改修工事（時代に応じて変化する建物ニーズに対応するため、改修、模様替え等を行い、機能、性能を向上させるもの） ○建替え（改築） |

*都市公園（岐阜メモリアルセンター以外）、県営住宅、職員宿舎及びインフラ施設においても本分類に準じているが、各公共施設等の性質や既存の計画等における積算方法の相違により、複数の分類をまとめている場合、一部の分類に該当する経費がない場合等がある。

【図表 9-2】建物に係る経費 所管部別・施設の種類別対象建物数及び施設数

| 施設の種類 所管部 | 庁舎・事務所 | 試験研究機関 | 警察施設 | 高等学校・特別支援学校 | 教育・文化・体育施設 | 福祉施設 | 公園 | その他の行政財産 | 普通財産 | 合計 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------------|
| 総務部 | 17棟 (12施設) | | | | 1棟 (1施設) | | | | | 18棟 (13施設) |
| 清流の国推進部 | | | | | 16棟 (7施設) | | | | | 16棟 (7施設) |
| 危機管理部 | | | | | 7棟 (3施設) | | | 1棟 (1施設) | | 8棟 (4施設) |
| 環境生活部 | | | | | 9棟 (4施設) | | | | | 9棟 (4施設) |
| 健康福祉部 | 4棟 (4施設) | 2棟 (2施設) | | | 7棟 (3施設) | 16棟 (11施設) | 1棟 (1施設) | | 2棟 (2施設) | 32棟 (23施設) |
| 商工労働部 | 1棟 (1施設) | 15棟 (7施設) | | | 16棟 (10施設) | | | | 2棟 (2施設) | 34棟 (20施設) |
| 農政部 | 1棟 (1施設) | 14棟 (7施設) | | | 15棟 (5施設) | | | | 3棟 (2施設) | 33棟 (15施設) |
| 林政部 | | 1棟 (1施設) | | | 7棟 (1施設) | | | | | 8棟 (2施設) |
| 県土整備部 | 1棟 (1施設) | | | | | | | | | 1棟 (1施設) |
| 知事部局計 | 24棟 (19施設) | 32棟 (17施設) | | | 78棟 (34施設) | 16棟 (11施設) | 1棟 (1施設) | 1棟 (1施設) | 7棟 (6施設) | 159棟 (89施設) |
| 教育委員会 | | | | | 403棟 (83施設) | 13棟 (5施設) | | | | 416棟 (88施設) |
| 警察本部 | | | 50棟 (34施設) | | | | | | | 50棟 (34施設) |
| 合計 | 24棟 (19施設) | 32棟 (17施設) | 50棟 (34施設) | 403棟 (83施設) | 91棟 (39施設) | 16棟 (11施設) | 1棟 (1施設) | 1棟 (1施設) | 7棟 (6施設) | 625棟 (211施設) |

(1) 維持管理に要する経費

平成 25 (2013)・26 (2014) 年度の平均とする (図表 9-3)。

【図表 9-3】維持管理に要する経費 推計額 (平成 25 (2013)・26 (2014) 年度の平均)

(単位 : 百万円)

| 施設の種類 経費の内容 | 庁舎・事務所 | 試験研究機関 | 警察施設 | 高等学校・特別支援学校 | 教育・文化・体育施設 | 福祉施設 | 公園 | その他の行政財産 | 普通財産 | 合計 |
|----------------|--------|--------|------|-------------|------------|------|----|----------|------|-------|
| 光熱水費 | 234 | 112 | 267 | 707 | 173 | 3 | 3 | 5 | 0 | 1,503 |
| 委託料 | 577 | 62 | 155 | 30 | 1,517 | 63 | 4 | 279 | 10 | 2,697 |
| 維持補修費 | 108 | 19 | 48 | 384 | 105 | 3 | 0 | 7 | 5 | 679 |
| その他 | 74 | 33 | 61 | 137 | 59 | 4 | 6 | 68 | 129 | 571 |
| 合計 | 993 | 225 | 531 | 1,257 | 1,854 | 73 | 13 | 360 | 144 | 5,450 |

※その他に含まれるもの

消耗品費（施設管理用品代等）、燃料費（施設管理用燃料代等）、印刷製本費（施設紹介パンフレットの作成費等）、役務費（施設の電話料金等）、負担金（施設管理に係る研修受講料や関連団体会費等）他
※維持管理に要する人件費は含まない。

※千円単位の数値の百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

(2) 維持保全に要する経費

建物の使用年数を建築後 50 年間とし、維持保全を建築後 40 年目の年度に一括実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、部位ごとの改修サイクル（法定耐用年数や過去の改修実績から、何年に一度改修予定とするかを設定したもの）に基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に行うことにより、建物の使用年数を、建築後 65 年間とした場合の比較を行う（図表 9-4）。

建物の使用年数を 65 年間に延長した場合、維持保全に要する経費は総額約 315 億円増加、1 年あたりの平均は 13 億円増額すると見込まれる。

【図表 9-4】維持保全に要する経費 推計額

<建物使用年数：50 年>

| 区分 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 合計 | 3,371 | 1,203 | 1,798 | 2,039 | 3,503 | 2,654 | 1,476 | 3,148 | 862 | 1,573 | 1,297 | 754 |
| 庁舎 | 382 | 0 | 181 | 308 | 637 | 997 | 26 | 498 | 10 | 0 | 305 | 0 | 0 |
| 高等学校・特別支援学校 | 1,394 | 788 | 1,517 | 1,504 | 2,461 | 1,177 | 956 | 1,561 | 490 | 1,573 | 769 | 632 | 1,379 |
| 警察施設 | 145 | 0 | 99 | 129 | 205 | 61 | 196 | 134 | 122 | 0 | 120 | 122 | 97 |
| その他 | 1,450 | 415 | 0 | 98 | 200 | 419 | 298 | 954 | 240 | 0 | 102 | 0 | 4,036 |
| 合計 | 3,371 | 1,203 | 1,798 | 2,039 | 3,503 | 2,654 | 1,476 | 3,148 | 862 | 1,573 | 1,297 | 754 | 5,512 |
| 区分 | H40 | H41 | H42 | H43 | H44 | H45 | H46 | H47 | H48 | H49 | H50 | 合計 | 平均/年 |
| 庁舎 | 0 | 0 | 74 | 0 | 0 | 23 | 55 | 62 | 14 | 23 | 0 | 3,596 | 150 |
| 高等学校・特別支援学校 | 778 | 921 | 974 | 331 | 559 | 325 | 561 | 561 | 847 | 704 | 1,859 | 24,620 | 1,026 |
| 警察施設 | 0 | 170 | 0 | 0 | 0 | 0 | 157 | 0 | 274 | 83 | 141 | 2,255 | 94 |
| その他 | 27 | 21 | 2,062 | 0 | 403 | 6,134 | 1,758 | 7,607 | 119 | 366 | 3,469 | 30,178 | 1,257 |
| 合計 | 805 | 1,113 | 3,109 | 331 | 962 | 6,481 | 2,530 | 8,230 | 1,255 | 1,175 | 5,469 | 60,649 | 2,527 |

<建物使用年数：65 年>

| 区分 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 | H39 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| | 合計 | 3,371 | 6,298 | 5,631 | 7,485 | 6,416 | 6,096 | 5,819 | 4,302 | 4,347 | 3,932 | 4,223 | 4,530 |
| 庁舎 | 382 | 669 | 721 | 1,111 | 1,026 | 808 | 916 | 424 | 543 | 438 | 55 | 87 | 70 |
| 高等学校・特別支援学校 | 1,394 | 2,123 | 2,061 | 2,901 | 2,228 | 2,351 | 2,620 | 2,056 | 2,580 | 2,712 | 1,661 | 2,012 | 1,040 |
| 警察施設 | 145 | 555 | 192 | 149 | 146 | 494 | 321 | 167 | 111 | 97 | 156 | 335 | 88 |
| その他 | 1,450 | 2,951 | 2,658 | 3,325 | 3,016 | 2,443 | 1,962 | 1,655 | 1,114 | 686 | 2,351 | 2,097 | 732 |
| 合計 | 3,371 | 6,298 | 5,631 | 7,485 | 6,416 | 6,096 | 5,819 | 4,302 | 4,347 | 3,932 | 4,223 | 4,530 | 1,930 |
| 区分 | H40 | H41 | H42 | H43 | H44 | H45 | H46 | H47 | H48 | H49 | H50 | 合計 | 平均/年 |
| 庁舎 | 138 | 251 | 215 | 170 | 0 | 36 | 54 | 100 | 17 | 30 | 11 | 8,271 | 345 |
| 高等学校・特別支援学校 | 1,614 | 1,258 | 1,177 | 1,034 | 572 | 1,847 | 748 | 825 | 561 | 908 | 1,089 | 39,366 | 1,641 |
| 警察施設 | 11 | 74 | 293 | 204 | 0 | 0 | 0 | 1,331 | 117 | 0 | 52 | 5,038 | 210 |
| その他 | 716 | 690 | 2,879 | 1,613 | 840 | 1,182 | 690 | 719 | 676 | 1,580 | 1,489 | 39,513 | 1,646 |
| 合計 | 2,478 | 2,272 | 4,565 | 3,021 | 1,413 | 3,065 | 1,492 | 2,975 | 1,371 | 2,517 | 2,641 | 92,188 | 3,841 |

※「庁舎」は図表 9-2 の庁舎・事務所及び試験研究機関であり、「その他」は図表 9-2 の教育・文化・体育施設、福祉施設、公園、その他の行政財産及び普通財産である。

※千円単位の数値の百万円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

(3) 再整備に要する経費

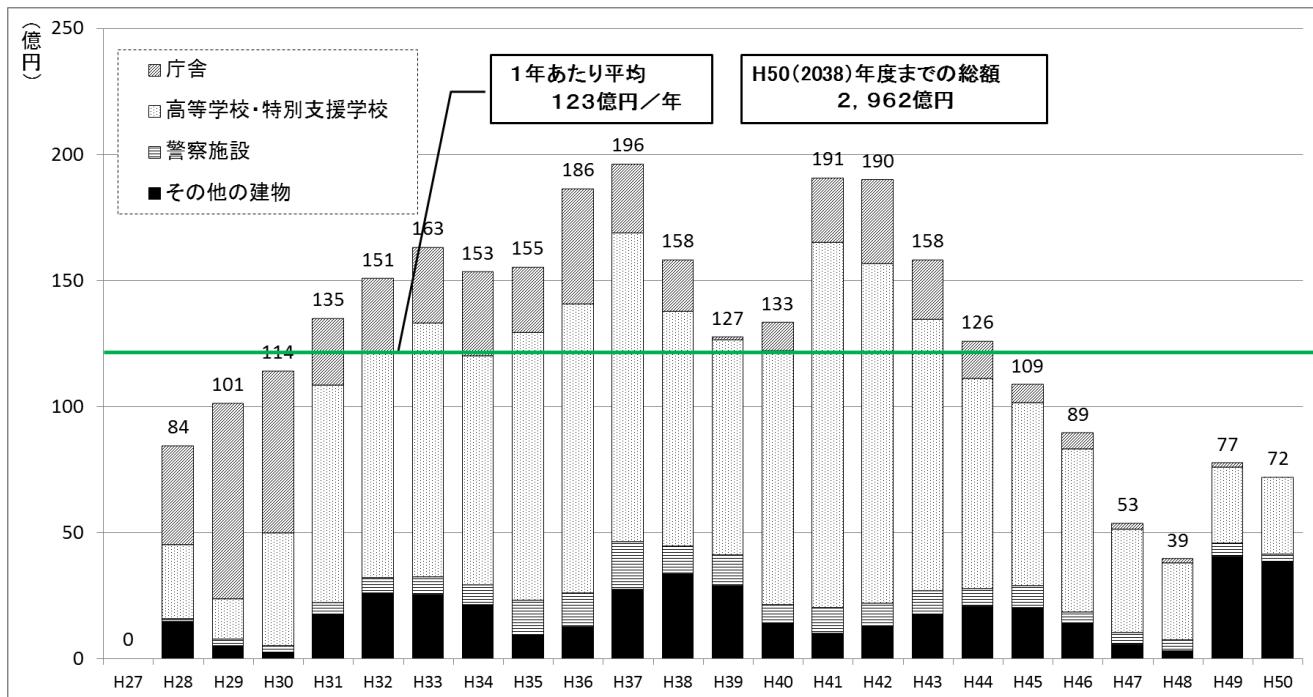
(2) 維持保全に要する経費と同様に、建物の使用年数を建築後 50 年間とし、その後再整備を実施した場合と、予防保全の考え方を取り入れ、建物の使用年数を建築後 65 年間に延長した後に再整備を実施した場合の比較を行う。

再整備の時期については、建築後 50 年目若しくは 65 年目の年度から、3 年間（各年度 1/3 ずつ）にわたり、現在と同じ延面積で再整備を実施すると仮定する。m²当たりの単価は、既に経費の試算に取組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定している（図表 9-5）。

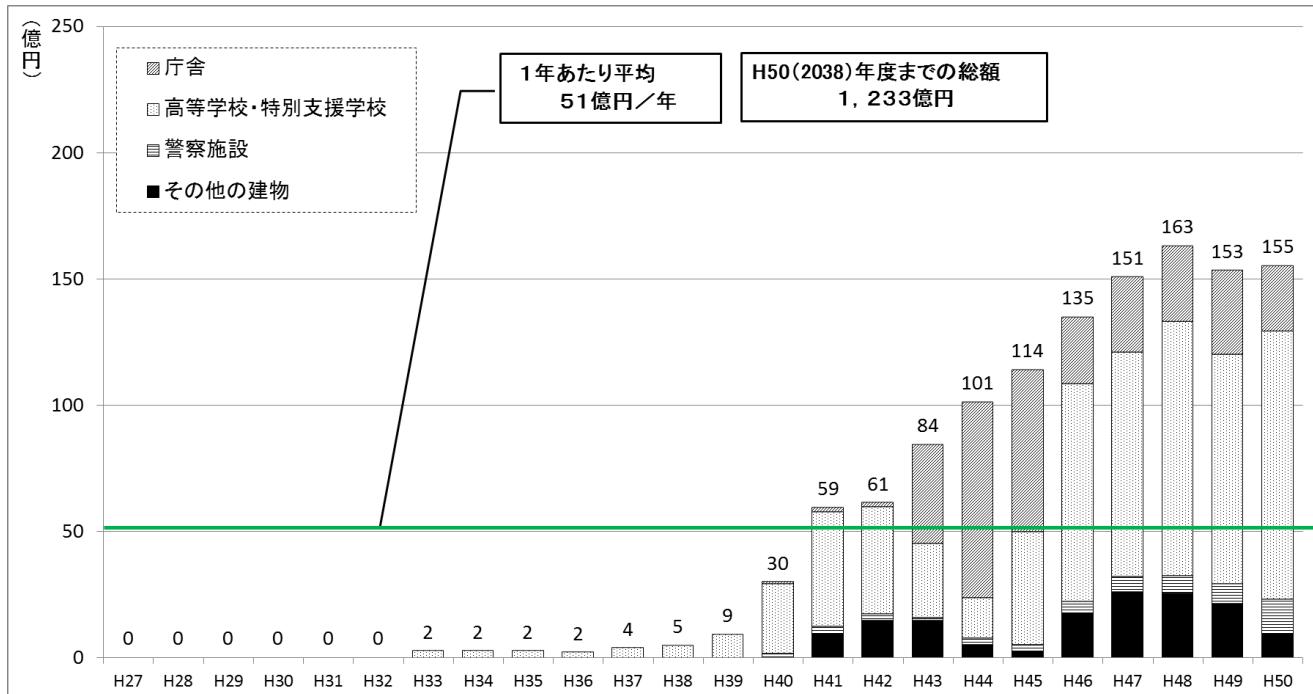
建物の使用年数を 65 年間に延長した場合、再整備に要する経費は総額 1,729 億円減少、1 年あたりの平均は 72 億円減額すると見込まれる。

【図表 9-5】建物の再整備に要する経費の推計

<建物使用年数：50 年>



<建物使用年数：65 年>



[2] 都市公園（岐阜メモリアルセンターは「[1] 庁舎、学校、その他の建物」に含む。）

(1) 維持管理に要する経費

都市公園の維持管理費としては、指定管理者への指定管理料がある。今後とも、平成 27（2015）年度当初予算額と同程度の額（455 百万円）が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

平成 23（2011）～25（2013）年度に策定した「公園施設長寿命化計画」において、平成 35（2023）年度までの経費の見込みを公園別に試算している（図表 10-1）。

【図表 10-1】「公園施設長寿命化計画」の年次経費

（単位：百万円）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | 計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 養老公園 | 32 | 14 | 10 | 19 | 29 | 72 | 1 | 20 | | 197 |
| 岐阜県百年公園 | 47 | 98 | 4 | 16 | 8 | 20 | 24 | | | 217 |
| 各務原公園 | 115 | 0.3 | 2 | 0.8 | 0.3 | 2 | 12 | | | 132 |
| 花フェスタ記念公園 | 81 | 6 | 8 | 132 | 37 | 19 | 34 | 29 | 252 | 598 |
| 世界淡水魚園 | 3 | 4 | 4 | 4 | 0 | 14 | 43 | 0 | 20 | 92 |
| 平成記念公園 | 24 | 10 | 9 | 9 | 9 | 10 | 9 | | | 80 |
| 計 | 302 | 132 | 37 | 181 | 83 | 137 | 123 | 49 | 272 | 1,316 |

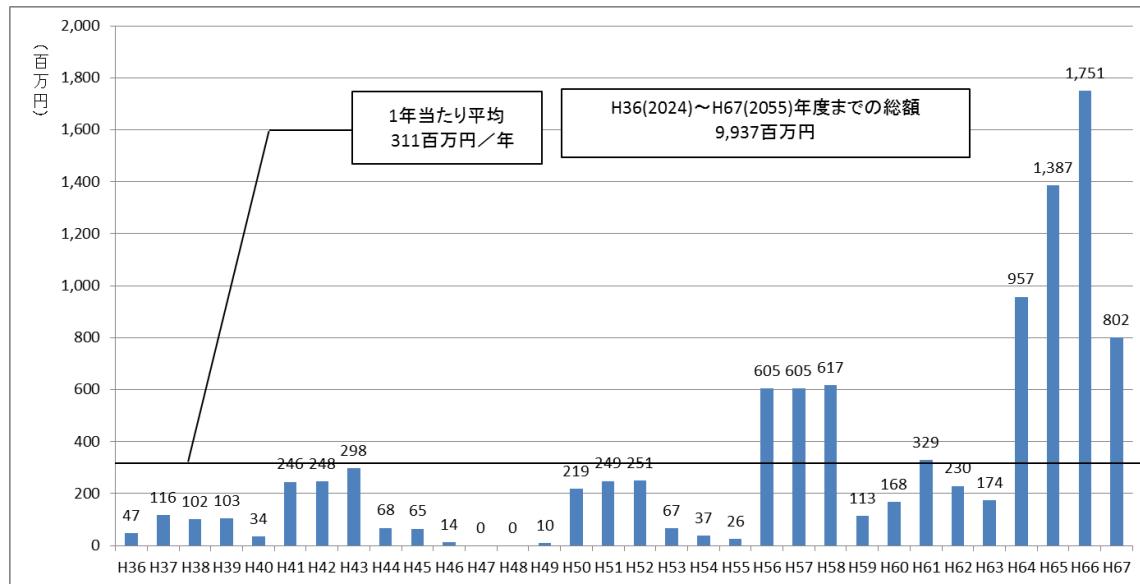
(3) 再整備に要する経費

都市公園のすべての建物を対象に、前記の「[1] 庁舎、学校、その他の建物」と同様の前提で再整備を実施すると仮定する（図表 10-2）。

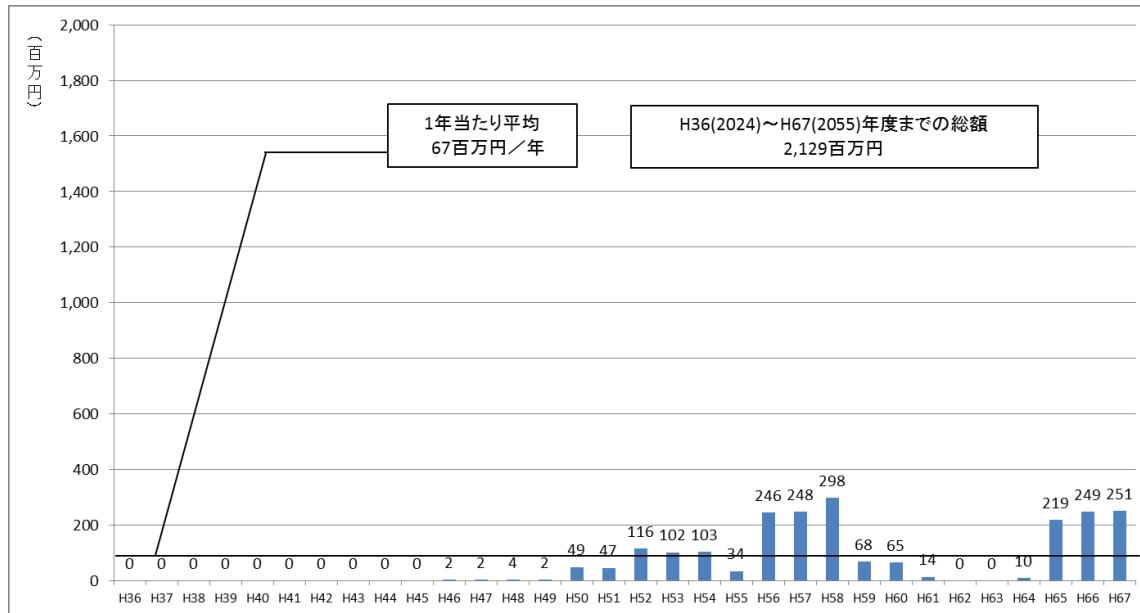
使用年数を 65 年間に延長した場合、再整備に要する経費は総額 78 億円減少、1 年あたりの平均は 2 億円減額すると見込まれる。

【図表 10-2】都市公園の建物の再整備に要する経費の推計

<使用年数：50 年>



<使用年数：65 年>



※「公園施設長寿命化計画」には再整備に要する経費も積算しており、平成 35（2023）年度までは、前記「(2) 維持保全に要する経費」に再整備に要する経費を含んでいることから、本項では平成 36（2024）年度以降について推計している。

[3] 県営住宅

(1) 維持管理に要する経費

委託料、維持修繕費等について、今後とも、平成 25（2013）・26（2014）年度の平均と同程度の額（236 百万円）が必要である。

(2) 維持保全に要する経費

平成 21 (2009) 年度に策定した「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、平成 32 (2020) 年度までの経費の見込みを試算している（図表 11-1）。

【図表 11-1】「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」における維持保全に要する経費の推計（5年間）

(単位:百万円)

| | 第二次5カ年計画 | | | | | 合計 |
|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | |
| 事業費 | 1, 176 | 1, 280 | 1, 112 | 1, 275 | 1, 062 | 5, 905 |

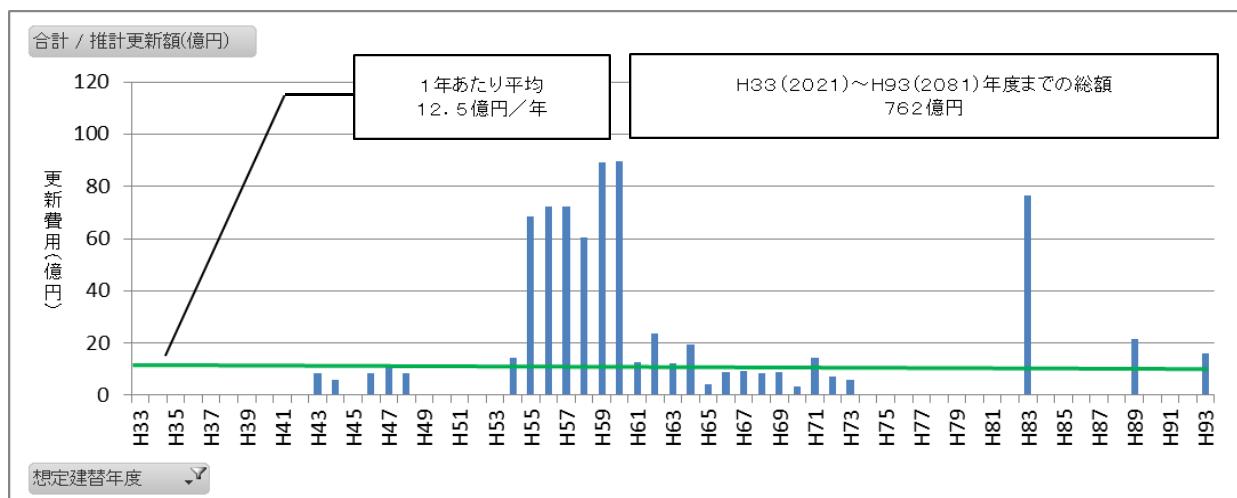
(3) 再整備に要する経費

他の施設との複合施設等の住宅を除き、建築後 70 年及び 85 年を経過した年度に、現在の戸数を維持した上で再整備を実施すると仮定して比較する。更新単価については、国の補助金額の算定の基準となる標準建設費をもとに、17,760 千円／戸と設定する（図表 11-2）。

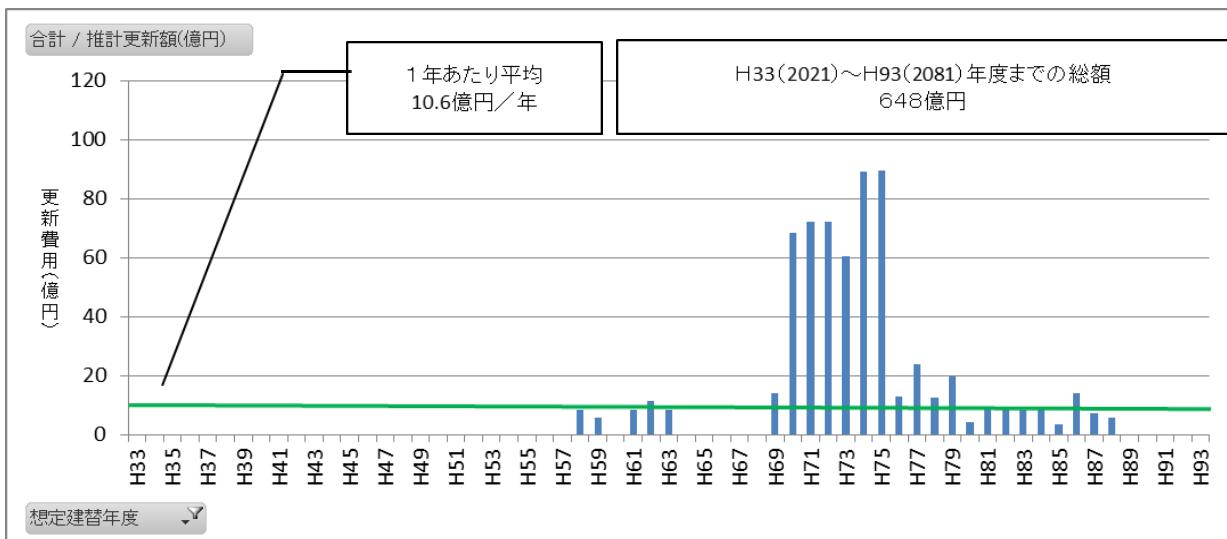
建築後 85 年を経過した年度に再整備を実施するとした場合、建替え期間延長に伴い、毎年の整備費用は低下する。

【図表 11-2】県営住宅の再整備に要する経費の推計

<使用年数：70 年>



<使用年数：85 年>



※「公営住宅等長寿命化計画」には再整備に要する経費も積算しており、平成 32 (2020) 年度までは、前記「(2) 維持保全に要する経費」に再整備に要する経費を含んでいることから、本項では平成 33 (2021) 年度以降について推計している。

[4] 職員宿舎

(1) 維持管理に要する経費

職員宿舎の維持管理費には、通常の維持修繕費、委託料（建築基準法第 12 条の点検、消防設備点検等の各種設備点検）、土地借上料、借上宿舎の建物借上料などが含まれる。いずれも入居者からの賃付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止により維持管理費の縮減を図るが、ここでは、平成 27 (2015) 年度当初予算額と同程度の額（146 百万円）を想定する。

(2) 維持保全に要する経費

維持保全費には、必要な戸数を将来に渡り確保するための大規模改修（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）、下水道設備更新費、リフォーム費がある。いずれも入居者からの賃付料収入を財源としており、今後、宿舎の休廃止により維持保全費の縮減を図るが、ここでは、平成 27 (2015) 年度当初予算額と同程度の額（105 百万円）を想定する。

(3) 再整備に要する経費

職員宿舎の建設費は長期間で平準化して償還することにより負担しているが、再整備については、建設年度、職員の配置、庁舎・施設等の設置状況などを踏まえて総合的に判断しなければならないため、建替の実施の有無、実施時期等を建物ごと

に設定することは困難である。このため、現在の建設費の償還（173～216 百万円/年）を今後も継続的に必要な建替費（再整備費）として想定する。

以上より、平成 27（2015）～50（2038）年度までの、建物に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○ 建物に係る経費の見込み 合計

<建物使用年数：50 年>

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 庁舎、学校、その他 | 88 | 151 | 174 | 189 | 224 | 232 | 232 | 239 | 218 | 257 |
| | 82 | 141 | 164 | 180 | 213 | 218 | 217 | 225 | 201 | 236 |
| 都市公園 | 8 | 6 | 5 | 6 | 5 | 6 | 6 | 5 | 7 | 6 |
| | 6 | 5 | 5 | 6 | 5 | 6 | 5 | 5 | 7 | 6 |
| 県営住宅 | 15 | 14 | 15 | 13 | 15 | 13 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | 4 | 1 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 職員宿舎 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合 計 | 115 | 175 | 198 | 213 | 249 | 255 | 253 | 259 | 241 | 278 |
| | 95 | 149 | 173 | 190 | 221 | 227 | 224 | 231 | 210 | 244 |
| 区分 | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| 庁舎、学校、その他 | 264 | 220 | 237 | 196 | 256 | 275 | 216 | 190 | 228 | 169 |
| | 239 | 200 | 220 | 180 | 236 | 256 | 200 | 177 | 214 | 160 |
| 都市公園 | 7 | 7 | 7 | 6 | 8 | 8 | 9 | 7 | 6 | 6 |
| | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 6 |
| 県営住宅 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 19 | 16 | 11 | 19 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 3 | 0 | 5 |
| 職員宿舎 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 合 計 | 286 | 242 | 259 | 217 | 280 | 299 | 248 | 217 | 249 | 198 |
| | 247 | 208 | 228 | 187 | 245 | 265 | 213 | 188 | 222 | 172 |
| 区分 | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| 庁舎、学校、その他 | 190 | 106 | 144 | 181 | 4,877 | 203 | | | | |
| | 180 | 96 | 132 | 171 | 4,540 | 189 | | | | |
| 都市公園 | 6 | 6 | 6 | 8 | 157 | 7 | | | | |
| | 5 | 5 | 5 | 7 | 139 | 6 | | | | |
| 県営住宅 | 22 | 19 | 11 | 11 | 321 | 13 | | | | |
| | 6 | 5 | 0 | 0 | 37 | 2 | | | | |
| 職員宿舎 | 4 | 4 | 4 | 4 | 103 | 4 | | | | |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 42 | 2 | | | | |
| 合 計 | 222 | 136 | 164 | 204 | 5,458 | 227 | | | | |
| | 193 | 108 | 139 | 180 | 4,758 | 198 | | | | |

<建物使用年数：65年>

(単位:億円 ／ 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 庁舎、学校、その他 | 88 82 | 117 112 | 111 105 | 129 123 | 119 112 | 115 110 | 115 110 | 100 95 | 100 95 | 96 90 |
| 都市公園 | 8 6 | 6 5 | 5 5 | 6 6 | 5 5 | 6 6 | 6 5 | 5 5 | 7 7 | 6 5 |
| 県営住宅 | 15 4 | 14 1 | 15 2 | 13 3 | 15 2 | 13 1 | 11 0 | 11 0 | 11 0 | 11 0 |
| 職員宿舎 | 5 2 | 4 2 |
| 合 計 | 115 95 | 142 120 | 135 113 | 154 133 | 144 121 | 139 118 | 136 117 | 120 101 | 123 103 | 116 97 |
| 区分 | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| 庁舎、学校、その他 | 100 94 | 105 98 | 83 77 | 109 103 | 136 128 | 161 152 | 169 159 | 170 161 | 199 190 | 204 193 |
| 都市公園 | 6 5 |
| 県営住宅 | 11 0 |
| 職員宿舎 | 4 2 |
| 合 計 | 121 102 | 125 106 | 104 85 | 130 110 | 157 135 | 182 159 | 190 166 | 191 168 | 220 197 | 225 200 |
| 区分 | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| 庁舎、学校、その他 | 235 222 | 231 216 | 233 218 | 236 219 | 3,463 | 144 | | | | |
| 都市公園 | 6 5 | 6 5 | 6 5 | 6 6 | 142 | 6 | | | | |
| 県営住宅 | 11 0 | 11 0 | 11 0 | 11 0 | 279 | 12 | | | | |
| 職員宿舎 | 4 2 | 4 2 | 4 2 | 4 2 | 103 | 4 | | | | |
| 合 計 | 256 229 | 252 223 | 254 226 | 257 226 | 3,986 | 166 | | | | |
| | | | | | 3,451 | 144 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※都市公園に係る平成 36(2024)年度以降、県営住宅に係る平成 33(2021)年度以降の維持保全に係る経費見込みは、長寿命化計画を基に試算した想定額である。

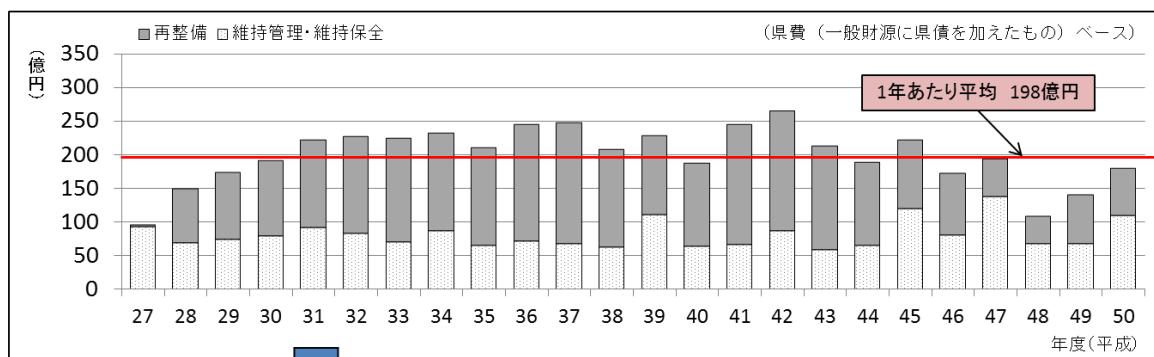
これらの結果から、予防保全の考え方を取り入れた維持保全により、建物の使用年数を 65 年に延長した場合、1 年あたり平均約 54 億円、27%程度の県費縮減効果が見込まれる。(図表 12-1)

なお、平成 40 (2028) 年度以降の再整備費を縮減するため、今後、使用期間の更なる延長や人口減少等を考慮した統合、廃止等を検討していく。

【図表 12-1】予防保全の考え方を取り入れた維持保全により見込まれる県費縮減効果

○建物の使用年数 50年

- ・維持保全(安全性確保や機能維持のための工事)は、建築後40年目の年度に一括実施するものとし、金額は見積もりや過去の実績により算出
- ・再整備(機能向上を伴う大規模な改修工事、建替え)は原則、建築後50年目から3年間にわたり、現建物と同じ延床面積で実施

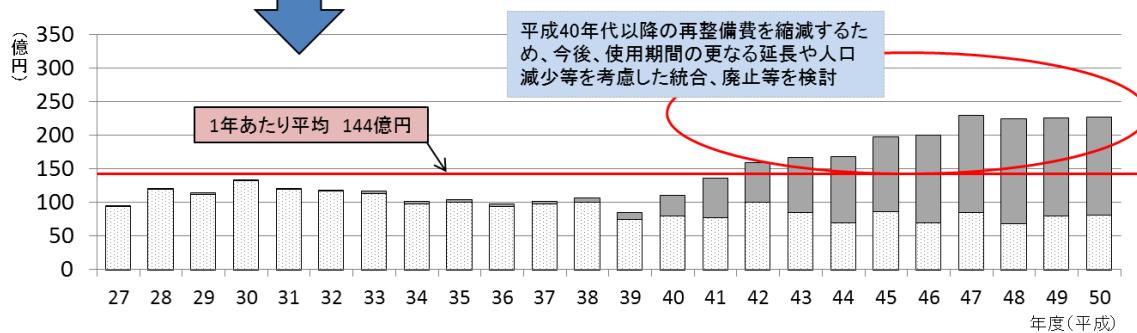


(県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース)

1年あたり平均 198億円

○建物の使用年数 65年

予防保全の考え方を取り入れた維持保全により、建物の使用年数を65年に延長
(1年あたり平均約54億円、27%程度の縮減)



平成40年代以降の再整備費を縮減するため、今後、使用期間の更なる延長や人口減少等を考慮した統合、廃止等を検討

1年あたり平均 144億円

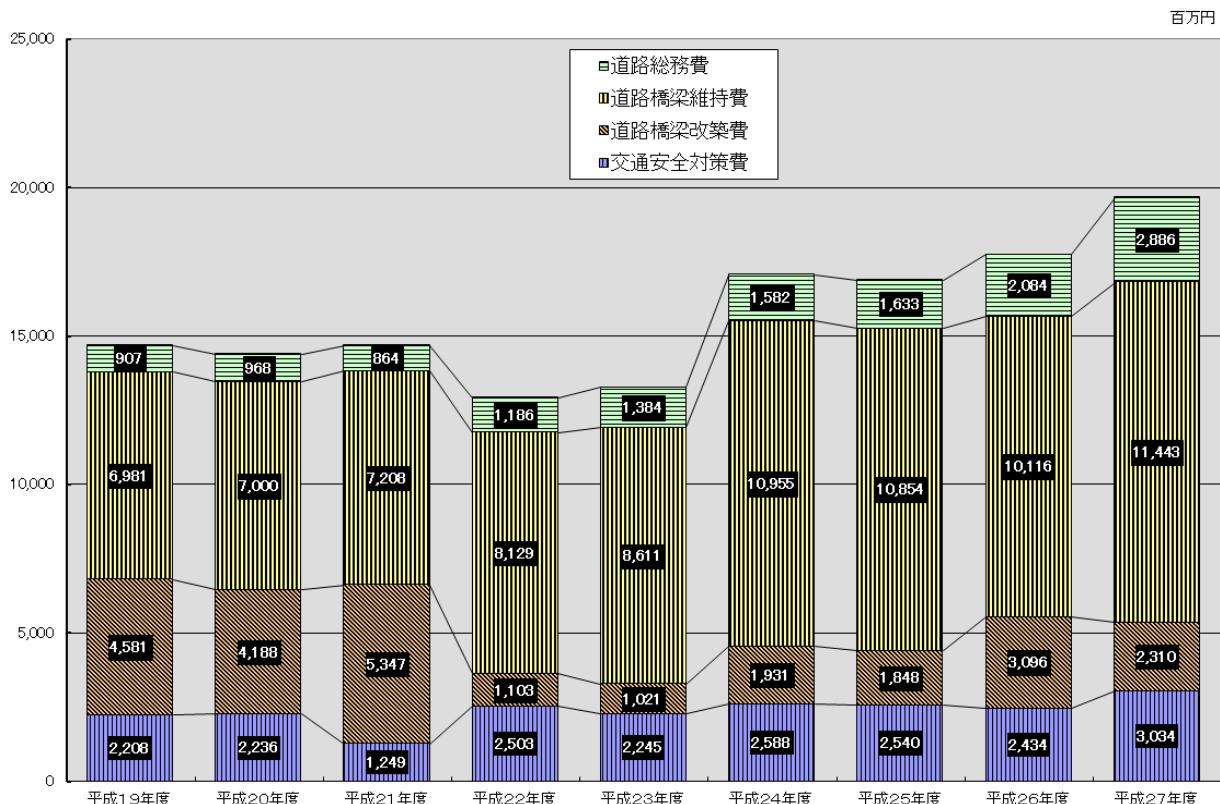
2. 道路施設

道路施設の機能を維持していくためには、パトロール費や道路照明灯光熱費、道路施設の点検費、補修費、橋梁耐震対策費、除雪事業費や、落石や土砂崩れ対策などの防災対策費、通学路の交通安全対策などの交通安全費等が必要である。

これらの道路施設の維持修繕に係る予算は、近年、160 億円程度で推移してきた（図表 13-1）が、今後は、道路施設の老朽化や、新たな整備に伴う管理施設の増加などにより、ますます増大することが見込まれる。さらに、道路法等の改正に伴い、平成 26（2014）年度より道路施設の点検等が義務化され、必要な予算はさらに増加すると見込まれる（図表 13-2）。

こうした中で、「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」等に基づく、予防保全の考え方を取り入れた維持修繕を行うとともに、中長期的な視野に立って、各施設に優先度を付して経費の平準化をすることにより、1年あたりの経費の縮減を図っていく。

【図表 13-1】道路施設の維持修繕に係る予算の推移



【図表 13-2】道路施設の維持修繕に要する経費 推計額

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 道路施設 | 197 | 199 | 201 | 203 | 205 | 208 | 210 | 212 | 214 | 217 |
| | 138 | 140 | 141 | 143 | 144 | 146 | 147 | 149 | 151 | 152 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 219 | 221 | 224 | 226 | 229 | 231 | 234 | 236 | 239 | 241 |
| | 154 | 155 | 157 | 159 | 161 | 162 | 164 | 166 | 168 | 169 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 244 | 246 | 249 | 252 | 5,356 | 223 | | | | |
| | 171 | 173 | 175 | 177 | 3,761 | 157 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

※平成 28 (2016) 年度以降は、過去の伸び率を勘案し、毎年 1 %程度の増加を見込む。

3. 河川 (河川構造物)

(1) 維持管理に要する経費

河川構造物の維持管理費には、委託料（各施設の運転操作及び保守点検等）、水門開閉のための電気料金、排水機場の燃料費、樋門・水門操作員の雇用費等が含まれる。

平成 26 (2014) 年度の維持管理費は、2 百万円で、将来も同程度の経費が見込まれ

る。

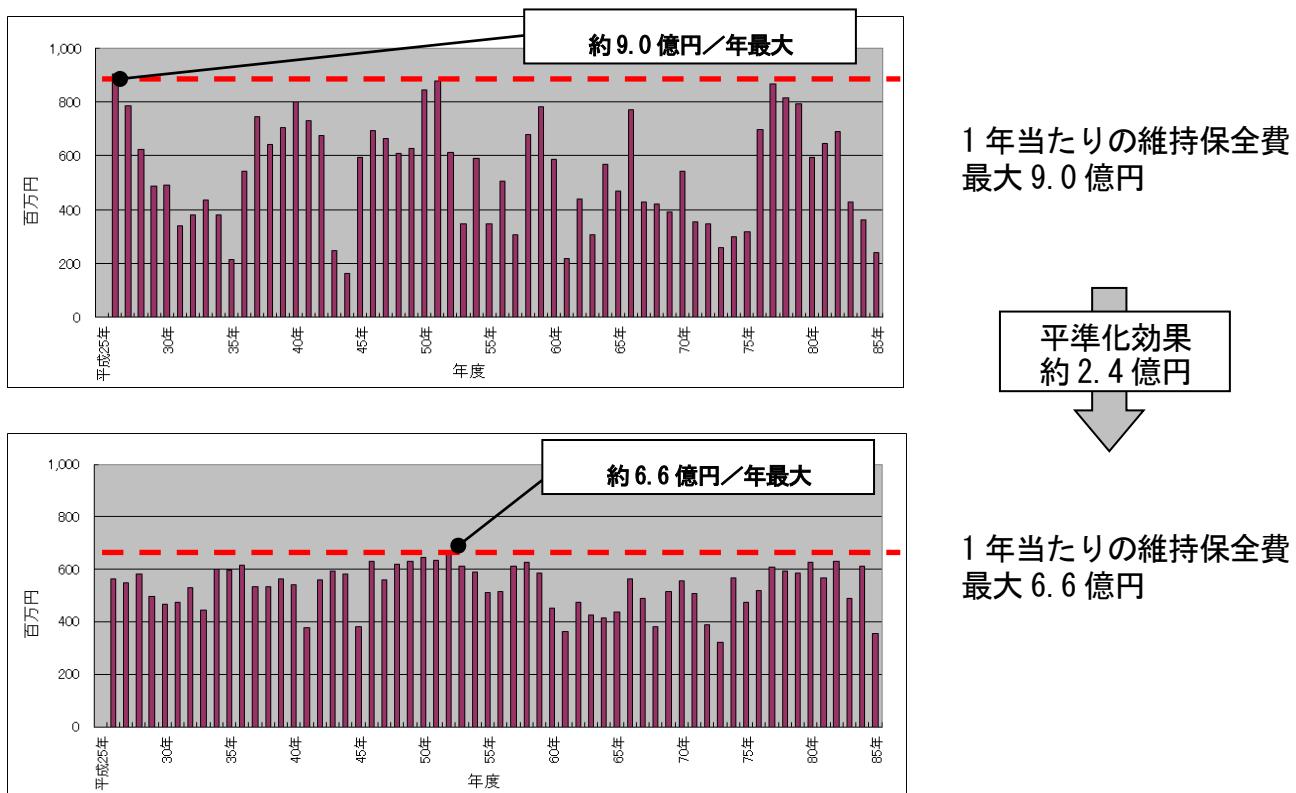
(2) 維持保全に要する経費

河川構造物の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・更新、耐震化、点検・診断費等が必要である。

河川構造物の維持保全に要する経費について、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、本県が管理するすべての河川構造物 646 施設を対象に、今後 60 年間の経費を算出した。

同計画に基づく予防保全の考え方を取り入れた維持保全を行うとともに、中長期的な視野に立って、各施設に優先度を付して経費の平準化をすることにより、総額で約 320 億円、1 年あたりの最大額は約 6.6 億円と見込まれる（図表 14-1）。

【図表 14-1】「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」で見込まれる効果（今後 60 年間）



○ 河川（河川構造物）に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 ／ 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 河川(河川構造物) | 8 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 4 | 6 | 6 | 6 |
| | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | H37 (2025) (2026) | H38 (2026) (2027) | H39 (2027) (2028) | H40 (2028) (2029) | H41 (2029) (2030) | H42 (2030) (2031) | H43 (2031) (2032) | H44 (2032) (2033) | H45 (2033) (2034) | H46 (2034) |
| | 5 | 5 | 6 | 5 | 4 | 6 | 6 | 6 | 4 | 6 |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | H47 (2035) (2036) | H48 (2036) (2037) | H49 (2037) (2038) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 6 | 6 | 6 | 6 | 134 | 6 | | | | |
| | 2 | 3 | 3 | 3 | 55 | 2 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

4. 砂防施設

(1) 維持管理に要する経費

砂防施設の維持管理費には、堆積土砂の除去費、除草費等が含まれる。

平成 26 (2014) 年度の維持管理費は、約 5.2 億円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

(2) 維持保全に要する経費

砂防施設の機能を維持していくためには、維持管理費の他に、維持保全に要する経費として、施設の補修・改築費が必要である。

砂防施設の維持保全に要する経費について、「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、要対策箇所 261 箇所を対象に、今後 10 年間の経費を算出した。

総額約 30 億円、1 年あたり約 3 億円と見込まれる（図表 15-1）。

【図表 15-1】砂防施設の補修・改築計画の箇所数と概算額

| 施設種別 | 箇所数 (補修・改築全数 に占める割合) | 概算額（百万円） (補修・改築総額 に占める割合) |
|-------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 砂防設備 (えん堤・床固工) | 227 (87.0%) | 2,688 (91.2%) |
| 地すべり防止施設 | 9 (3.4%) | 166 (5.6%) |
| 急傾斜地崩壊防止施設 | 25 (9.6%) | 93 (3.2%) |
| 計 | 261 | 2,947 |

○ 砂防施設に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 砂防施設 | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 7 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | | 平均/年 | | | |
| | 8 | 8 | 8 | 8 | 196 | | 8 | | | |
| | 8 | 8 | 8 | 8 | 195 | | 8 | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

※平成 36 (2024) 年度以降は、想定額である。

5. 治山施設

治山施設の機能を維持していくためには、堆積土砂や捕捉流木の除去費、施設点検費、施設の補修または部材の取替等の修繕費等が必要である。

これらの治山施設の維持修繕に要する経費について、想定される要対策施設 170 施設を対象に、平成 50 年度までの今後 24 年間の経費を、過去の実績を踏まえて算出した（図表 16-1）。

総額約 70 億円、1 年あたり約 3 億円と見込まれる。

【図表 16-1】治山施設の維持修繕に要する経費 推計額

(単位:億円 / 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 治山施設 | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | | 平均/年 | | | |
| | 3 | 3 | 3 | 3 | 69 | | 3 | | | |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 60 | | 2 | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

6. 水道・工業用水道施設

(1) 維持管理に要する経費

水道施設の維持管理費には、委託料(各施設の運転操作及び保守点検等)、動力費、薬品費などが含まれる。平成 26 (2014) 年度の維持管理費は、水道 905 百万円、工業用水道 1 百万円で、将来も同程度の経費が見込まれる。

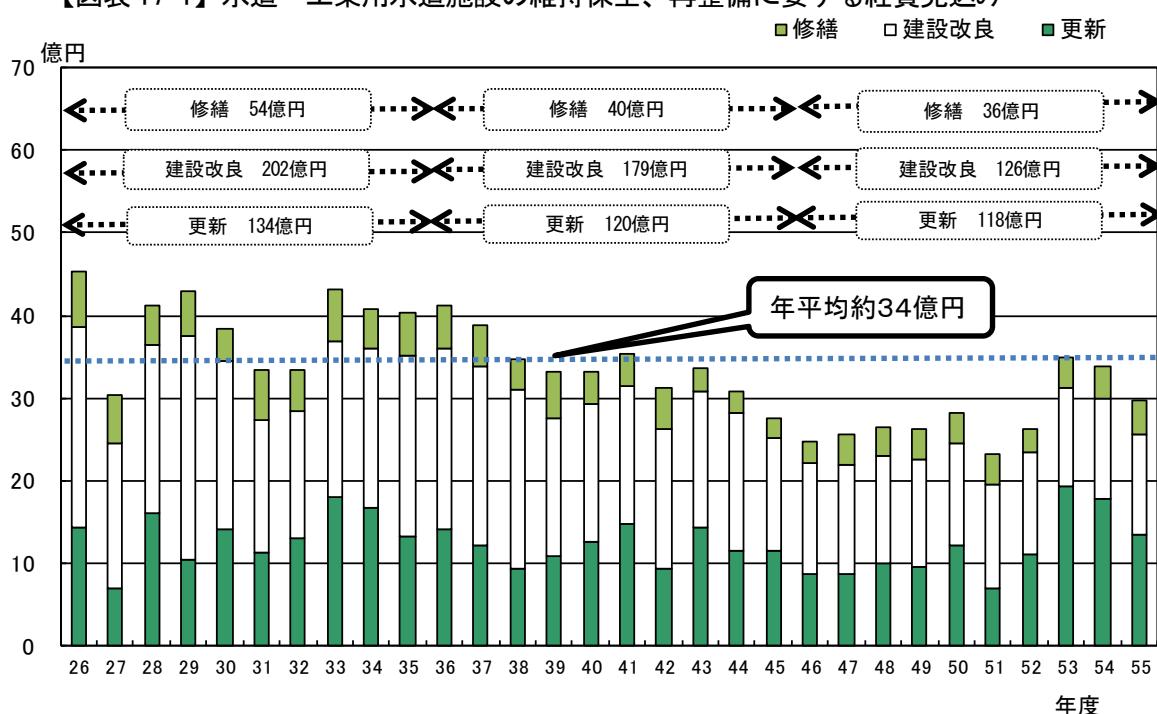
(2) 維持保全に要する経費

水道施設の機能を維持していくため、定期的な点検や補修が必要であるほか、耐震工事や予防修繕を実施し、施設の長寿命化を図っている。これらの経常的に要する修繕費及び、施設ごとの修繕計画を積み上げ、将来必要となる修繕費を推計した。今後 30 年間の必要額は、水道で 130 億円、工業用水道で 0.3 億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約 5 億円と見込まれる(図表 17-1)。

(3) 再整備に要する経費

水道施設ごとの耐用年数を考慮した更新、大規模地震対策(水道管路の複線化を図る大容量送水管整備事業等)など、施設の耐震性や機能を強化するための建設改良が必要であり、これらの更新・建設改良計画を積み上げ、必要となる経費を推計した。今後 30 年間の更新・建設改良費は、水道で 878 億円、工業用水道で 1 億円、水道・工業用水道を合わせた年間平均は約 29 億円と見込まれる(図表 17-1)。

【図表 17-1】水道・工業用水道施設の維持保全、再整備に要する経費見込み



○ 水道・工業用水道施設に係る経費の見込み 合計

(単位:億円 ／ 上段:事業費ベース、下段:県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 水道・工業用 水道施設 | 43 | 50 | 52 | 47 | 43 | 42 | 52 | 50 | 50 | 50 |
| | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 48 | 44 | 42 | 42 | 45 | 40 | 43 | 40 | 37 | 34 |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 35 | 36 | 36 | 37 | 1,037 | 43 | | | | |
| | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

7. 下水道施設

(1) 維持管理に要する経費

流域下水道の維持管理費には、委託料（各施設の運転操作及び保守点検、機械・器具点検管理費、植栽管理）、水質等の調査費、光熱水費、補修費（日常的な修繕等）などが含まれている。これらは主に、関連する市町からの「維持管理費負担金」により運営されている。平成 25 (2013) 年度の維持管理費は 2,081 百万円で、今後とも汚水量の増加に伴い、増加していくと見込まれる（図表 18-1）。

【図表 18-1】 下水道施設の維持管理に要する経費 推計額（汚水量の予測による試算）

(単位：億円)

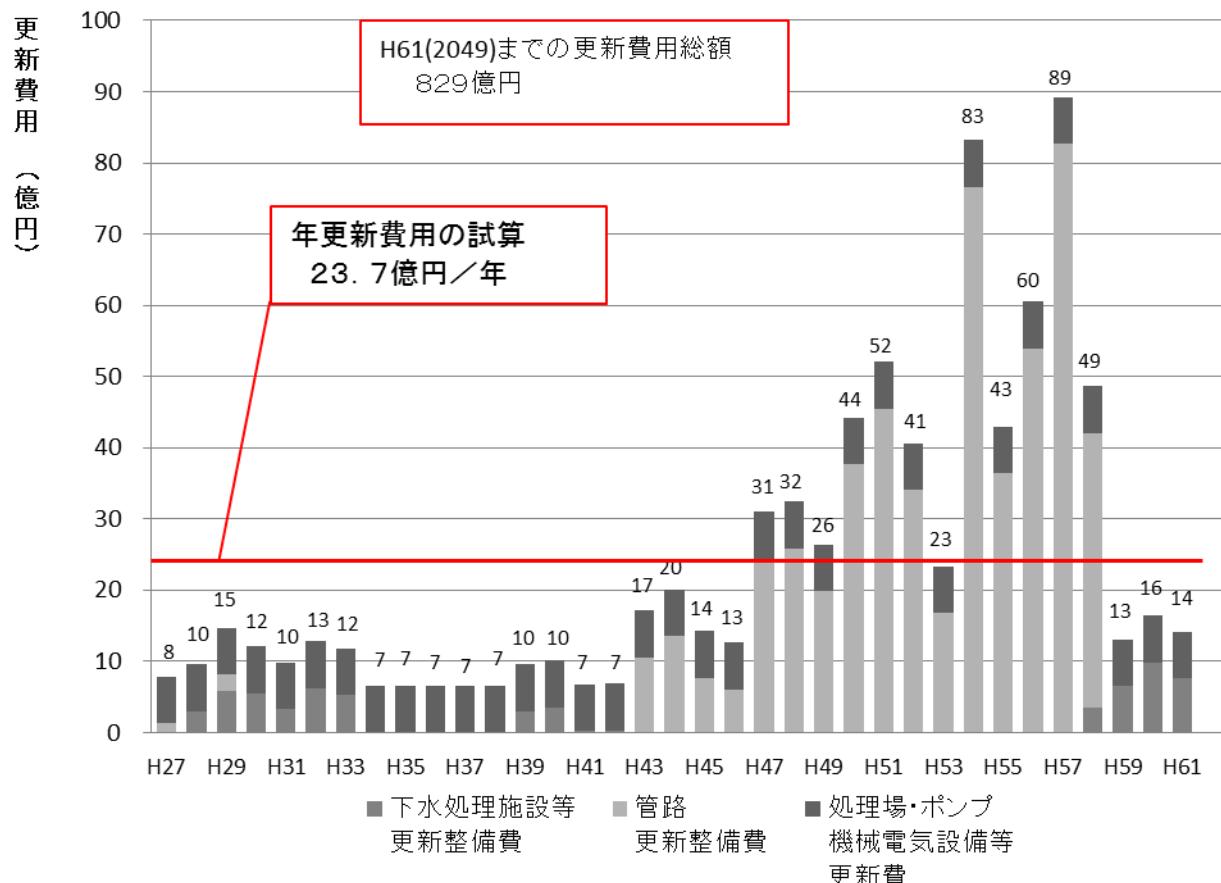
| H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 24 | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 24 |

※平成 27 (2015) 年度は当初予算額ベースである。

(2) 再整備に要する経費

下水道施設の主要な施設は建設後 60 年、幹線管路は建設後 50 年経過後に現在と同じ施設で再整備を実施すると仮定し、m²当たりの単価は、既に経費の試算に取組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に設定している。機械・電気設備については、「木曽川右岸流域下水道長寿命化計画」による（図表 18-2）。

【図表 18-2】 下水道施設の再整備に要する経費の推計



○ 下水道施設に係る経費の見込み 合計

(単位: 億円 / 上段: 事業費ベース、下段: 県費(一般財源に県債を加えたもの)ベース)

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 下水道施設 | 33 | 34 | 39 | 37 | 35 | 38 | 37 | 32 | 32 | 32 |
| | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 32 | 32 | 35 | 35 | 32 | 32 | 42 | 45 | 39 | 37 |
| | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 56 | 57 | 51 | 69 | 941 | 39 | | | | |
| | 7 | 7 | 6 | 9 | 75 | 3 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27（2015）年度は当初予算額ベースである。

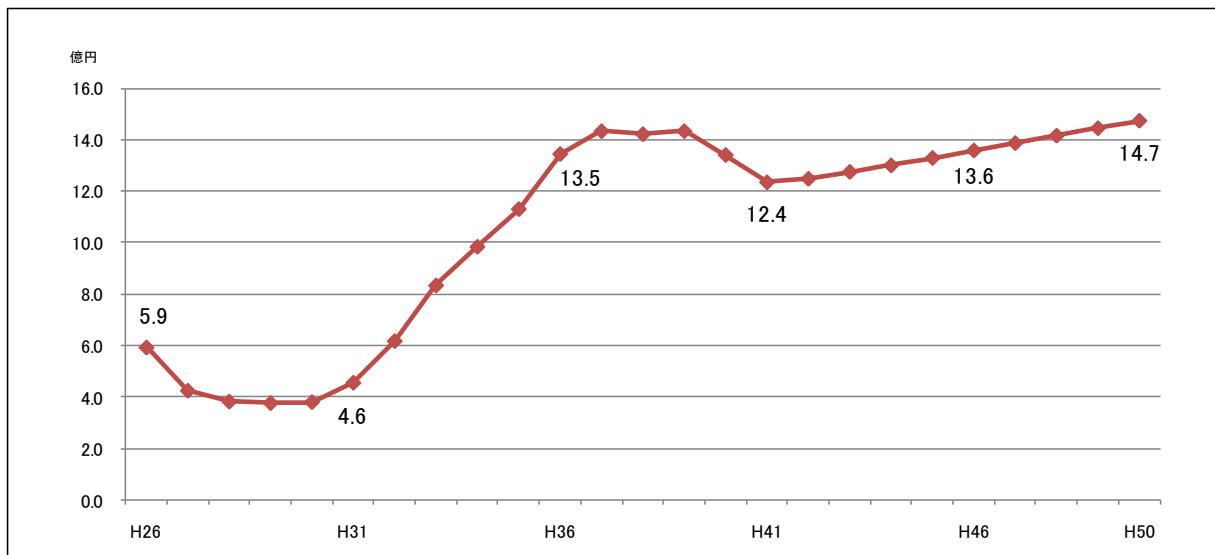
8. 交通安全施設

信号制御機や信号柱などの維持管理費については、電気、回線などの料金、清掃、点検などの保守委託料、修繕料があり、年間で約 4.1 億円が必要である。

信号制御機の再整備費には、平成 25（2013）年度の実績数約 150 基ベースで再整備を行った場合、毎年度、約 2.9 億円が必要となる。しかし、将来的には過去の整備状況により更新基準を超過する信号制御機が増加傾向にあり、再整備費が平成 30（2018）年度以降急激に増加し、平成 50（2038）年度には約 14.7 億円に上る見込みである（図表 19-1）。

また、信号柱にあっても信号制御機と同様、更新基準を超過する柱が年々増加する傾向にある。

【図表 19-1】信号制御機の再整備に要する経費の推計



○ 交通安全施設に係る経費の見込み 合計

（単位：億円／上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 交通安全施設 | 6 | 8 | 8 | 8 | 9 | 10 | 12 | 14 | 15 | 18 |
| | 5 | 6 | 6 | 6 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 18 | 18 | 18 | 18 | 16 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| | 12 | 11 | 12 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 18 | 18 | 19 | 19 | 357 | 15 | | | | |
| | 11 | 11 | 12 | 12 | 233 | 10 | | | | |

※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27（2015）年度は当初予算額ベースである。

以上より、平成 27（2015）～50（2038）年度までの、インフラ施設に係る経費の見込みの総額は、以下のとおりとなる。

○ インフラ施設に係る経費の見込み 合計

（単位：億円／上段：事業費ベース、下段：県費（一般財源に県債を加えたもの）ベース）

| 区分 | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33 (2021) | H34 (2022) | H35 (2023) | H36 (2024) |
|--------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| インフラ施設 | 300 | 308 | 316 | 311 | 307 | 314 | 327 | 325 | 328 | 334 |
| | 162 | 163 | 164 | 164 | 165 | 169 | 171 | 175 | 175 | 178 |
| | H37 (2025) | H38 (2026) | H39 (2027) | H40 (2028) | H41 (2029) | H42 (2030) | H43 (2031) | H44 (2032) | H45 (2033) | H46 (2034) |
| | 334 | 331 | 336 | 338 | 336 | 336 | 352 | 355 | 347 | 347 |
| | 180 | 181 | 184 | 185 | 185 | 187 | 191 | 194 | 194 | 196 |
| | H47 (2035) | H48 (2036) | H49 (2037) | H50 (2038) | 合計 | 平均/年 | | | | |
| | 369 | 375 | 371 | 394 | 8,090 | 337 | | | | |
| | 202 | 205 | 205 | 211 | 4,384 | 183 | | | | |

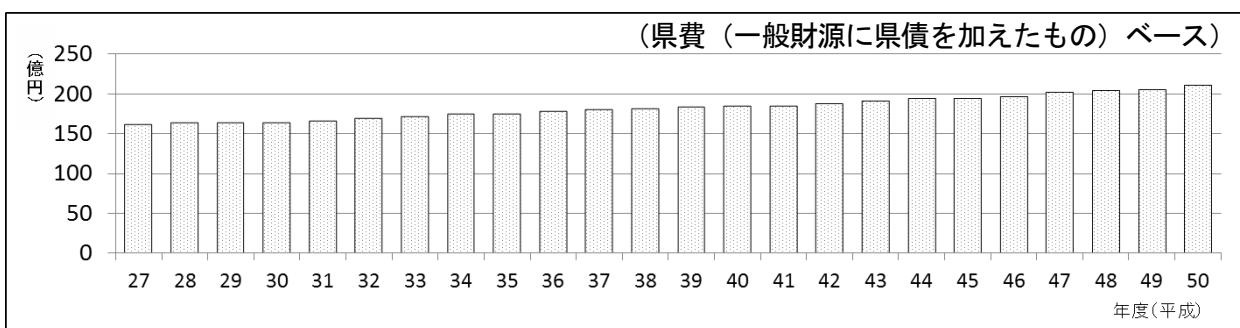
※億円未満を四捨五入しているため、端数において内訳と計が一致しないことがある。

※平成 27（2015）年度は当初予算額ベースである。

インフラ施設については、既に施設ごとに策定された個別計画等により、長寿命化や財政負担の最小化、平準化を進めているが、法令改正に伴う点検等の義務化等により経費の増大が見込まれる道路施設関係経費などの増加見込みの影響もあり、全体として微増の傾向にある。（図表 20-1）

今後、必要に応じて個別計画の見直しを行うなど、一層の経費縮減の取組が必要と考えられる。

【図表 20-1】インフラ施設に係る経費の推計



9. 公共施設等（総合）

中長期的な経費の見込みについて、平成 27（2015）年度を起点に、今後 10 年間と 30 年間の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに算出した。（図表 21-1）（図表 21-2）

【図表 21-1】今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

| 経 費 区 分 | | 維持管理 ・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④) (①+②+③) | 財源 見込み | 耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤) | 長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤) | 長寿命化対策等 による経費削減率 (%) | 現在要している 経費(H27～H29 の平均) |
|---------------|-----------|----------------|---------|---------|------------------|--------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 普通会計 | 建築物(a) | 67,196 | 96,709 | 86,568 | 250,473 | 地方債 75%充当 | 282,968 | ▲ 32,495 | ▲ 11.5 | 15,738.0 |
| | インフラ施設(b) | 156,245 | 98,447 | 15,466 | 270,158 | | 494,383 | ▲ 224,225 | ▲ 45.4 | 27,468.7 |
| | 計(a+b) | 223,441 | 195,156 | 102,034 | 520,631 | | 777,351 | ▲ 256,720 | ▲ 33.0 | 43,206.7 |
| 公営事業会計 | インフラ施設(c) | 16,135 | 20,476 | 23,955 | 60,566 | | 114,790 | ▲ 54,224 | ▲ 47.2 | 4,409.6 |
| | 計 | 16,135 | 20,476 | 23,955 | 60,566 | | 114,790 | ▲ 54,224 | ▲ 47.2 | 4,409.6 |
| 建築物 計(a) | | 67,196 | 96,709 | 86,568 | 250,473 | | 282,968 | ▲ 32,495 | ▲ 11.5 | 15,738.0 |
| インフラ施設 計(b+c) | | 172,380 | 118,923 | 39,421 | 330,724 | | 609,173 | ▲ 278,449 | ▲ 45.7 | 31,878.3 |
| 合計(a+b+c) | | 239,576 | 215,632 | 125,989 | 581,197 | | 892,141 | ▲ 310,944 | ▲ 34.9 | 47,616.3 |

【図表 21-2】今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

| 経 費 区 分 | | 維持管理 ・修繕(①) | 改修(②) | 更新等(③) | 合計(④) (①+②+③) | 耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤) | 長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤) | 長寿命化対策等 による経費削減率 (%) | 現在要している 経費(H27～H29 の平均) |
|---------------|-----------|----------------|---------|---------|------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 普通会計 | 建築物(a) | 199,666 | 256,230 | 296,129 | 752,025 | 817,071 | ▲ 65,046 | ▲ 8.0 | 15,738.0 |
| | インフラ施設(b) | 496,975 | 321,728 | 72,110 | 890,813 | 1,613,342 | ▲ 722,529 | ▲ 44.8 | 27,468.7 |
| | 計(a+b) | 696,641 | 577,958 | 368,239 | 1,642,838 | 2,430,413 | ▲ 787,575 | ▲ 32.4 | 43,206.7 |
| 公営事業会計 | インフラ施設(c) | 49,475 | 50,682 | 81,288 | 181,445 | 311,941 | ▲ 130,496 | ▲ 41.8 | 4,409.6 |
| | 計 | 49,475 | 50,682 | 81,288 | 181,445 | 311,941 | ▲ 130,496 | ▲ 41.8 | 4,409.6 |
| 建築物 計(a) | | 199,666 | 256,230 | 296,129 | 752,025 | 817,071 | ▲ 65,046 | ▲ 8.0 | 15,738.0 |
| インフラ施設 計(b+c) | | 546,450 | 372,410 | 153,398 | 1,072,258 | 1,925,283 | ▲ 853,025 | ▲ 44.3 | 31,878.3 |
| 合計(a+b+c) | | 746,116 | 628,640 | 449,527 | 1,824,283 | 2,742,354 | ▲ 918,071 | ▲ 33.5 | 47,616.3 |

①維持管理・修繕

- 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。
- なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

②改修

- 公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものという。

③更新等

- 老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

② 充當可能な財源の見込み（平成 27（2015）～36（2024）年度）

本県の財政状況は、これまでの行財政改革の着実な取組みにより、平成 25（2013）年度決算をもって起債許可団体から脱却するなど、持続可能な財政運営への道筋がつきつつある。

しかしながら、歳入面では、景気動向や地方税財政制度の動向などが不透明であることや、歳出面でも、社会保障関係経費の自然増への対応や、人口減少対策、県土強靭化など、様々な政策課題に対応していく必要がある。

従って、現状の公共施設等の総量を維持しながら、今後も増加が見込まれる公共施設等の維持管理・維持保全・再整備等に係る財源を、将来にわたって確保していくことは容易ではない。

第二章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本章では、本県が所有するすべての公共施設等に概ね共通する、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。公共施設等の種類により、この方針と一部異なるものについては、第三章において、種類ごとに類型化した方針を定める。

(1) 対象期間

本方針の対象期間は、平成 27（2015）～36（2024）年度までの 10 年間とする。

第一章では、公共施設等の状況や人口、経費等の今後の見通しについて、20～30 年程度にわたる長期的な把握・分析を行ったが、より実効的な方針とする必要があること、社会情勢の変化により実施すべき取組みが大きく変わる可能性があることから、対象期間については 10 年間とし、それ以降は改めて方針を策定する方向で進めるものである。

ただし、対象期間内であっても、必要に応じて適宜方針を見直すものとする。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本方針の策定にあたっては、総務部管財課が中心となり、関係部局を構成員とする「岐阜県公共施設等総合管理計画策定会議」を設置して方針の内容等の検討を行ったところであるが、今後は、本方針に基づく取組みを効率的かつ効果的に推進していくため、平成 28（2016）年 8 月に立ち上げた「岐阜県公共施設等総合管理推進本部」において、各年度の進捗をフォローアップすることとし、全庁体制の下、着実に見直しを進めるとともに、継続して公共施設の総合管理を推進することとする。

また、地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うこととする。

(3) 現状や課題に関する基本認識

建物及びインフラ施設のいずれにおいても、整備後の年数経過とともに、維持管理、維持保全や再整備等に要する経費が増大することが見込まれると共に、人口減少社会においては、公共施設等の利用需要や行政サービスへのニーズの変化があると予想される。また、充当可能な財源の見込みについて、持続可能な財政運営への道筋がつきつつあるが、増加が見込まれる公共施設等に要する経費について、公共施設等の総量を維持しながら、その財源を将来にわたって確保していくことは容易ではない。

そのため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全や再整備等を実施し、施

設等の長寿命化やライフサイクルコストを縮減することにより、財政負担の最小化・平準化を図ることが必要である。また、公共施設等を活用した取組みによる歳入の確保にも取組む必要がある。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等は、建物でもインフラ施設でも、常に安全かつ安心して利用できることが第一であり、適切な管理により、突発的な不具合による利用停止や事故等の防止を図る必要がある。また、予防保全の考え方を取り入れ、優先順位を設定して計画的に維持保全等を実施していくとともに、光熱水費や委託料等の維持管理費の見直しにより、平均使用年数延長やライフサイクルコスト縮減、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を推進する。

老朽化等に伴う再整備を実施する場合は、人口の将来見通し、行政需要等、建物又はインフラ施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、当該公共施設等そのものの必要性や適正規模を精査した上で、拡充、縮小、転用、統合、廃止等の検討を行っていく。

① 点検・診断等の実施方針

建物については、建築基準法第12条に基づく定期点検の他、指定管理者・建物管理委託業者等による各種設備の点検や職員による日常点検を実施し、建物の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努める。

インフラ施設についても、職員や専門の委託業者により点検を実施し、施設の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努めるとともに、点検マニュアルの整備、劣化状況等のデータ整備、巡視・パトロールを実施する。

② 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

公共施設等や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕又は交換し、機能・性能を所定の状態に維持する予防保全の考え方を取り入れ、計画的で効率的な維持保全や再整備等を実施するとともに、光熱水費や委託料等の維持管理費の見直しに取組むこととし、財政負担の最小化・平準化、公共施設等の長寿命化を推進する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施していくことで公共施設等の安全確保を図る。

なお、人的被害の可能性など特に危険性が高いと認められた場合は、応急的に適切な修繕等を行うとともに、当該施設等の維持保全等の計画を前倒しての実施や、危険性の

程度及び利用状況等によっては、代替施設等への一時的な移転や、用途廃止、取壟しを検討する。

④ 耐震化の実施方針

昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に、旧耐震基準で建築された建物のうち、耐震性が不十分な建物については、改築予定等を除き、平成 29（2017）年度にて耐震補強工事が完了している。

インフラ施設の耐震化は、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化など、各公共施設等の優先順位に沿って実施し、耐震性を確保していく。

⑤ 長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れ、計画的な維持保全等を行うとともに、耐震性・耐久性が高い資機材を選定するなどの取組みにより、公共施設等の平均使用年数の延長やライフサイクルコストの縮減に努める。

⑥ 統合や廃止の推進方針

今後の人団減少社会にあっては、現在と同種・同規模の公共施設等を維持する必要性は必ずしもなくなっていくことから、老朽化等に伴う再整備等に際しては、県行政の遂行や県民の安全・安心、利便性に支障をきたさないよう配慮した上で、利用状況やニーズ等、建物又はインフラ施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の最適化を図っていく。

また、再整備等に際しては、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PFI の活用などの民間の力を活用することを検討していく。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理には、各施設等の特性に応じた人材の確保が必要であり、技術職員や専門家による研修会等により、高度な知識・技術を要する人材の養成を行う。また、管理・点検の委託業者や利用者（利用団体）との連絡を密にしたり、県民ボランティア等と連携したりすることで、公共施設等の状況を効率的に把握できる体制の構築を進める。

この他、施設等の点検・補修や長寿命化に有用な情報通信技術の導入を進め、効果的・効率的な公共施設等の管理体制の構築を推進する。

(5) P D C A サイクルの推進方針

本方針の進捗管理にあたっては、「岐阜県公共施設等総合管理推進本部」において、各年度の予算措置状況や対策の進捗状況などを確認するとともに、設定した目標指標に照らして毎年度評価を実施することとし、当該評価の結果に基づき、必要に応じて適宜方針を見直すものとする。

なお、評価結果等については、議会（委員会）への報告及び本県ホームページにおける公表などを行うこととする。

(6) 目標指標

中期的な目標指標としては、予防保全の考え方を取り入れた維持保全の実施により建物の使用年数を建築後 50 年間から 65 年間に延長することや、人口減少等を考慮した公共施設等の統合・廃止等により、平成 50（2038）年度（今後 24 年間）までに必要と考えられる建物に要する経費（維持管理、維持保全及び再整備）の総額について、30%程度削減を行うこととする。併せて、長寿命化対策にかかる財政負担の最小化・平準化を図ることとする。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい県有施設の実現を目指して、施設固有の状況や利用者の声などを踏まえ、ユニバーサルデザイン化に向けた改修事業を計画的に実施することとする。

(8) 脱炭素化の推進方針

施設の更新・改修等にあたっては、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画（令和 3 年 5 月策定）」を踏まえ、温室効果ガスの削減を図ることとする。

(9) 木造化・木質化の推進方針

施設の更新・改修等にあたっては、「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画（令和 5 年 4 月策定）」を踏まえ、木造化又は内装の木質化を図ることとする。

第三章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

本章では、第二章で述べたすべての公共施設等に概ね共通する方針に加えて、公共施設等の種類ごとに必要な独自の方針を定める。

したがって、本章に記載のある項目については、第二章の方針と本章の方針を合わせたものが当該公共施設等における方針であるが、本章の方針が第二章の方針に抵触する場合は、本章の方針が優先する。本章に記載のない項目については、第二章の方針が当該公共施設等における方針である。

(1) 建物

① 庁舎・事務所及び試験研究機関

1. 現状や課題に関する基本認識

庁舎・事務所及び試験研究機関は、本県の行政事務を執行するのに必要不可欠な建物であり、県庁舎、総合庁舎、単独現地機関及び試験研究機関といった種類がある。建物の規模や勤務職員数は大小さまざまであるが、第一章で述べたとおり、他の建物と比較して建築年度の古いものの割合が高い。そのため、計画的な維持管理や維持保全はもとより、今後の行政需要等を見据えた再整備を検討すべき時期を迎えている建物もある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

再整備を実施する場合は、本県の組織のあり方、圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割などの観点からも検討を行っていく。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期（経過年月）について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の行政需要等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

庁舎・事務所の統合や廃止に際しては、単に建物の劣化状況のみならず、本県の組織のあり方、将来人口減少に伴う圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割など、さまざまな観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。

試験研究機関については、産業界や地元自治体などの意見も踏まえながら適正な配置等を検討する。

② 都市公園（岐阜メモリアルセンターは「⑦ その他の建物」に含む。）

1. 現状や課題に関する基本認識

都市公園は、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を通じて、豊かな生活の実現に資することを目的としており、自然環境の保全、美しい景観の形成、災害時の避難場所等の防災機能、多様な余暇活動や健康増進活動の場、観光拠点としての役割など、幅広い機能を有している。

これまで順次整備が進められてきたため、公園内の建物や遊具等の各種施設の老朽化の状況は様々であるが、古いものが多くなっている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公園利用者が安全に、安心して利用できる公園として、多くの方に利用してもらえるよう管理運営を行う。

「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、老朽化した施設については、公園利用者のニーズや利用状況を勘案しながら検討を行っていく。

都市公園においては、6公園に指定管理者制度を導入して管理運営を行っている。

（1）統合や廃止の推進方針

都市公園法第16条（都市公園の保存）の規定により、都市計画事業などの一定の場合を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止することができない。ただし、過去に地元の市町村へ管理を移譲した事例もあり、公園の規模や利用状況に応じて検討する必要がある。

③ 県営住宅

1. 現状や課題に関する基本認識

新規の住宅需要は、人口及び世帯数が減少局面に転じるとともに、持家を含む住宅ストックや空き家数が増加することなどにより、減少傾向にある。また、民間賃貸住宅における最低居住面積水準未満世帯率も徐々に減少していることから、潜在的な公営住宅需要世帯数は減少の方向にあると考えられる。そのため、近年の県営住宅の入居率は減少傾向にあり、応募倍率も、新しく便利な地域にある県営住宅は高いが、古くて不便な場所にある県営住宅では低くなっている。

このような状況を踏まえ、「岐阜県住生活基本計画」において、計画期間（平成 23（2011）年度～32（2020）年度）における県営住宅の新規供給は控えながら、既存ストックの長寿命化などにより有効活用を図ることとしている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県営住宅は、昭和 30～50 年代前半に供給されたストックが耐用年限の半分を超える更新時期を迎えており、計画的な修繕・改善により長寿命化を図る住棟の判別など、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づくストックマネジメントを行うこととする。

(1) 点検・診断等の実施方針

管理代行機関の職員及び県職員による、年 2 回の定期点検（建築基準法第 12 条に基づく定期点検を兼ねる。）を実施する他、業者委託による各種設備の点検を実施し、建築物の機能や状態、異常や劣化の有無等の把握に努める。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

安全で快適な住まいを長きに亘って確保するため、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」において、県営住宅の整備手法を定め、長期的な維持管理を実現する。なお、整備手法は、国が示している「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に基づき、本県の状況に合わせて選択する整備手法を判定している。

(3) 耐震化の実施方針

平成 23（2011）年度までに、すべての県営住宅について耐震化を完了している。

(4) 長寿命化の実施方針

現状の仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の実践による維持保全周期の延長などによってライフサイクルコストの縮減を図る。

(5) 統合や廃止の推進方針

県営住宅の経過年数、需要及び改善履歴による評価を行い、建替え、用途廃止の対象とする住棟を判定する。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公営住宅法第47条の規定により、住宅管理に関し高度な専門知識と実績を有する岐阜県住宅供給公社に、管理の代行を委託するとともに、県においても、建築技術職員を含む職員配置とし、密接な連携のもと管理を行う。

なお、県営住宅のうち中堅所得者向けのソピア・フラツツについては、同一棟の複合施設ソフトピアジャパン（ワークショップ24）と一体で指定管理者制度を導入し、管理している。

④ 高等学校・特別支援学校

1. 現状や課題に関する基本認識

県立学校（高等学校及び特別支援学校）の校舎・体育館等、児童・生徒が継続的に使用する学校施設については、「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、平成23（2011）年度までに耐震化工事を完了したところであるが、耐震化工事が完了して間もないことや、予算上の制約から多くの校舎等施設の再整備が進まず、老朽化が進んでいる状況である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

数多くの学校施設の中で、老朽化による人的被害のおそれがあるもの、事故の発生のおそれがあるもの、災害時の対応に支障をきたすものについては優先的に維持保全等について対応し、生徒の安全・安心の確保に努める。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

学校施設の再整備は、平成15（2003）年度策定の「県立学校施設耐震化整備方針」における再整備予定校舎（13校16棟）について、耐震工事後10年を経過する平成31（2019）年度から順次再整備を行う。

また、施設の維持保全については、県有建物長寿命化計画において施設使用年数を65年としたうえで25年目と45年目を目安に予防保全の考え方に基づく大規模修繕を実施する方針を定めたことから、建物劣化状況を勘案して計画的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震等の災害に備え、非構造部材の定期点検と対応を実施すると共に、非常災害時の避難施設に指定されている県立学校に対し自家発電設備を整備するほか、体育館内トイレ及び屋外トイレの洋式化、体育館内窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けを順次実施する。

(3) 統合や廃止の推進方針

高等学校については、平成15（2003）年度から「生徒いきいきプラン」に基づく統合・編成を行ってきたところであるが、今後の少子化を見据え、適正な学校規模が維持できない可能性のある学校については、地域や学校の特性、学びの機会の保障等にも配慮しながら、その在り方についての検討を進める。

なお、特別支援学校については、「子どもかがやきプラン」に基づき、通学児童生

徒数の増加、長時間の通学等に対応するため、どのような障がいがあっても小学部から高等部まで地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備していたところであり、当面、統合や廃止を行う予定はない。

(4) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

学校施設に生じている不具合を現場から情報収集するとともに、現地確認を隨時実施し、過去の改修履歴等を勘案しながら施設管理者として適正な維持管理体制を確保する。

⑤ 警察施設

1. 現状や課題に関する基本認識

警察庁舎は、警察活動を行うための重要な活動拠点であり、岐阜県強靭化計画においても基幹防災拠点と位置づけられていることから、本県の財政状況を考慮しながら、県民の安全安心の確保及び県民の期待と信頼に応える強い警察を支えるための施設整備が重要である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後、高度経済成長期に建設された多くの警察施設が再整備の時期を迎える中において、警察施設は、県民の生命・財産を守る警察活動の根幹をなすもので、その機能維持が必要であり、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を考慮しつつ適正な維持管理を行うとともに、計画的に維持保全及び再整備を図る必要がある。

また、将来的には人口減少等による管内情勢の変化を踏まえて、施設の集約化・効率化を検討する必要がある。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

警察施設の維持保全については、点検による経年劣化や設備の機能低下等の状態の正確な把握や、部位ごとの改修サイクルを基本として周期的な改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図る必要がある。

また、「基幹防災拠点」と位置付け再整備を計画している多治見警察署及び大垣警察署を除き、施設の老朽化等による再整備については、管内情勢や庁舎に求められるニーズの変化に対応するとともに、災害発生時の活動拠点として防災機能を強化した施設として計画的な整備を実施する。

(2) 長寿命化の実施方針

予防保全の考えを取り入れ計画的で効率的な維持保全を実施することにより、施設の安全性確保や機能維持に努め建物の長寿命化を図る。

(3) 統合や廃止の推進方針

現時点においては統合や廃止による警察施設の整備についてはひとまず完了しているが、将来的には人口減少による各警察署の管内情勢等を踏まえながら集約化・効率化を図りつつ、県民の生命・財産を守り、安心感を与えることができる警察施設の整備を行っていく。

⑥ 職員宿舎

1. 現状や課題に関する基本認識

職員宿舎は、築30年を超えるものが約70%を占めるなど老朽化が進んでいるが、一方で、入居率は、迅速な警察活動を行うための待機宿舎が多くを占める警察職員宿舎では高いものの、全体としては道路網の整備が進んだことや、民間賃貸住宅の供給が増えていることなどから低下しており、今後も必要な戸数は確保される見込みである。

しかし、入居者の減少に伴って維持管理及び維持保全に要する経費の財源となる賃料収入は減少傾向にある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

県・教職員宿舎にあっては、原則として建替えは控えながら、通常の維持管理及び維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）に加え、リフォームにより室内を良好な状態に維持していくことで利用可能な戸数を確保し、長寿命化を図っていく。また、必要な戸数が十分確保されている圏域においては、維持管理費を縮減するため順次、老朽化した職員宿舎の休廃止を行う。

警察職員宿舎にあっては、有事即応体制を維持するための重要な施設であることから、各警察署の体制を踏まえたうえで、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、再整備、廃止及び集約を計画的に行い、必要戸数を確保する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

県・教職員宿舎にあっては、各圏域において基幹となる宿舎に対し、重点的に維持保全（外壁改修、屋上防水、給排水設備更新等）を実施する。

警察職員宿舎にあっては、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、予防保全の考え方を取り入れた維持管理、維持保全及び再整備を行う。

(2) 耐震化の実施方針

耐震性能が十分でない職員宿舎については、廃止する。

(3) 長寿命化の実施方針

県・教職員宿舎にあっては、各圏域において基幹となる宿舎に対して、計画的なリフォームを実施することにより、必要な戸数を良好な状態で、長期的に確保する。

警察職員宿舎にあっては、維持管理、維持保全の計画を逐次見直し、効果的な保全措置を講ずることにより、施設の長寿命化を図る。

(4) 統合や廃止の推進方針

県・教職員宿舎のうち入居者が減少しているものについては、各圏域において基幹となるような職員宿舎へ入居者を集約することにより閉鎖、統合を進める。また、老朽化等により状態が悪くなった職員宿舎は順次、廃止を行う。

警察職員宿舎にあっては、警察職員の人員が増加傾向にあることや、女性警察官の増員計画を進めていることから、職員の配置状況に応じた再整備等を検討しながら、必要な戸数を維持する。

また、県職員宿舎、教職員宿舎、警察職員宿舎間で区分を超えた入居を認めるなど、効果的、効率的な運用も進めて行く。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県・教職員宿舎にあっては、県内全域において、維持管理の一括委託を行い、効率的な管理体制を確保している。

警察職員宿舎にあっては、警察本部及び警察署の施設管理担当者が維持管理を行っており、施設管理担当者に対する研修会の実施等により適正な維持管理の体制を確保する。

⑦ その他の建物

1. 現状や課題に関する基本認識

その他の建物は、教育・文化・体育施設、福祉施設等、県民が共同で利用する建物が主である。そのため、建築年度が比較的新しいものが多いが、昭和末期から平成初期に建設された大規模な施設が多数あり、本方針の対象期間である平成 27（2015）～36（2024）年度に維持保全に要する経費が多額にのぼると見込まれる施設も多く、財政負担の最小化・平準化が必要である。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

再整備を実施する場合は、県民の利用状況、将来人口減少に伴う利用需要の変化の見込みなどの観点からも検討を行っていく。また、複数の機能を併せ持つ複合施設とすることも検討する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れるにあたっては、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、新設や直近の改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて、周期的に改修を行う。

(2) 長寿命化の実施方針

再整備の実施時期（経過年月）について、建物の状況が良好な場合等は、一般的な周期や過去の実績にとらわれず、長期間の使用に努める。一方、当該施設等の県民の利用状況等によっては、比較的短い経過年月での再整備に着手することも想定される。

(3) 統合や廃止の推進方針

県民が直接利用する施設であることから、統合や廃止に際しては、県民の利用状況、将来人口減少に伴う利用需要の変化の見込みなど、さまざまな観点から検討の上、県民の利便性を損なうことのないよう配慮する。その際、複数の機能を併せ持つ複合的な施設とすることにより、県民の利便性を向上させることも検討する。

(2) インフラ施設

① 道路施設

1. 現状や課題に関する基本認識

本県が管理する道路施設は、高度経済成長期以降に整備されたものが多く、今後、施設の老朽化が急速に進行することから、従来の対症療法的な維持修繕では、通行に支障をきたすだけでなく第三者被害の発生も懸念される。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

道路施設全体の修繕計画を体系化し、点検・補修等の水準を定めた「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、計画的な維持修繕を実施していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、道路施設全体の点検及び診断を計画的に実施する。

具体的な実施にあたっては、道路施設毎に策定する点検マニュアルに従い、適正に点検及び診断を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を隨時実施する。

なお、現在国では、新技術による点検・診断業務の高度化、効率化に関する現場検証等(インフラ点検等を支援するロボット等による機械化、非破壊での検査技術、I C Tを活用した変状計測等)を実施しているが、当該技術が実用化された際には導入を検討する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

施設の適正な維持修繕を行うための具体的な修繕計画として「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」「岐阜県舗裝修繕最適化計画」などを策定しており、これに基づき計画的に補修を実施する。

(3) 安全確保の実施方針

個別施設毎の点検マニュアルに基づき、計画的に点検・診断を実施し、施設が危険な状態であると判断される場合や、施設の劣化が進行すると危険な状態になると判断される場合には、早期に修繕を行い、施設の安全確保を図る。

(4) 耐震化の実施方針

緊急輸送道路上の橋りょうについて、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を推進する。

その他、交通量が多いなど社会的影響が大きい道路上の橋りょうについても、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を推進する。

(5) 長寿命化の実施方針

道路施設を適正に維持修繕していくための計画である「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」「岐阜県舗装修繕最適化計画」等の各種修繕計画を策定し、これに基づき計画的に実施する。

(6) 統合や廃止の推進方針

道路施設については、災害に強い県土づくりなど「安全・安心」な県民生活を支える基盤、産業振興や観光交流など「活力」を支える基盤として、多面的に県民の生活を守り支えているものであることから、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

なお、県道としての要件を満たさなくなった場合は、市町村道としての移管等を検討する。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

施設を適切に管理していくためには、点検や補修に関する高度な技術を有する人材を養成する必要があることから、平成 20（2008）年度から岐阜大学、産業界と連携し、「社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）」の養成を行っており、MEを活用した道路施設の適切な点検補修の実施や、災害時等の初期点検、道路施設の緊急点検等を実施している。

MEには 473 名（平成 31（2019）年 3月末現在）が認定されており（そのうち、本県職員は 69 名）、平成 35（2023）年度までに 650 人の ME を養成することを目標に進める。

さらに、普段利用している道路施設の異常箇所（落石、穴ぼこ等）の通報等を行ってもらう県民ボランティアを、「社会基盤メンテナンスサポーター（MS）」として委嘱（平成 30（2018）年 11 月末現在 1,315 名）し、地域の道路は地域で見守る効率的な維持管理対策の構築を進める。

② 河川（河川構造物）

1. 現状や課題に関する基本認識

県管理河川には、水門や樋門、堰、排水機場などの県民の生命、財産、生活を守る河川構造物が多数存在し、高度経済成長期以降、大量に建設されてきた。これらの施設の老朽化は着実に進行しており、今後、機能不全や構造物を構成する機器・装置の故障といった問題の発生が懸念されるため、今後は多くの施設の適切な維持保全が必要になる。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

施設を点検して状態を把握するとともに「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づく施設の維持保全を行い、施設の信頼性の確保と経費の縮減を図っていく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」及び「河川ポンプ（河川用ゲート）設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）」等に基づき、年1回の頻度で定期点検を実施し、各部材の劣化や損傷状況等の早期把握やデータ整備を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡視・パトロールや、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を隨時実施する。

また、維持保全に係る経費の縮減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断することが重要であることから、補修工法や点検・診断に関する技術開発などを積極的に取り入れる。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき、計画的な維持保全を行うこととし、毎年の定期点検の結果を踏まえた状態監視保全を行う。

(3) 安全確保の実施方針

河川巡視や堤防点検、構造物の定期点検などにおいて、損傷等を発見した場合、損傷の度合いや構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。簡易な補修により対応可能な場合は直ちに補修を実施する。

(4) 耐震化の実施方針

河川構造物の耐震性能照査の結果、耐震補強が必要と判定された 26 施設について

平成 35（2023）年度までの 10 年間で耐震化を行う。

(5) 長寿命化の実施方針

「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」に基づき長寿命化を実施する。

同計画に基づき、予防保全の考え方を取り入れた部品等の整備、取り換え等を行い、施設の信頼性を確保し、施設を延命化することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、維持保全に要する経費を平準化する。

(6) 統合や廃止の推進方針

河川構造物については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有しているため、統合・廃止の判断は、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

河川構造物の長寿命化や耐震化は、比較的新しい技術であり、今後、施設の長寿命化に有用な情報通信技術（ＩＣＴ）を導入する等、情報の高度化、作業の省力化を行い、P D C A サイクルを繰り返しながら、「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の見直しを行っていく。

③ 砂防施設

1. 現状や課題に関する基本認識

本県の砂防事業の歴史は古く、今後老朽化が進み、劣化損傷する砂防施設が増加する。施設の定期点検及び健全度評価を行い、劣化損傷が少ない段階で適切な対応を行う予防保全の考え方を取り入れた維持保全を推進し、施設の長寿命化、経費の平準化等を進めていく必要がある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

平成25（2013）年度に策定した「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき計画的に維持保全を実施していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき、砂防施設の保全対象への影響や施設の健全度評価により、点検サイクルを設定し定期点検を実施するとともに、施設の劣化や損傷状況等の早期把握やデータの蓄積を行う。

また、施設の変状を把握するために日常的な巡回点検や、災害発生後等の緊急時には、変状を把握するための緊急点検を隨時実施する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響度、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、補修・改築箇所の優先順位を設定した上で、経費を平準化し計画的な維持保全を行う。

(3) 安全確保の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく定期点検を行うとともに、日常的に職員による巡回点検を行い（出水後などは隨時実施）、新たな損傷等を発見した場合、損傷の度合いや構造物の安全性などを評価したうえで補修を行う。

(4) 耐震化の実施方針

砂防施設は、兵庫県南部地震をはじめとして、過去に発生した大きな地震において重大な被害は生じていない。このため、耐震化は一般的に必要がないものであるが、一定規模（えん堤高さ15m以上や擁壁高さ8m以上）の施設については、地震

時の外力を考慮した安定計算を行い、施設の耐震化を実施する。

(5) 長寿命化の実施方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づき長寿命化を実施する。

同計画に基づく健全度評価により選定された要対策箇所について、保全対象への影響、構造物の安全性、保全対象の重要度を数値的に評価し、優先順位を設定し、維持保全を行う。

(6) 統合や廃止の推進方針

砂防施設については、地形的特性や過去の災害状況等を踏まえて適切な場所に設置されており、既存施設がそれぞれに必要な機能を有している。このため、統合・廃止については、施設の劣化損傷が著しく進み機能不全となった場合、他施設の機能向上（嵩上げ）を行う等、県民の安全・安心な日常生活に支障を与えることのないよう慎重に判断することとする。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく点検、評価、修繕等を実施していくとともに、これらによって得られたデータの集計・分析を行う。今後、施設の長寿命化に有用な情報通信技術（ＩＣＴ）の導入等を行い、ＰＤＣＡサイクルを繰り返しながら、同計画の見直しを行い、より効率性を高めていく。

また、県砂防ボランティア協会等と連携し、点検体制の強化も図る。

④ 治山施設

1. 現状や課題に関する基本認識

治山施設の管理に関する課題は、構造や材質による耐用年数が未確立であること、施設数が膨大で点検の一巡には約10年以上の期間を要すことから、施設位置情報の精度管理が求められる。また、国土強靭化対策におけるインフラ長寿命化計画により、治山施設の点検評価や維持修繕、機能の強化、施設の長寿命化対策、経費の平準化等を進めていく必要がある。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

治山施設が人家等保全対象に近接するもの、治山施設により荒廃地を樹林化できていないものを重要管理対象とする。

また、国が定める長寿命化計画、本県の独自情報（過去の実績、レーザ測量によるデジタルデータ取得等）を加味して、「岐阜県治山施設長寿命化計画」に基づき、計画的な維持修繕を実施する。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

維持修繕が必要と判定された治山施設を対象に、保全対象との距離などを考慮した優先順位により、計画的に実施する。

また、それらの治山施設が存する渓流等で新たな荒廃が見られる場合は、荒廃の復旧整備と併せて実施する。

(2) 安全確保の実施方針

治山事業は、洪水の緩和や土砂災害防止等、森林の持つ公益的機能を高める「グリーンインフラ」と言われており、効果的な事業実施によって総合的な山地防災力を強化し、県民の生命・財産の安全を確保する。

(3) 耐震化の実施方針

治山施設は過去の震災により重大な被害は生じていないが、国の治山技術基準により、一定規模（堤高15m以上の重力式治山ダム）を超える施設や保全対象に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合については耐震化対策を実施する。

(4) 統合や廃止の推進方針

各治山施設はその場所で複数の目的を持った防災施設として設置されているため、

統合は実施できない。ただし、治山施設の設置目的である保全対象が消滅した場合や、災害による致命的な損害を受け機能を滅失した場合には廃止を検討する。

(5) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「岐阜県治山施設長寿命化計画」、治山G I S等を軸としたシステム管理体制の構築を進めるとともに、データの集計や分析、P D C Aサイクルの確立を図る。

また、広大な山地と広範囲に点在する治山施設をカバーするため、地域に密着している治山経験者や市町村、森林組合職員等が認定している「山地防災ヘルパー」を活用し、山地災害や治山施設に関する情報収集に努める。

⑤ 水道・工業用水道施設

1. 現状や課題に関する基本認識

<水道事業>

県営水道は、昭和 51（1976）年度の事業創設から 40 年以上が経過し、建設投資の内容が新設・拡張事業から維持保全及び再整備事業に移行しつつあり、特に送水管の老朽化に対する抜本的な対策を講じることが必要な時期を迎えている。

水道施設の維持保全及び再整備にあたっては長期的視点から計画的・効率的に実施し、後年度負担となる企業債には頼らない事業経営により、支払利息負担を軽減し、長期にわたり持続可能な水道事業の実現を目指す。

<工業用水道事業>

供用開始が平成 10（1998）年度と比較的新しい施設であるため、引き続き、布設した管の管路パトロールを行い、定期的な点検を実施する。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

<水道事業>

予防保全の考え方を取り入れた「県営水道長寿命化計画」に基づき、維持管理、維持保全及び再整備を行う。

平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度の 10 年間を計画期間とし、長期収支計画において、財源の裏付けとあわせて 3 年毎に見直す。

県営水道の管路施設の多くは、布設してから 40 年以上が経過し（法定耐用年数 40 年）、今後、更に老朽化が進むことで漏水・断水の危険性はますます高まると考えられることから、計画的な維持保全及び再整備事業が必要である。

(1) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

「県営水道長寿命化計画」は 3 年毎に見直されるため、3 年以内に必要となる維持管理、維持保全及び再整備は、点検調査や診断結果に基づいて個別に実施時期を設定する（状態監視保全）。

また、中長期的な維持保全及び再整備は、法定耐用年数や供用年数を基にして、長寿命化の観点から実施時期を設定する（時間計画保全）。

(2) 安全確保の実施方針

「県営水道長寿命化計画」に基づく効率的な維持管理、維持保全及び再整備の実

施により、導水、浄水、送水施設の水道用水供給機能維持に努めるとともに漏水・断水リスクを低減し、安全を確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

水道管路を除く浄水場等の土木構造物については、平成 18（2006）年度までに耐震化を完了している。

管路については、大容量送水管整備事業を今後 40 年間で実施することにより、耐震化や老朽化対策を進める。

将来的には、全ての施設において耐震適合率 100%を達成することを目標とする。

(4) 長寿命化の実施方針

「県営水道長寿命化計画」に基づいて、適切に予防保全の考え方を取り入れた維持保全を実施し、法定耐用年数の 1.5～2 倍に延長した年数にわたり使用することにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

<工業用水道事業>

供用開始時期が新しいため、現在のところ維持保全及び再整備に係る計画は策定していないが、耐震補強が必要な管について、緊急輸送道路の管路を優先的に整備していく。

⑥ 下水道施設

1. 現状や課題に関する基本認識

処理場施設、管路施設について供用後、27年を経過し、処理施設の機械・電気設備等の老朽化、管路施設の腐食等による再整備が必要となってきているため、予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持管理等を実施している。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画及び岐阜県下水道総合地震対策計画に基づき、計画的に実施する。

(1) 点検・診断等の実施方針

下水道施設に予防保全の考え方を取り入れた維持管理を導入するため、定期点検・定期診断等に基づき、下水道維持管理の計画を策定し、下水道施設の詳細点検を計画的に実施する。

(2) 安全確保の実施方針

効率的な点検、診断等による予防保全の考え方を取り入れた維持管理及び維持保全の導入により、施設本来の「下水を流す機能」の管路施設、ポンプ施設や「下水を処理する機能」の処理場施設の機能が確保できるよう努める。

(3) 耐震化の実施方針

「岐阜県下水道総合地震対策計画」に基づき、汚水処理施設の長期間の機能停止を予防するための耐震化を早期に実施する。

(4) 長寿命化の実施方針

「岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画」を基に、耐震対策と調整を図りつつ、維持管理、維持保全及び再整備を計画的に実施する。

(5) 統合や廃止の推進方針

人口減少等による下水道計画の汚水処理量の変化を検証し、流域下水道の基本となる計画の見直しを定期的に実施して、処理場施設の整備並びに施設の維持保全及び再整備を継続的に実施する。

(6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

長期的な視点に立って下水道施設を効果的、計画的に管理するため、必要な財源と組織や人材を適切に確保するように努める。

⑦ 交通安全施設

1. 現状や課題に関する基本認識

信号制御機や信号柱は、道路の延伸や交通量の増加に応じて整備を進めてきたが、これらの交通安全施設は老朽化が進んでおり、他県では信号制御機の老朽化による滅灯、信号柱の倒壊等の事案も発生している。本県でも今後、大量に再整備の時期を迎えるなど老朽化対策が重要課題となっている。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

信号制御機や信号柱の老朽化による故障、倒壊等の抜本的対策として、計画的に再整備を進めていく必要がある。

信号制御機等については、更新基準を迎え、又は超えた信号制御機等をピックアップし、毎年計画的な再整備を行うこととし、信号灯器の単価契約による分離発注、積算単価の見直し等による効果的な調達を行っていく。

信号柱については、計画的にコンクリート柱から鋼管柱への建替えを実施するほか、同一交差点での信号柱の統合によりストック数（現在数）を削減し管理していく。

(1) 点検・診断等の実施方針

信号制御機や信号柱の点検・診断は、業者と保守契約を締結し、年間を通じた保守・点検を実施する。

(2) 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

信号制御機については、更新基準である設置後 19 年を目途に再整備を計画する。

信号柱については、建柱後 42 年を経過し、老朽化したコンクリート柱が多数あることから、老朽化コンクリート柱から鋼管柱への建替えを計画する。

(3) 安全確保の実施方針

信号制御機や信号柱の安全確保は、専門知識を有する委託業者による保守点検により実施し、故障や破損などの老朽化が認められた危険な施設については、優先的に修繕、再整備を行っていく。

(4) 耐震化の実施方針

信号柱については、新設及び再整備時にコンクリート柱より耐震性が優れている鋼管柱とし、既存の施設より耐震化を図っていく。

(5) 廃止や統合の推進方針

交通量、交通事故発生状況などから交通規制の適宜見直しを行い、信号機を新設する際は、隣接する信号機の廃止を検討するなど、信号制御機や信号柱の統合・廃止等を推進していく。

⑧ その他のインフラ施設

本県以外の者が管理しているが、本県が当該管理者に対して指導・助言等を行うインフラ施設について、基本的な方針を整理する。

1. 土地改良施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

土地改良施設については、ほとんどが市町村や土地改良区等が管理・運営しているが、基幹的農業用水利施設等についてはその多くが県営事業にて造成したものであるため、地元の要望に応じ本県にて維持修繕を行っている。

県内には約 650km の基幹的農業用水路、約 2,200 箇所のため池、60 箇所の農道橋があるが、基幹的農業用水路の約 4 割が耐用年数を大幅に経過し、ため池の約 350 個所が耐震又は老朽化対策が必要であり、また、農道橋の約 6 割が現在の耐震基準を満足しておらず、今後も維持修繕が必要な土地改良施設が増加していく状況となっている。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

農業水利施設等の戦略的な保全・管理に向けて、点検、診断結果等のデータの蓄積・可視化・共有を進めつつ、個別施設計画等に基づき、基幹施設から末端施設に至る施設の所有者、管理者等と一体となって長寿命化に取り組む。

2. 林道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

林道施設については、本県が直接管理をしているものはないものの、県内で約 1,700 基の橋梁と 14 箇所のトンネルがあり、橋梁で 3 割、トンネルで 4 割の箇所がすでに完成後 50 年以上経過しており、今後も老朽化した橋梁等が増加していくこととなる。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

林野庁の行動計画などをもとに、管理者である市町村等において、適切な維持修繕が実施されるよう、メンテナンスサイクルの実施に係る基準やマニュアルの整備、技術的指導等を行う。また、維持修繕の計画的な実施や、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化に努めることとする。

用語集

本文中に使用されている用語の意味について、50音順に説明します。

| | |
|---------------------------|---|
| 河川構造物（の種類） | <p>本県が管理する河川構造物を代表するものとしては、水門、堰、^{せき} 橋門・橋管、排水機場、ダム、陸閘がある。</p> <p>堤防を分断することにより河川又は水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有するものを水門という。農業・工業・水道用水などの水を川から取るなどのために、河川を横断して水位を制御する施設を堰といふ。堰を水門と混同される場合があるが、門扉（ゲート）を閉めたときに堰は堤防の役割を果たさない。</p> <p>橋門・橋管は、堤防の居住側の雨水や水田の水などが川や水路を流れ、より大きな川と合流する場合、合流する川の水位が洪水などで高くなつたときに、その水が堤内地側に逆流しないように設ける施設である。このような施設の中で、堤防の中にトンネルのようにコンクリートの水路を通し、そこにゲートを設置する場合、橋門・橋管といふ。堤防を分断し完全な開水路で通り抜ける場合の構造を水門といふ。橋門と橋管には明確な定義はなく、一般的に、断面が比較的小さいものを橋管、大きなものを橋門と呼ぶ。</p> <p>洪水時に排水門などを閉じてしまうと堤防の居住側に降った雨水が川へ出でていかないので、この水を川へくみ出す施設が必要となる。これが排水機場であり、ポンプが稼働して堤防の居住側の水を川へ排出する。</p> <p>ダムは、河川の水を貯めたり、取水するために、河道を横断して設けられる流れをせき止める施設で、15m以上の高さを持つものをダムと呼んでいる。主な用途としては以下の2つがあり、この2つの目的を備えたものを多目的ダムといふ。</p> <p>利水：川の流量が多いときに水を貯めておいて、少しづつ生活や農業用水、発電用水等として利用する。</p> <p>治水：洪水の一部を溜め込み、洪水が終わってから少しづつ放流し洪水調節をする。</p> <p>堤防と交差する道路や線路の路面が堤防の高さよりも少し低いときに、道路幅、線路幅だけ堤防を切り下げ、出水に応じて開閉できる門扉を設置する。これが陸閘であり、洪水時にはそこから水が流れ込まないように陸閘を速やかに閉塞する必要がある。</p> |
| 木曽川右岸流域下水道長寿命化計画 | 事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する調査結果に基づき、予防保全の考え方を取り入れた「長寿命化」を行う計画。 |
| 岐阜県河川インフラ長寿命化計画 | 県管理河川には、多くの河川構造物が多数存在し、その多くが設置から30年～40年を経過すること等から、これまでの対症療法的な対応から予防保全の考え方を取り入れ、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成26（2014）年3月に策定した。 |
| 岐阜県木曽川右岸流域下水道ストックマネジメント計画 | 下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めた計画。 |

| | |
|----------------|--|
| 岐阜県橋梁長寿命化修繕計画 | 通行の安全性を確保し事故や災害のリスクを減少させ、あわせて中長期的な維持管理費を縮減するため、計画的かつ予防保全の考え方を取り入れ、橋梁の長寿命化に係る修繕計画を平成 21 (2009) 年 5 月に策定した。 |
| 岐阜県下水道総合地震対策計画 | 大規模な地震時でも、下水道の有すべき機能を維持するため、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための計画。 |
| 岐阜県公営住宅等長寿命化計画 | 県営住宅（公営住宅、特定公共賃貸住宅及び特別賃貸住宅）に関する個別施設計画。本県においては、予防保全の考え方を取り入れた維持管理、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により公営住宅等ストックの長寿命化を図るため、平成 22 (2010) 年 3 月に策定した。 |
| 岐阜県砂防施設長寿命化計画 | 砂防施設の老朽化が進み、劣化損傷する施設の増加が想定されることから、劣化損傷が進行した段階で巡視点検や通報により確認し、補修をしてきた従来の事後保全的な対応から、計画的な定期点検、劣化損傷が軽微な段階での補修を実施する予防保全の考え方を取り入れ、補修・改築費の平準化を図り、計画的・効率的な維持修繕を推進する計画である。平成 26 (2014) 年 3 月に策定した。 |
| 岐阜県住生活基本計画 | 住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。本県においては、平成 19 (2007) 年 3 月に策定し、平成 24 (2012) 年 3 月に全部を変更している。 |
| 岐阜県耐震改修促進計画 | 本県において、旧耐震基準により建設された建築物の耐震化を促進するため、建築物の耐震化の促進に関する法律に基づき、平成 19 (2007) 年 3 月に策定した計画。その後、東日本大震災により明らかになった諸課題を洗い出し、防災関連計画が適切であるかの総点検を目的とした「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関連し 7 項目の提言がなされたことから、これらの提言を踏まえ、平成 23 (2011) 年 10 月に計画の改訂を行った。 |
| 岐阜県道路施設維持管理指針 | 道路施設の長寿命化や効率的かつ計画的な維持管理の実現を目的として平成 19 (2007) 年度に策定。平成 26 (2014) 年度には、道路管理者が実施すべき維持管理の水準等について内容を更新するとともに、より具体的な目標の設定やきめ細やかな対策等を明示し、全面改訂を行った。 |
| 岐阜県舗裝修繕最適化計画 | 膨大な量の舗装ストックの老朽化への対応として、平成 16 (2004) 年度に路面性状調査を実施し、従来の対症療法から損傷が軽微なうちに対策を実施する予防保全の考え方を取り入れた修繕へ転換するため平成 17 (2005) 年度に最適化計画を策定した。 |
| 旧耐震基準 | 昭和 56 (1981) 年 5 月 31 日までの建築確認について適用されていた耐震基準で、震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない建物であることとして設定されていた。しかしながら、旧耐震基準 |

| | |
|---------------|---|
| | で建築された建物は、平成 7（1995）年の阪神・淡路大震災で大きな被害が発生し、多くの建物が倒壊・崩壊したことなどから、その耐震性は不十分であるとされている。 |
| 行財政改革アクションプラン | 本県において、平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度までの 3 年間における構造的な財源不足を解消するための具体的な取組みを定めた行動計画。3 年間で総額にして 920 億円と見込まれる巨額の財源不足の解消に向けた対策を検討し、県内各界各層の皆様と意見交換を重ねて策定した。 |
| 行政財産 | 本県において公用又は公共用に供し、または供することを決定した財産。公用財産（本県が直接使用する財産）と公共用財産（県民が共同利用する財産）とに分けられ、具体例としては、前者は県庁舎、総合庁舎、警察署など、後者は県立学校、福祉施設、図書館、県営住宅などがある。 |
| 県営水道長寿命化計画 | 厚生労働省が策定した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」に基づき、平成 25 年（2013）度に策定した県営水道施設の長寿命化計画。中長期的な視点に立ち、ライフサイクルコストを最小化する修繕や更新の実施により、水道施設を健全な状態で次世代に引き継ぐことを目的とする。 |
| 公園施設長寿命化計画 | 公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的とする。 |
| 公共施設等 | 本方針においては、本県が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が所有する施設など、本県が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。 |
| 固定資産台帳 | 新地方公会計の取組みの一つとして、整備が求められている台帳。財務書類の作成に必要な台帳となるため、本県が保有するすべての資産を対象に、資産価値に係る情報を含んでいることが必須となる。 |
| 財産台帳 | 本県が所有する土地・建物等の財産について、名称、所在地、構造、延面積、取得年月日、建築年月日、取得価格、評価額等を記載した台帳。 |
| 砂防施設（の種類） | 本県が管理する砂防施設を代表するものとしては、砂防設備（えん堤、床固工）、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設がある。 砂防えん堤は、水と一緒に流れてくる土砂を貯めることなどにより、土砂が一気に下流に流れ出さないようにするための砂防施設である。床固工群は、川が蛇行して流れ、洪水や土砂が氾濫する危険のあるところなどに作られる、背の低い（一般に 5 m より低い）一連の砂防えん堤のような形の施設である。 急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地崩壊危険区域に設置された擁壁工、アンカーワークなどの施設である。主な急傾斜地崩壊防止施設には、がけ崩れの発生、被害を防止する施設として、擁壁工、 |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>法面工、落石防止柵工などがあり、現地の状況に適した施設の整備を行う。</p> <p>地すべり防止施設は、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、その他の地すべりを防止するための施設である。地すべり対策事業では、同区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設を新設・改良し、その他地すべりを防止するための工事を実施する。</p> |
| 指定管理者制度 | 平成 15 (2003) 年の地方自治法の一部改正によって導入された制度。公の施設（地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、住民が利用する施設）について、より効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とする。 |
| 新地方公会計 | 発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覧的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組みのことで、総務省が、公共施設等総合管理計画の策定と並んで、各地方公共団体における整備を促進している。その意義としては、住民や議会等に対する説明責任の履行、資産・債務管理や予算編成等に活用することによるマネジメントの強化等が挙げられる。全国統一的な作成基準に基づく財務書類を作成することにより、他の地方公共団体との比較や地方公共団体全体としての財務情報の開示も可能になる。 |
| 生徒いきいきプラン | 本県において、平成 15 (2003) 年度から平成 19 (2007) 年度に実施した県立高等学校の再編成。高等学校を一定規模に保つことにより教育水準や活力を維持し、また、総合学科や普通科単位制高校など新しいタイプの高校・学科を設置することにより学ぶ場の選択幅を一層拡大するなど、未来を担う子どもたちの立場に立ったより一層魅力ある高校づくりを進めることとした。 |
| 耐震基準 | 建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもの。現在の基準は昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されており、新耐震基準と呼ばれている。新耐震基準は、震度 5 強程度の地震ではほとんど損傷しない建物であること、震度 6 強から 7 に達する程度の地震で倒壊・崩壊しない建物であることとして設定されている。 |
| 治山施設（の種類） | 森林法に基づく保安林の指定目的を達成するために、森林の維持・造成に必要な保安施設と、地すべり等防止法に基づき、同法による地すべり防止区域内で、斜面の移動を抑制または抑止する地すべり防止施設を合わせて治山施設と言う。治山施設には、治山ダム工、山腹工、落石防止工、なだれ防止工、地すべり防止工のほか、保安林内での植栽や木数調整伐等の森林整備箇所や、治山施設の設置や管理を目的に開設した保安林管理道、治山作業道も含まれる。 |
| 地方財政状況調査 (決算統計) | 総務省が地方自治法に基づいて毎年度実施している、各地方公共団体の決算状況について報告を求めるもの。対象とする会計の範囲は本県の決算（一般会計、特別会計）とは異なり、普通会計と公営事業会計（水道、工業用水道、下水道等）である。普通会 |

| | |
|-------------|--|
| | 計とは、現実には存在しない統計処理上の会計で、本県の「一般会計」と「公営事業会計以外の特別会計」を合算したものである。 |
| 土地改良施設（の種類） | 農業の生産性向上や農業構造の改善を目的として造られた施設のことで、代表的なものとして、農業用排水路、農業用ため池、農業用排水機場、農道などがある。 |
| ネーミングライツ | 施設等の名称に、民間企業や各種団体等の名称や商品ブランド名を付与する権利で、「命名権」や「施設命名権」とも呼ばれる。本県と民間企業や各種団体等との契約によるもので、本県の施設などに愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営・管理に役立てている。 |
| 普通財産 | 本県が所有する財産のうち、行政財産以外の財産。貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、私権を設定すること、信託することができる。行政執行上の手段として直接的に使用されるものではなく、主にその経済的価値を保全発揮することを目的としている。具体例としては、職員宿舎、アクティブGなどがある。 |

補足資料（有形固定資産減価償却率の推移）

1 有形固定資産減価償却率とは

「有形固定資産減価償却率」は、貸借対照表に掲載される「有形固定資産」のうち、非償却資産である土地や立木竹、建設仮勘定などを除いた「償却資産」の取得価額に対する減価償却累計額の割合である。

なお、この率は「償却資産」の経年の程度を表すものではあるが、当該率の高低が、建替えの必要性や安全性の有無を直接意味するものではないことには留意が必要である。

＜有形固定資産減価償却率の算出式＞

「減価償却累計額」

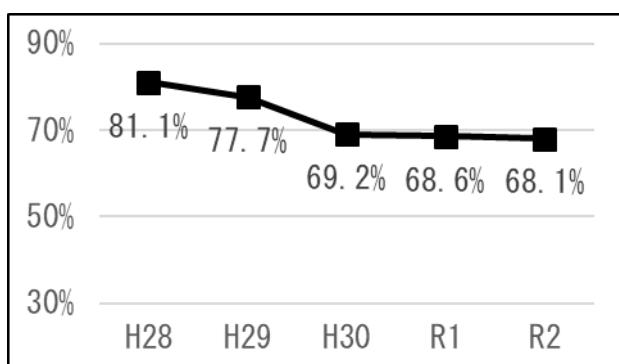
「減価償却資産の現存価額+減価償却累計額」（償却資産の取得価額）

2 平成28年度から令和2年度までの有形固定資産減価償却率の推移

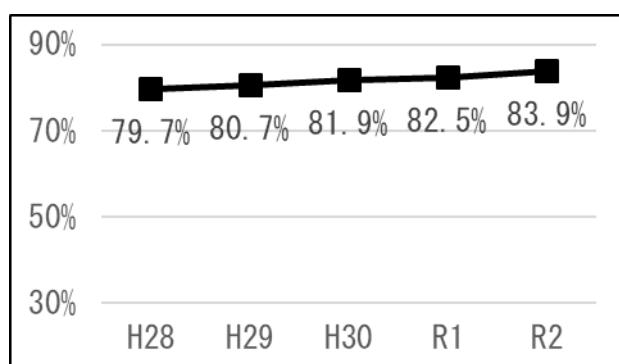
（1）建物

平成28年度の時点では最も減価償却が進んでいた「庁舎・事務所及び試験研究機関」は、中央子ども相談センターの移転や試験研究機関の再編等により減価償却率が下降しているが、全体としては、経年に伴う減価償却が進行している。

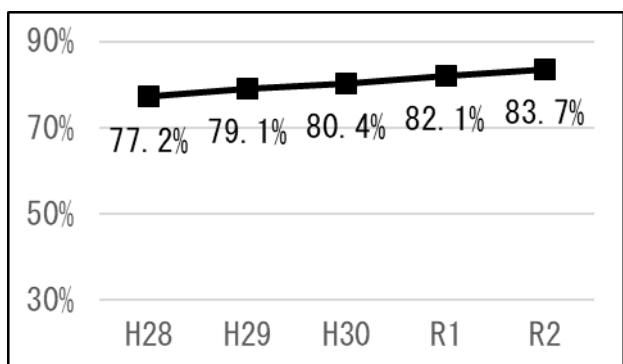
【図表 22-1】①庁舎・事務所及び試験研究機関



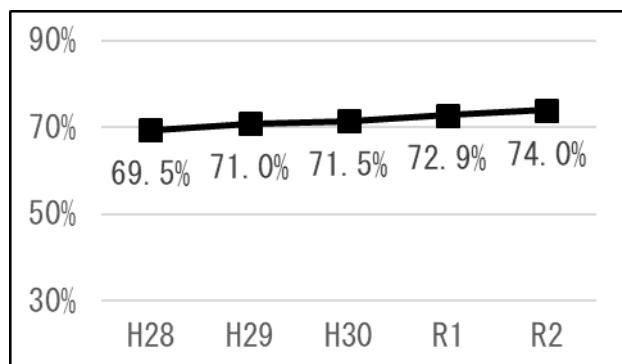
【図表 22-2】②都市公園



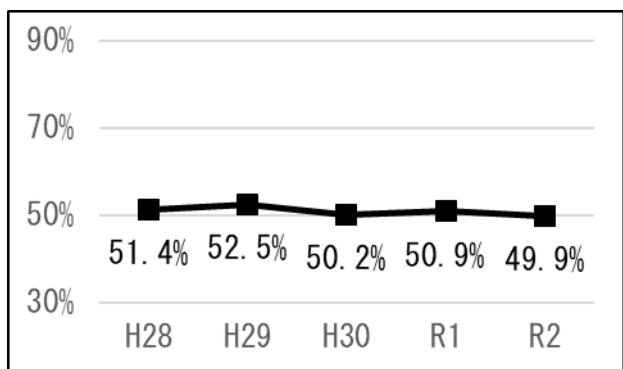
【図表 22-3】③県営住宅



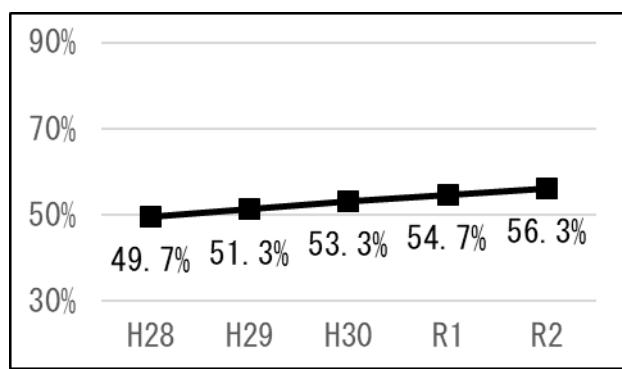
【図表 22-4】④高等学校・特別支援学校



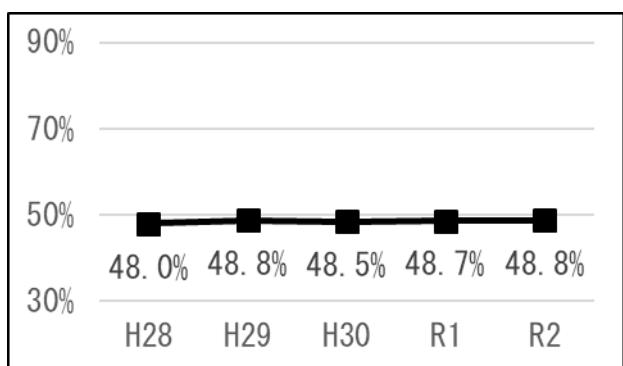
【図表 22-5】⑤警察施設



【図表 22-6】⑥職員宿舎



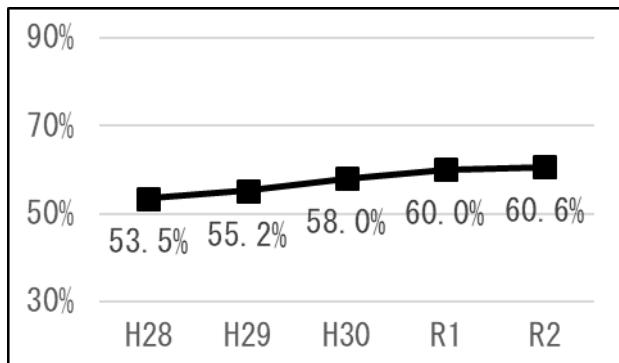
【図表 22-7】⑦その他の建物



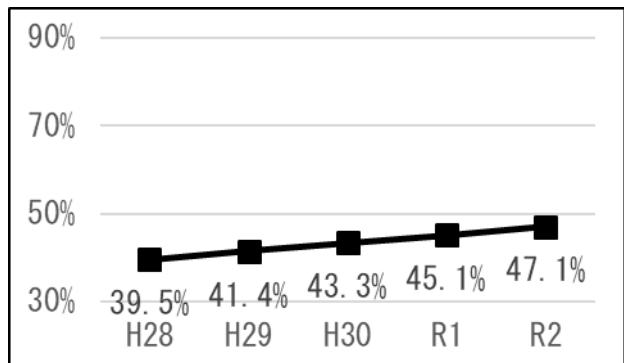
(2) インフラ施設

老朽化対策として計画的な再整備を行っている「交通安全施設」については、減価償却率が下降しているが、全体としては、経年に伴う減価償却が進行している。

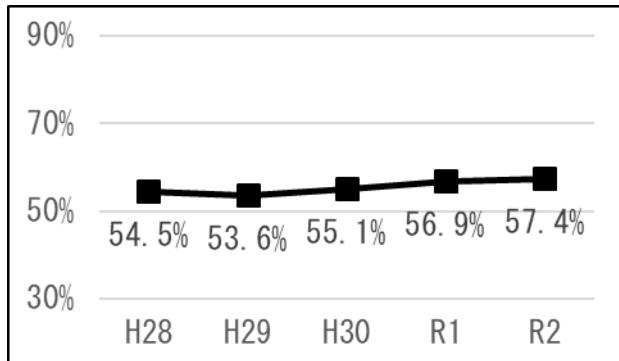
【図表 22-8】①道路及び橋りょう・トンネル



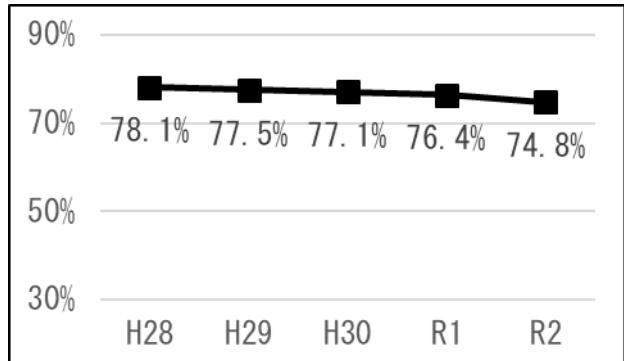
【図表 22-9】③砂防施設（急傾斜地崩壊防止施設・雪崩防止施設）



【図表 22-10】⑤水道・工業用水道施設



【図表 22-11】⑦交通安全施設



※各図表に示す各年度の有形固定資産減価償却率は、次の財務書類から算出

【図表 22-1】～【図表 22-9】、【図表 22-11】：岐阜県一般会計等財務書類

【図表 22-10】：岐阜県水道事業会計財務諸表、岐阜県工業用水道事業会計財務諸表

※インフラ施設のうち「①道路及び橋りょう・トンネル」及び「③砂防施設（急傾斜地崩壊防止施設・雪崩防止施設）」の有形固定資産減価償却率には、県が管理しているが県有資産ではない国道、砂防堰堤等は含まれない。

※インフラ施設のうち「②河川（河川構造物）」、「④治山施設」及び「⑧その他のインフラ施設」については、県が管理等している施設のほとんどが県有資産ではないため、掲載していない。

※インフラ施設のうち「⑥下水道施設」については、令和2年度から地方公営企業会計の適用に伴い財務書類を作成するため、掲載していない。

<改訂履歴>

平成27年8月 策定

平成31年3月 一部改訂

令和4年3月 一部改訂

令和5年3月 一部改訂

令和6年3月 一部改訂



岐阜県公共施設等総合管理基本方針

(平成27年度～令和6年度)

発行年月：令和6年3月

発行者：岐阜県総務部管財課

〒500-8570

岐阜市薮田南2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線2421)